

障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせる いせさきの実現

伊勢崎市 障害者計画



平成19年3月

はじめに



障害者保健福祉施策は、市がサービス内容を決定する『措置制度』から始まりました。その後、平成15年には利用者が自らサービス内容を選択する『支援費制度』に変わり、さらに18年4月には障害者自立支援法により「身体障害・知的障害・精神障害にかかわらず障害のある方々が必要とするサービスが利用できるよう仕組みを一元化する」、「応分の負担を求める」、「就労支援の強化を図る」という内容の施策へと大きく変わってきました。

本計画は、障害者基本法及び障害者自立支援法により策定するものでありますが、障害者アンケートや障害者団体等からの貴重なご意見、市民の方で構成された障害者計画策定委員会からいただいた提言を尊重し、作成しました。

今後は本計画の基本理念である、「障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現」の推進に向け、市民の皆様と協働して取り組んで参りたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、活発な協議を賜りました策定委員をはじめ、さまざまな機会を通じてご協力いただきました関係皆様に心から感謝申し上げます。

平成19年3月

新潟市長 矢内一雄

目次

総論	1
1. 計画の背景	2
(1) 障害者の現状	2
(2) 障害者自立支援法の概要	3
(3) 国の動向	5
(4) 県の取り組み	7
(5) 本市の取り組み	7
2. 計画策定の性格	8
(1) 障害者計画と障害福祉計画の一体的策定	8
(2) 計画期間	9
(3) 計画の対象者	9
(4) 策定体制	10
(5) 調査の実施	11
3. 障害のある人をめぐる本市の現状	12
(1) 本市の概況	12
(2) 障害のある人の動向	14
(3) 障害の原因別に見た動向	16
(4) 福祉サービスの利用状況	17
(5) 障害のある子どもの状況	19
(6) 市の相談支援体制	24
(7) アンケート等から見てきた障害者の生活実態と求められている施策	25
4. 重点課題	33
5. 計画の基本的な考え方	35
(1) 基本理念	35
(2) 基本施策	36
6. 施策の体系	40
7. 市民の声	42
障害者計画編	45
1. 施策の推進	46
基本施策 1 教育・育成（育つ・学ぶ）	46
(1) 幼児教育・療育の充実	46
(2) 学校教育の充実	48

基本施策 2 雇用・就業（働く）	51
(1) 障害者の雇用の場の拡大	51
(2) 総合的な支援の充実	53
基本施策 3 生活支援（自立した生活をする）	54
(1) 生活支援体制の充実	54
(2) 相談体制の充実・強化	56
(3) 権利擁護システムの充実	58
基本施策 4 質の高い生活（住まう・出かける・高める）	60
(1) 住環境の整備	60
(2) 外出・社会参加手段の確保	61
(3) 安全な建物・道路・交通機関の確保	63
(4) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実	64
基本施策 5 保健・医療（すこやかに生きる）	66
(1) 疾病の予防と早期発見の推進	66
(2) 健康の保持・増進施策の充実	67
(3) 医療サービスの充実	68
(4) 機能回復・維持訓練の充実	69
基本施策 6 情報・コミュニケーション（つながる）	70
(1) コミュニケーション手段の確保	70
(2) 情報提供の充実	71
基本施策 7 啓発・交流・協働（みんな一緒に）	73
(1) 啓発・福祉教育・交流活動の推進	73
(2) 防災・安全対策の充実	75
(3) 外国人障害者施策の充実	76
(4) 地域福祉活動の促進	78
2. 計画の推進体制	80
(1) 総合的な推進体制	80
(2) 進行管理	80

障害福祉計画編 **81**

1. 計画の目的	82
(1) 計画の性格	82
(2) 計画の位置づけ	82

(3) 他計画との関係	82
(4) 計画の期間	82
2. 計画の目標	83
(1) 基本的な方針	83
(2) 平成23年度の目標値の設定	84
3. 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	86
(1) 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	86
(2) 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策	87
4. 地域生活支援事業	89
(1) 目的	89
(2) 基本的な考え方	89
(3) 事業実施の考え方	89
(4) 利用者負担	89
(5) 事業内容	90
(6) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み	92
(7) 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策	93
5. 制度の円滑運営の仕組み	94
(1) 障害福祉サービス等の支給決定に関する基準	94
(2) 公平・公正な認定審査	95
(3) サービスの質の確保	95
(4) 計画の達成状況の点検及び評価	95

資料編.....97

1. 障害のある人を取り巻く本市の状況	98
(1) 福祉施設の状況	98
(2) 社会資源マップ（障害福祉関係）	99
(3) 本市の概況関連資料	100
2. 策定に関する資料	102
(1) 策定経過	102
(2) 伊勢崎市障害者計画策定委員会委員	103
(3) 伊勢崎市障害者計画策定委員会設置要綱	104
(4) 伊勢崎市障害者計画庁内検討委員会設置要綱	105

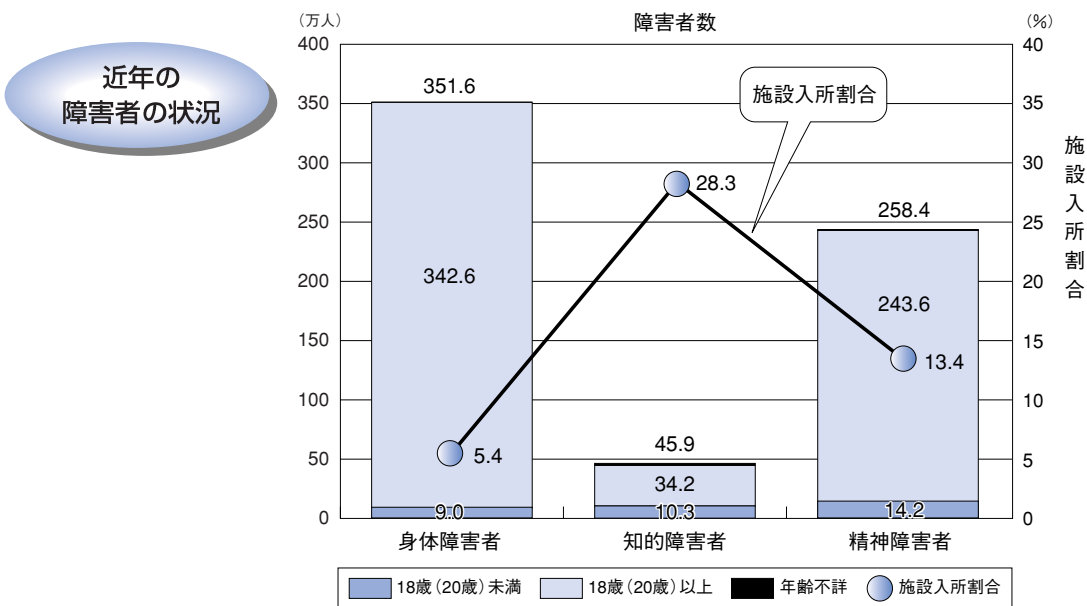
総論

1. 計画の背景

(1) 障害者の現状

「平成18年度版障害者白書」によると、全国の障害者数は身体障害者が352万人、知的障害者が46万人、精神障害者が258万人と推計されています。人口1,000人当たりに換算すると身体障害者が28人、知的障害者が4人、精神障害者は21人となり、重複障害を加味してもおよそ国民の5%が何らかの障害を有していることとなります（平成12年の国勢調査人口126,926千人を母数）。

このうち施設入所者は身体障害者が19万人（5.4%）、知的障害者が13万人（28.3%）、精神障害者が35万人（入院を含む13.4%）であり、18歳未満の身体障害児は9万人、知的障害児は10万人となっています。



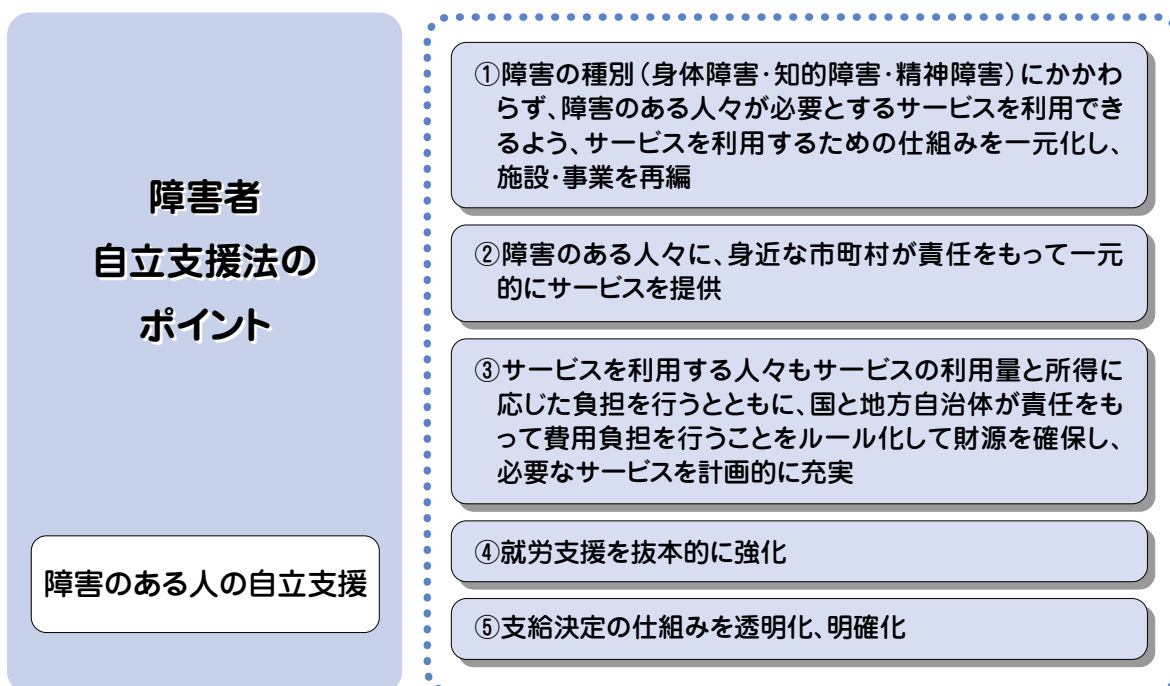
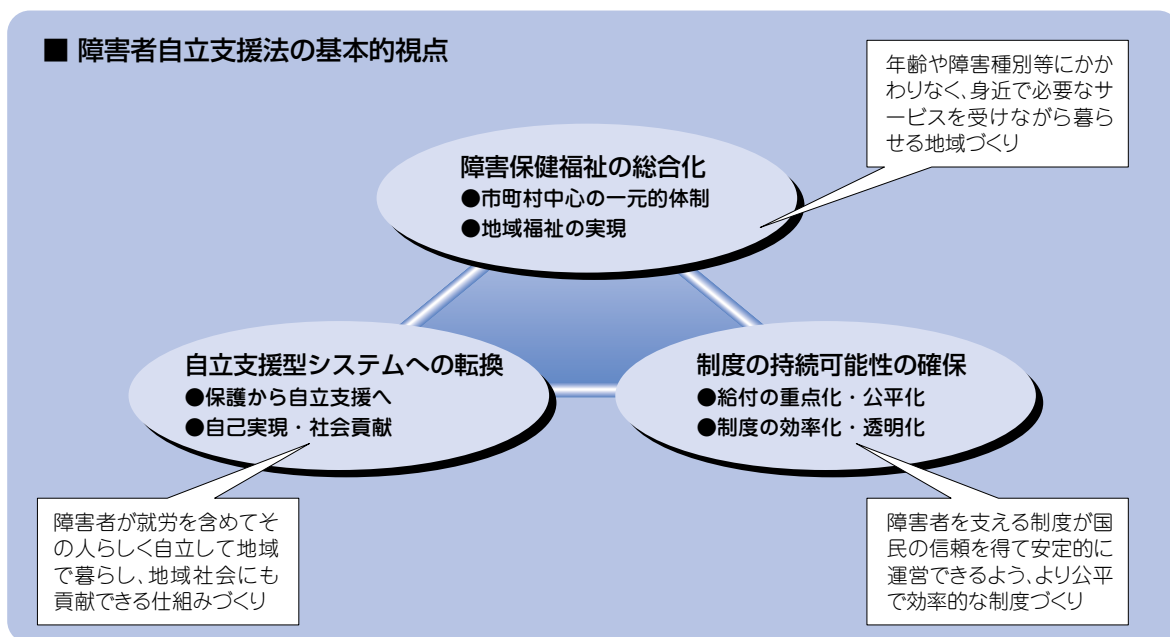
市町村がサービス内容を決定する「措置制度」から、平成15年度に利用者自らがサービスを選択する「支援費制度」へと変換し、障害者保健福祉施策は大きく変化しました。しかし、所得に応じてサービス費用の一部を利用者が負担するものの、公費負担も多く、長期的に安定した財源を確保できないといった問題や、精神障害者が対象となっていないこと、サービスの地域間格差が生じていること、就労の場として普及している「作業所」が法制度外であることなどから、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位にたった支援制度の確立が課題となりました。

こうしたことから平成17年10月、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための

法律として障害者自立支援法（平成17年法第123号）が成立し、障害者施策は大きな転換期を迎えました。

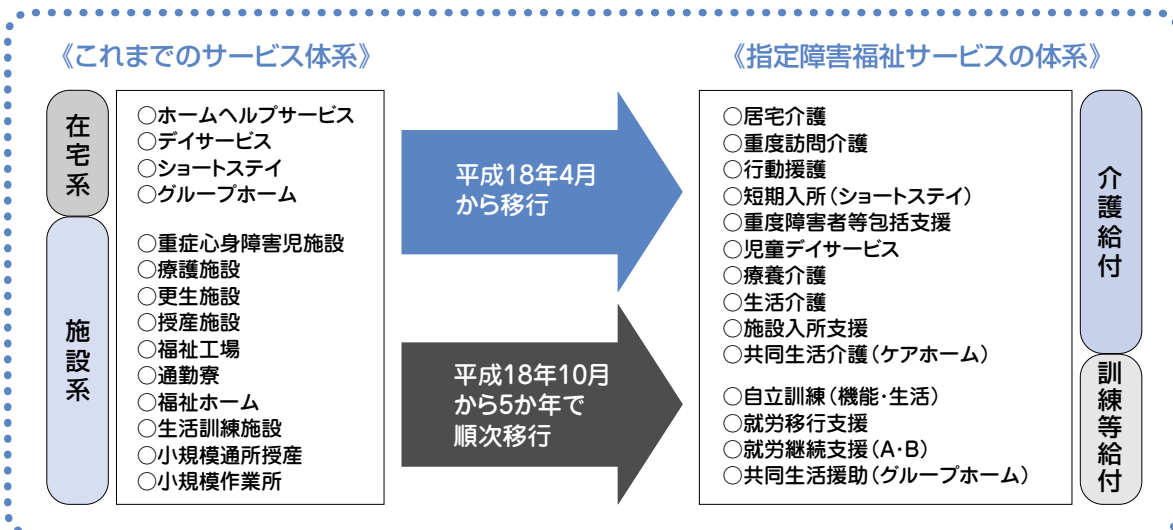
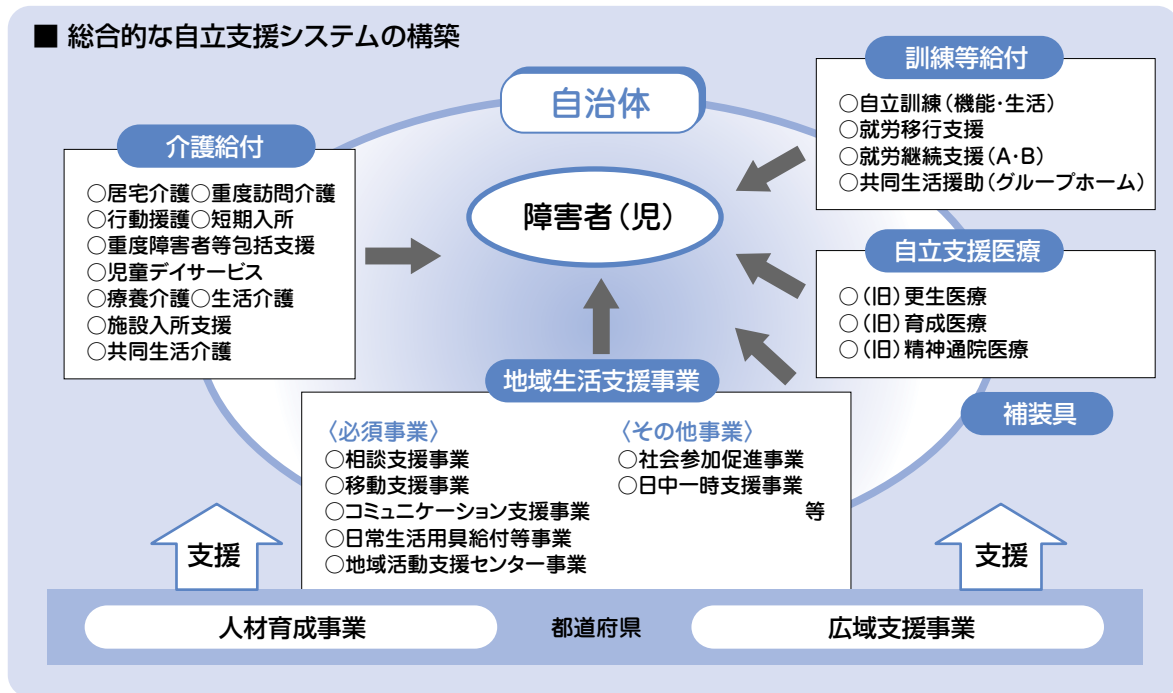
(2) 障害者自立支援法の概要

障害者自立支援法は、「障害保健福祉の総合化」「自立支援型システムへの転換」「制度の持続可能性の確保」の3つの基本視点に立っており、従来の障害者関連サービスが新たな体系へと再編されました。



障害者自立支援法による総合的な自立支援システムは自立支援給付と地域生活支援事業で構成されており、次のような全体像となっています。

- 基本方針**
- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
 - 2 希望する障害者に日中活動系サービスを保障
 - 3 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
 - 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進



(3) 国の動向

昭和56(1981)年の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」、これに続く昭和58(1983)年から平成4(1992)年にかけての「国連・障害者の十年」を経て障害者問題への関心が高まってきました。

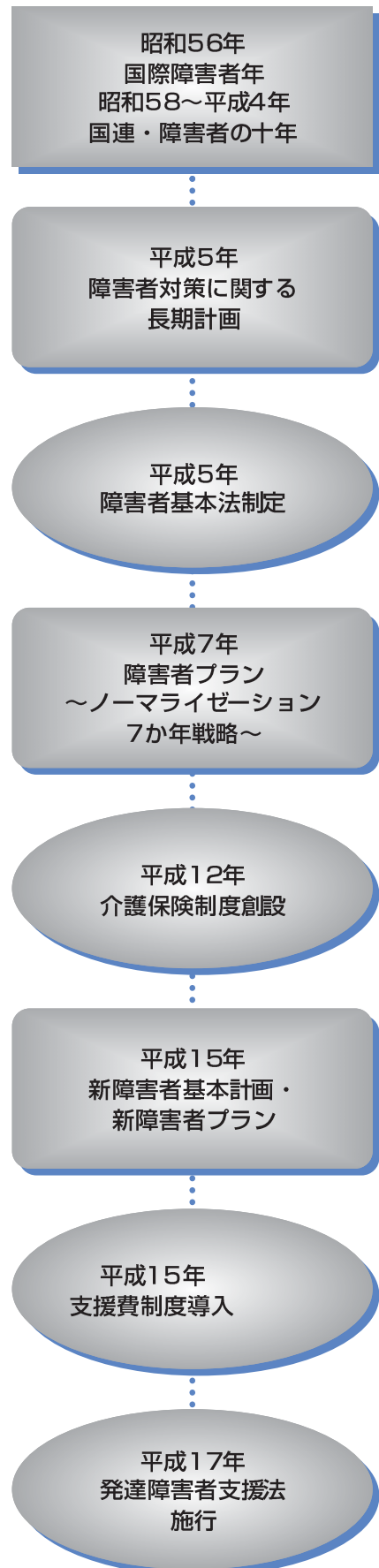
国においては「国連障害者の十年」の国内行動計画として、平成5年に「障害者対策に関する長期計画」を策定し、これを契機として同年12月、昭和45年に制定した「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」として大幅改正しました。これにより障害者の自立と社会参加の理念を打ち出すとともに、精神障害者を医療の対象としての「患者」から、生活面、福祉面の施策の対象である「障害者」としてはじめて位置づけました。

平成7年、同法に基づく「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を策定し、障害者施策の分野で初めて数値による施策の達成目標を掲げました。平成14年、これらの理念と目標を継承しつつ、共生社会の実現をめざし、平成24年度までの10年間の障害者施策の方向を示した「新障害者基本計画」と「重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)」を策定し、在宅サービスの数値目標化などを盛り込んでいます。

一方、平成12年の社会福祉法等の改正や介護保険制度の創設により、従来の措置制度から「契約」に転換し、高齢者については介護保険サービスが提供されるようになりました。平成15年には社会福祉基礎構造改革の一環として身体障害者・知的障害者について“措置から契約へ”と転換する「支援費制度」が導入され、利用者がサービスを主体的に選択できるようになりました。

平成17年、自閉症や学習障害・多動性障害などの発達障害児への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が施行されています。

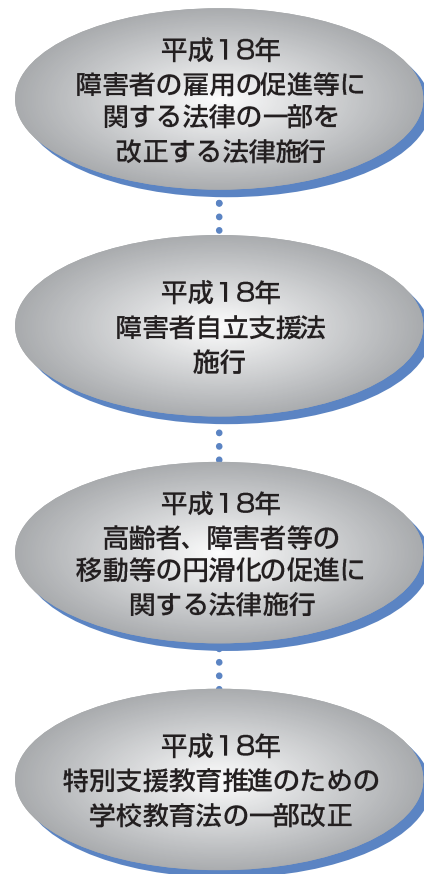
平成17年6月には、精神障害者の雇用対策の強化をはじめとする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成18年4月から施行されました。



障害の種類ごとに異なった制度やサービスから、身体・知的・精神に共通のサービス体系への一元化を図ることを盛り込んだ「障害者自立支援法」が平成17年10月に成立し、平成18年4月から一部が施行、同年10月から全面施行されました。

また、平成18年6月、高齢者や障害者の日常生活及び社会生活の確保のために、これまでの交通バリアフリー法^{※1}とハートビル法^{※2}の2法を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が成立し、同年12月に施行されました。

教育の分野においても改革が進み、平成17年12月の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」を受け、盲学校、聾学校、養護学校を特別支援学校^{※3}として一本化し、小中学校に在籍する障害のある児童生徒の教育への助言援助を行うなどの特別支援教育推進のための学校教育法の一部改正が行われ、平成19年4月に施行されます。



※1 交通バリアフリー法：

正式名称を「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といいます(平成12年11月15日施行)。駅やバスなどをバリアフリー化するとともに、市町村が駅やその周辺地域について地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を進めることとしています。

※2 ハートビル法：

正式名称を「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」といい、高齢社会に向け高齢者、障害者の社会的参加を積極的に推進するため、これに対応できる建築物を建設することを目的に平成6年9月から施行されています。さらに公益的な建築物のバリアフリー化のスピードアップを図るため、平成14年7月の法改正により、病院、劇場、百貨店などの不特定かつ多数の者が利用する建物から、不特定でなくても多数の者が利用する学校、卸売市場、事務所、共同住宅などに範囲が広がられました。

※3 特別支援学校：

学校教育法の一部改正の伴い、盲学校、聾学校、養護学校の種別が特別支援学校に、また、特殊学級の名称が特別支援学級に変更されます。

(4) 県の取り組み

群馬県では、平成5年度に「群馬県障害者施策行動計画バリアフリーぐんま障害者プラン」(平成5～12年度)を策定し、障害のある人にとっての様々な障壁(バリア)を取り除く「バリアフリー」を基本理念とし、障害者施策を総合的・計画的に推進してきました。平成13年度には、国の障害者プランの策定、介護保険制度の導入、「福祉のまちづくり」推進のためのハートビル法や交通バリアフリー法の制定などを反映した、「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン2～」(平成13～17年度)を策定しました。平成17年度に見直しを行い、平成22年度を目標に、「障害者についての正しい認識の重視」「障害者自立支援法に対応した福祉サービス等の充実・強化」「発達障害者支援対策の充実」「特別支援教育の推進」を特色とする5年間の「群馬県障害者計画～バリアフリーぐんま障害者プラン3～」を策定しています。

なお、平成15年3月には、人にやさしい福祉のまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにする「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定しています。

～群馬県障害者計画(バリアフリーぐんま障害者プラン3)の7つの柱～

- (1) お互いの理解と認識を深める
- (2) 生活支援サービスの充実
- (3) 保健・医療体制の整備
- (4) 療育・相談体制の整備
- (5) 就労機会の拡大
- (6) コミュニケーション環境の整備
- (7) 安全・安心なまちづくり推進

(5) 本市の取り組み

旧伊勢崎市では障害者新長期計画(平成9～15年度)、旧境町では障害者福祉プラン(平成9～12年度)、旧東村では障害者福祉計画(平成15～19年度)を策定しています。

2. 計画策定の性格

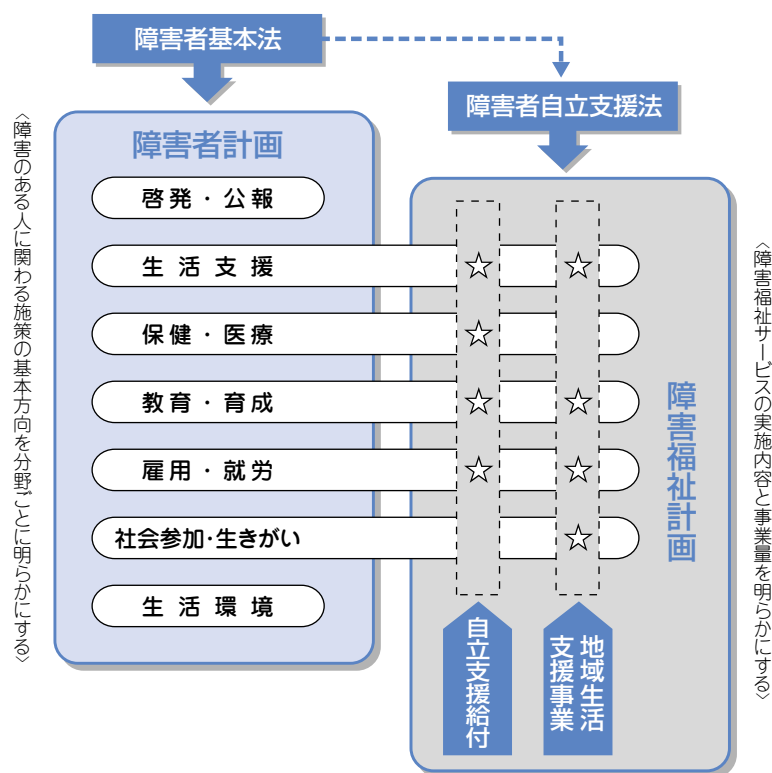
(1) 障害者計画と障害福祉計画の一体的策定

障害者基本法第9条第3項に基づく障害者計画は、「“共生社会”の理念のもとに障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定によって社会活動に参加・参画し社会の一員としての責任を分かち合う社会の実現をめざす」、障害のある人の生活全般にわたる施策を総合的に体系づけるものです。平成16年6月の改正により、これまで努力義務であった市町村の障害者計画策定については、平成19年4月から義務づけられました。

また、障害者自立支援法第88条に基づく障害福祉計画は、平成23年度を目標年度として、各種障害福祉サービス提供の目標量やその確保方策など、基本計画に定める「生活支援」に関し、具体的な事項を定める事業計画です。策定にあたっては、社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画やその他法律の規定による障害者等の福祉に関する計画と調整が求められています。

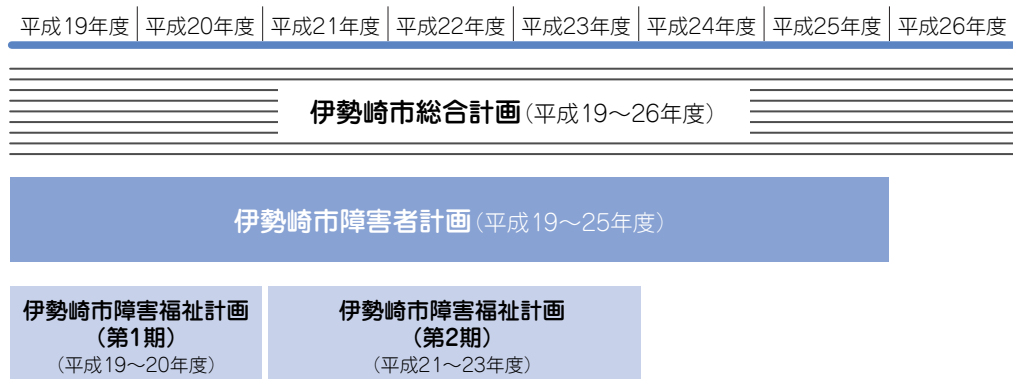
市の上位計画である伊勢崎市総合計画との整合を図りながら、伊勢崎市障害者計画と伊勢崎市障害福祉計画との一体的な策定を行います。

図表1 障害者計画と障害福祉計画の関係



(2) 計画期間

伊勢崎市障害者計画は平成19年度から平成25年度までの7か年とし、伊勢崎市第1期障害福祉計画は平成19年度から平成20年度までの2か年とします。なお、障害福祉計画は3か年を1期として作成することと定められているため、第2期障害福祉計画については、第1期障害福祉計画にかかる必要な見直しを平成20年度末までに行ったうえで、平成21年度から平成23年度を第2期障害福祉計画とします。



(3) 計画の対象者

本計画は障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく計画であり、それぞれ法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には市内の障害のある人すべてとします。

【障害者基本法】

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

【障害者自立支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条^{※4}に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条^{※5}に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項^{※6}に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

※4 身体障害者福祉法第4条：

（身体障害者）第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

※5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条：

（定義）第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

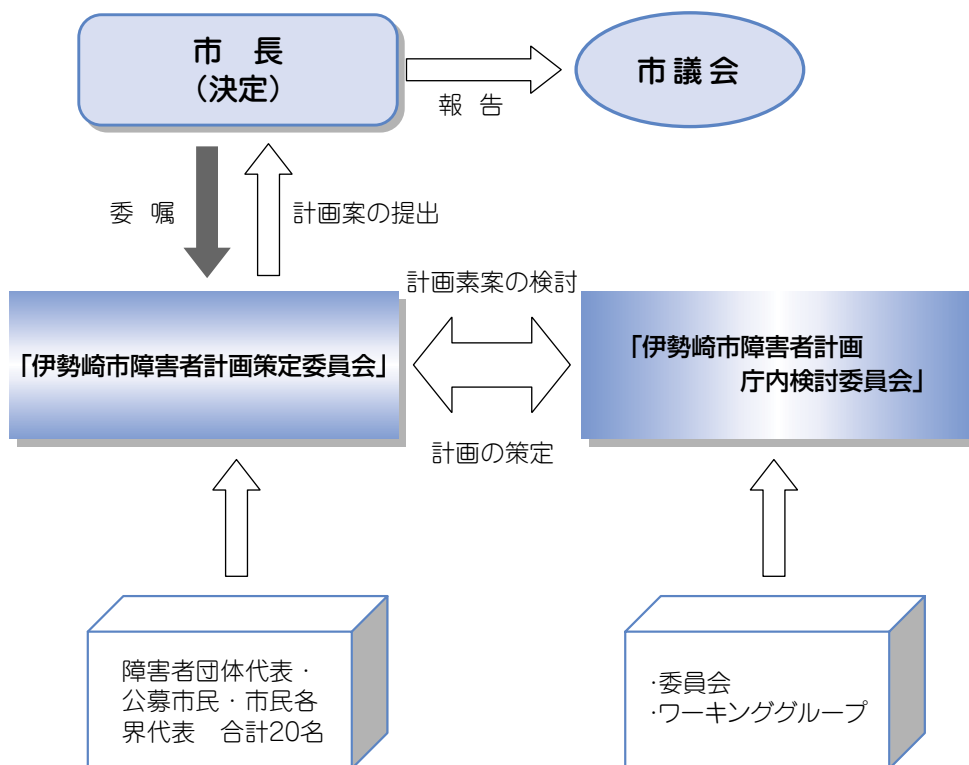
※6 児童福祉法第4条第2項：

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

(4) 策定体制

この計画は以下の体制により策定しています。



(策定委員会の様子)

(5) 調査の実施

計画対象者の意向を把握するため、平成18年1月にはアンケート調査、平成18年6月には障害者団体等のインタビュー調査を実施しました。

図表 2 アンケート調査の実施概要

調査対象	身体障害者手帳・療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
標本数	2,300	100
抽出法	平成18年1月1日現在の上記手帳所持者から無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査時期	平成18年1月	
回収数	身体障害者・知的障害者 1,407	精神障害者 48
回収率	身体障害者・知的障害者 61.2%	精神障害者 48.0%

図表 3 インタビュー調査の実施概要

団体等	障害種別
伊勢崎市聴覚障害者福祉協会	身体障害
伊勢崎市視覚障害者協会	身体障害
伊勢崎市手をつなぐ育成会	知的障害
かんらんしゃ(ボランティア団体)	精神障害
重症心身障害児家族の会	知的障害
親の会ネットワーク	知的障害
社会福祉法人 伊勢崎市愛のはぐるま会	知的障害
社会福祉法人 桑の実福祉会	知的障害
社会福祉法人 明清会	精神障害

3. 障害のある人をめぐる本市の現状

(1) 本市の概況

平成17年1月、旧伊勢崎市、旧赤堀町、旧東村、旧境町の4市町村が合併し、人口20万人超の県内4番目の市として新伊勢崎市が誕生しました。さらに平成19年4月には特例市へ移行します。

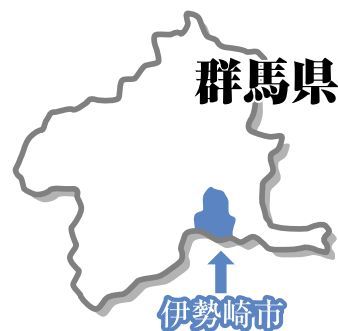
前橋市、高崎市、桐生市、太田市など群馬県の主要都市や埼玉県本庄市、深谷市に囲まれている本市は、東西約14km、南北約19kmの南北にやや細長い形状をなし、首都圏から80～100kmの距離にあります。

北部に一部丘陵地があるほかはほぼ平坦地で、南部には利根川が流れ、その支流である広瀬川、粕川、早川、葎川などの河川や沼池があり、自然環境に恵まれています。比較的温暖な気候で、雨の日が少なく日照時間が長いことが特徴ですが、冬季は「上州のからっ風」と呼ばれる寒風が吹く地域でもあります。

昭和60年から平成12年にかけて、旧赤堀町及び旧東村の年間増加率が10%を超えるなど人口の増加が続き、合併後の平成17年の総人口は202,447人、世帯数71,206に達しました(国勢調査)。同年の高齢化率は18.1%と県(20.6%)、全国(21.0%)を下回り、1世帯当たり人員は2.84人と全国(2.60人)を上回るものの、県平均(2.85人)を下回る水準です。しかし、その推移を見ると高齢化や世帯の小規模化が進んでおり、障害者や高齢者の介助(介護)力の低下がうかがわれます。

一方、外国人登録人口は年々増加し、平成18年10月で12,413人と1万人を超えており、国籍も多様で、言葉の問題をはじめ、行政サービスの利用上の問題点も顕在化しつつあります。

平成12年の就業者は10万人を超え、内訳では第1次産業が1割を下回り、第2次産業と第3次産業がほぼ4対5の



- ・首都圏から80～100km圏
- ・県内主要都市に隣接

- ・南北に長く、ほぼ平坦地
- ・河川や沼池があり良好な自然環境
- ・温暖・少雨、冬季はからっ風

- ・人口の増加
- ・高齢化の進展
- ・世帯の小規模化
- ・外国人の増加

比率となっています。明治以降、「伊勢崎銘仙」「伊勢崎緋」は全国に名をはせ、本市は織物のまちとして発展してきました。近年は伝統的な繊維を中心とする工業から、電気機器・輸送用機器・食品などに業種転換し、昭和40年代以降工業団地への企業進出が進みました。

事業所は9,500にのぼり(平成13年)、製造業が多く、建設業がこれに続いています。事業所の規模としては、旧伊勢崎市の製造業で見た場合、9人以下の事業所が7割を占めており、29人以下の規模が9割にのぼります。なお、平成15年の製造品出荷額は9,520億円と県下で第2位となっています。

鉄道はJR両毛線と東武伊勢崎線が接続しているほか、平成16年3月に上越新幹線本庄早稻田駅が開業するなど東京へのアクセスは飛躍的に向上しました。

道路網では東西に北関東自動車道が横断し、伊勢崎インターチェンジを擁しており、北関東自動車道の全線開通によって関越自動車道、上信越自動車道、東北自動車道及び常磐自動車道が連結されることとなります。一般道では東部を貫通する国道17号線上武国道、南北を結ぶ国道462号線と伊勢崎大間々線、さらに北に国道50号線、南に国道354号線が東西に横断しているほか、主要地方道が市の中心部から放射線状に伸びています。

このような交通環境の整備に伴う通過車両の増加などにより、県内でも交通事故が比較的多い地域となっています。また、本市は自動車交通への依存度が高く、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者数が減少し続け、民間路線バスの廃止・減便が進んでいます。このため、市民から交通手段の確保が要望されており、市では現在、高齢者・障害者等に配慮したコミュニティバス・ふくしバス・スクールバスを運行しています。

- ・ 織物のまちとして発展
- ・ 就業人口は工業だけでなく、農業と商業が適度に共存

- ・ 近年は製造業と商業が中心
- ・ 県下で2位の製造品出荷額
- ・ 小規模な事業所が9割

- ・ 東京へのアクセスは良好

- ・ 道路網整備により通過車両が増加
- ・ 交通事故数も増加

- ・ 自動車への依存度が高い

(2) 障害のある人の動向

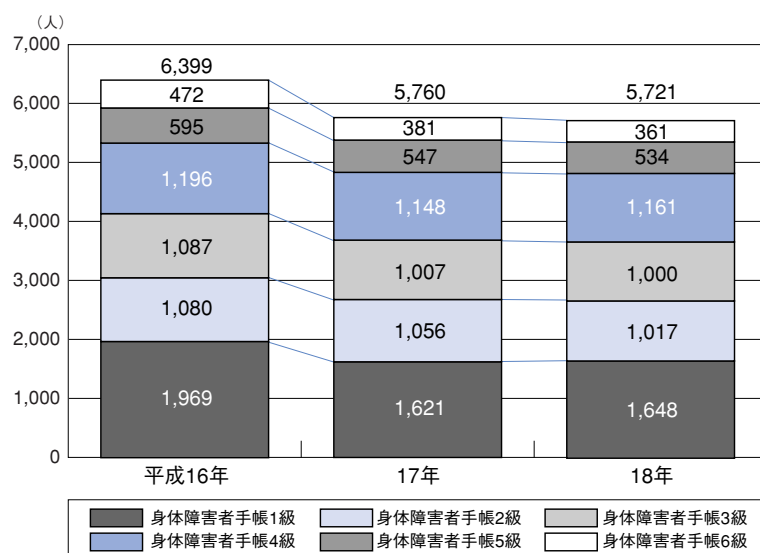
① 障害者(児)数

平成16年の身体障害者手帳の交付数は6,300人台でしたが、平成17年では5,700人台と減少しています。

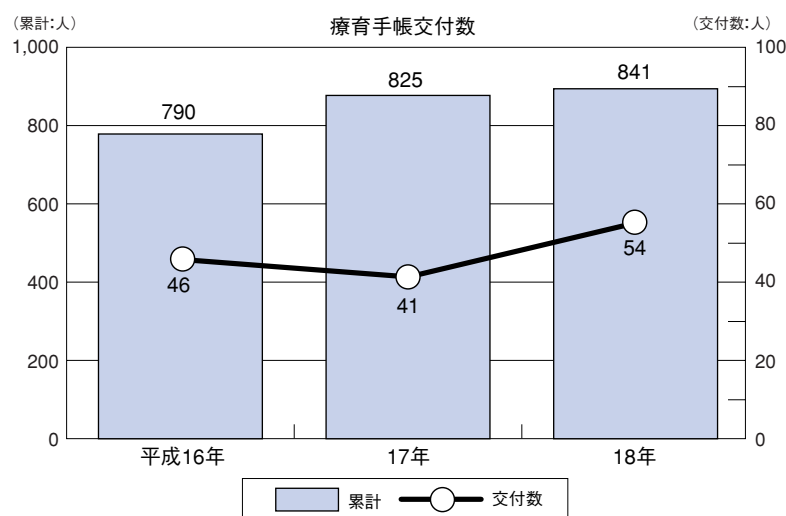
療育手帳の累計交付数は平成16年が790人、平成17年が825人、平成18年が841人と、ほぼ横並びの状況です。

精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付(累計)状況から見ると、平成17年度で417件と平成15年度(190件)の2倍以上に伸びており、新規件数も増加しています。一方、平成17年度の精神障害者通院医療費公費負担の件数(累計)は1,013件にのぼり、内訳では「統合失調症」が3分の1を占めています。

図表4 等級別の身体障害者(児)数の推移

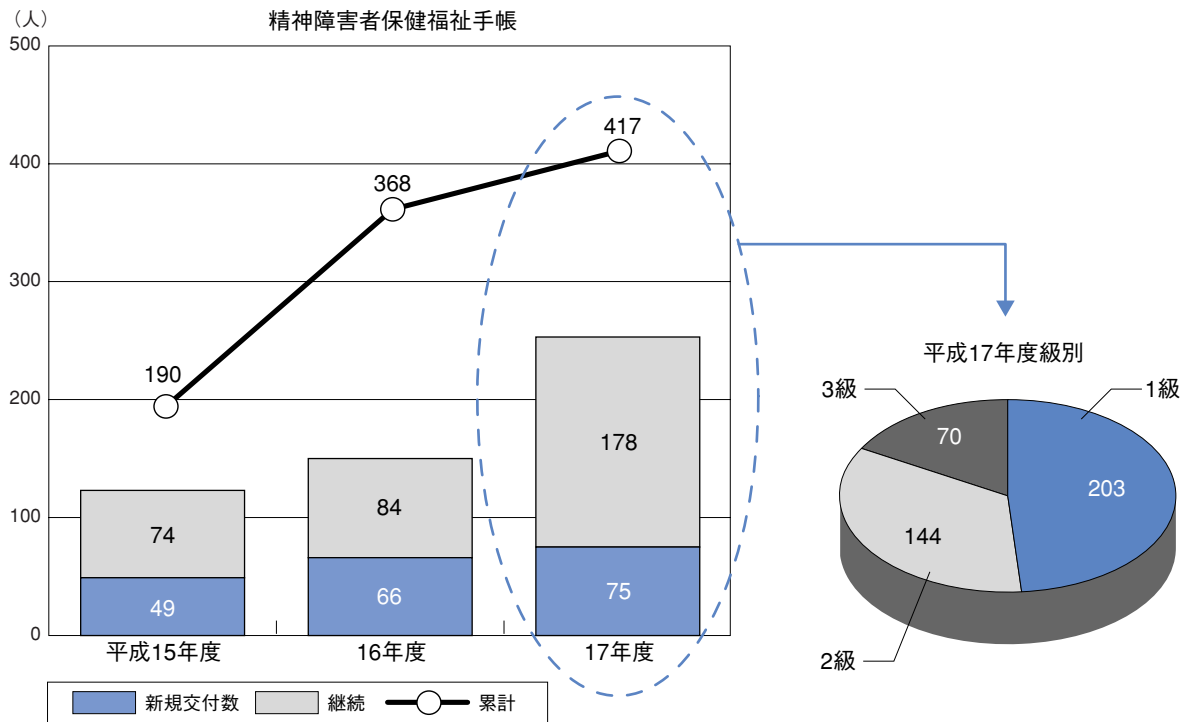


図表5 知的障害者(児)数の推移



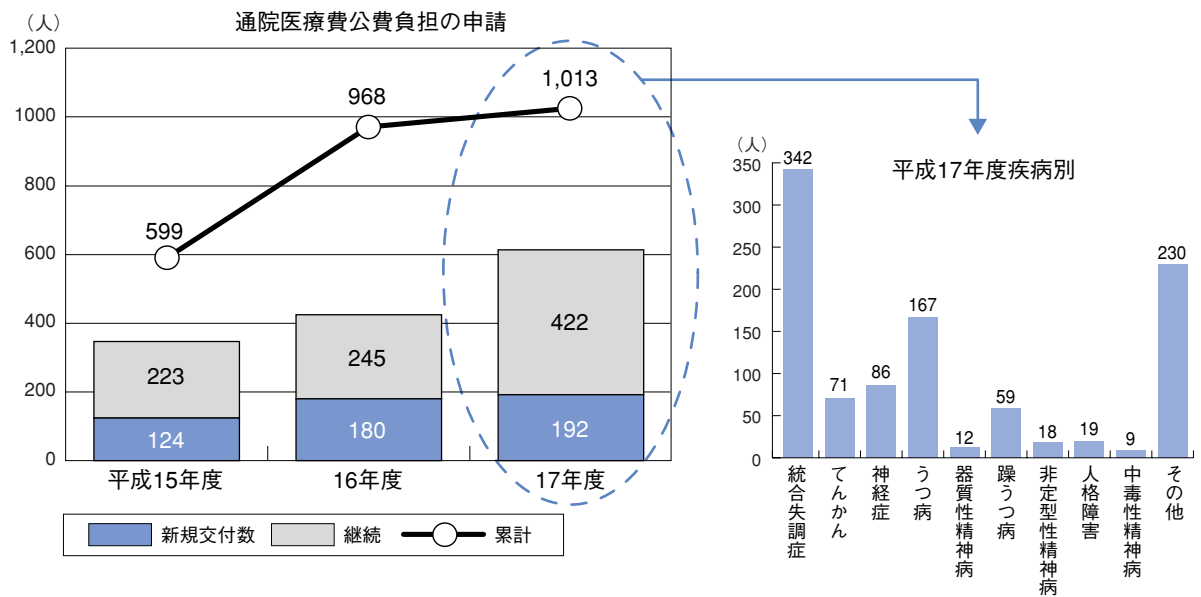
資料: 各年3月31日障害福祉課

図表6 精神障害者数の推移



資料：障害福祉課

図表7 精神障害者通院医療費公費負担申請の推移



資料：障害福祉課

ポイント

■ 手帳交付数や医療費公費負担は増加しています。

② 障害部位別の障害者数

身体障害者（児）の障害部位別の構成を見ると、「肢体不自由」が半数を超え、次いで「内部障害」が3割弱を占めています。

図表8 身体障害者（児）の障害部位別の構成

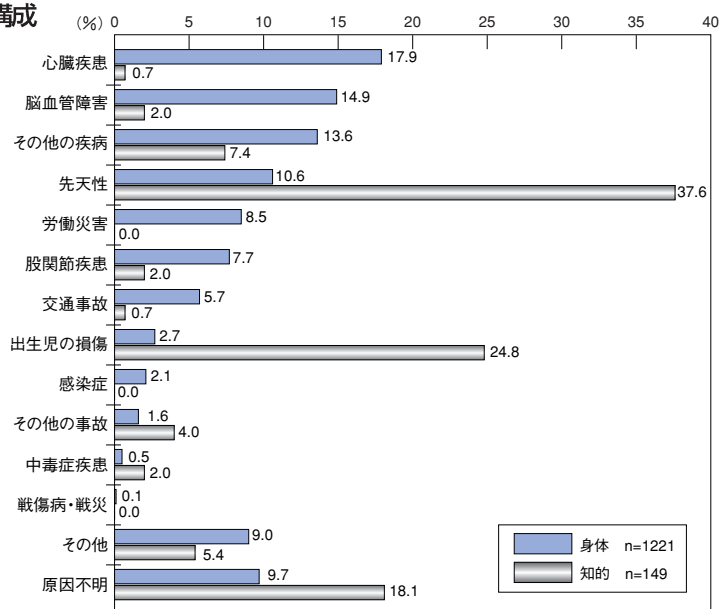
	平成17年		平成18年	
	(人)	(%)	(人)	(%)
視覚障害	412	7.1	401	7.0
聴覚・平衡機能障害	436	7.6	436	7.6
音声・言語機能障害	68	1.2	66	1.2
肢体不自由	3,244	56.3	3,169	55.4
内部障害	1,600	27.8	1,649	28.8
合計	5,760	100.0	5,721	100.0

資料：障害福祉課

(3) 障害の原因別に見た動向

知的障害者は「先天性」が37.6%、「出生時の損傷」が24.8%となっており、身体障害者は、「心臓疾患」「脳血管障害」、これらを除く「その他の疾病」が上位にあるなど、いわゆる生活習慣病に起因するものが多くなっています。

図表9 障害の原因別構成



資料：障害者アンケート

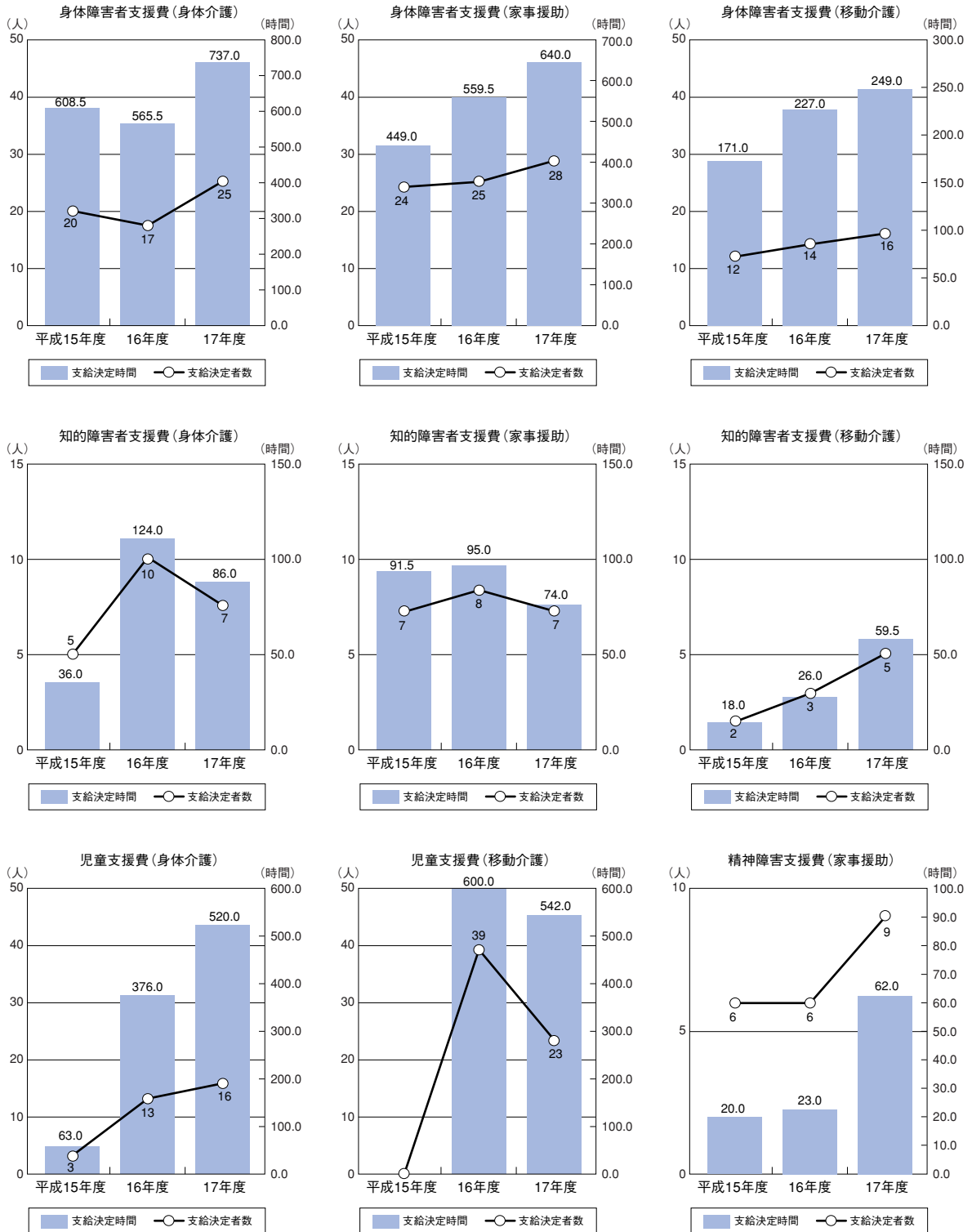
ポイント

- 知的障害は先天性や出生時の損傷が多く、身体障害は心臓疾患や脳血管疾患など生活習慣病に起因する障害が多くなっています。

(4) 福祉サービスの利用状況

支援費制度による平成15～17年度の支給決定者数及び支給決定時間は、児童の身体介護や精神障害者の家事援助で利用者、利用時間ともに急増しました。

図表10 支援費の支給決定状況の推移(月平均)

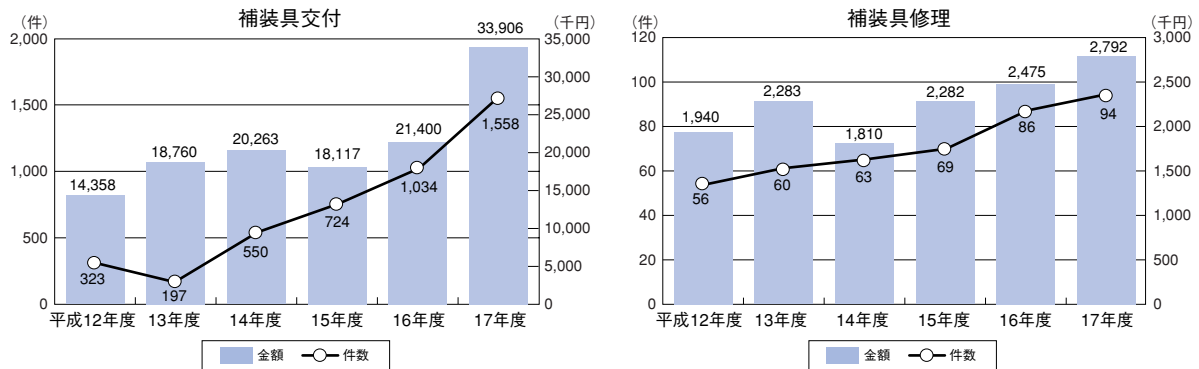


資料：障害福祉課

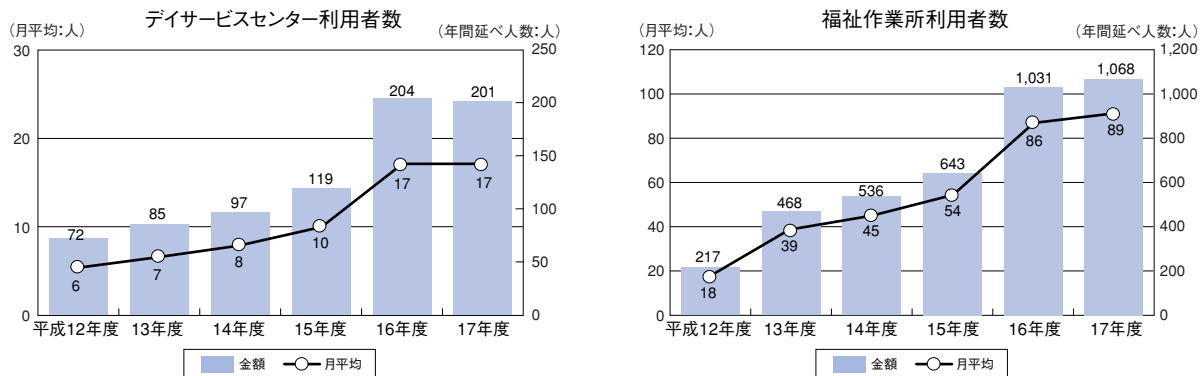
また、身体障害者補装具（交付・修理）、在宅重度心身障害者デイサービスセンター、福祉作業所など、いずれのサービスも利用者が増加しています。

精神障害者については平成14年度、県からの一部移管により、精神障害者保健福祉手帳や通院医療費公費負担制度の申請の受付と交付事務を行っており、精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）、短期入所サービス（ショートステイ）、地域生活援助事業（グループホーム）、精神障害者小規模通所授産施設など在宅福祉サービスを開始しています。

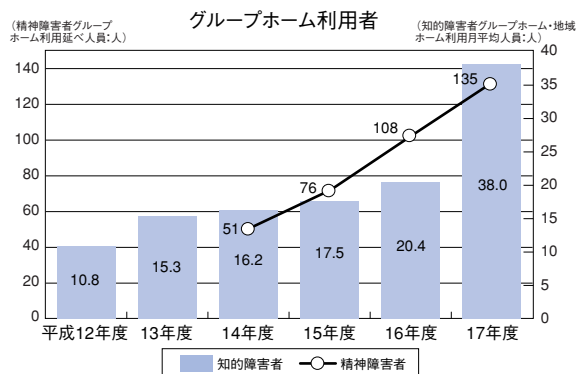
図表11 補装具の交付・修理件数・交付金額の推移



図表12 在宅重度心身障害者デイサービスセンター(左)と福祉作業所の利用者(右)の推移



図表13 知的障害者グループホーム・地域ホーム入居者及び精神障害者グループホーム入居者の推移



注：平成16年度以前は、旧伊勢崎市の数値

資料：障害福祉課

ポイント

■ ほとんどの福祉サービスで利用が急増しています。

(5) 障害のある子どもの状況

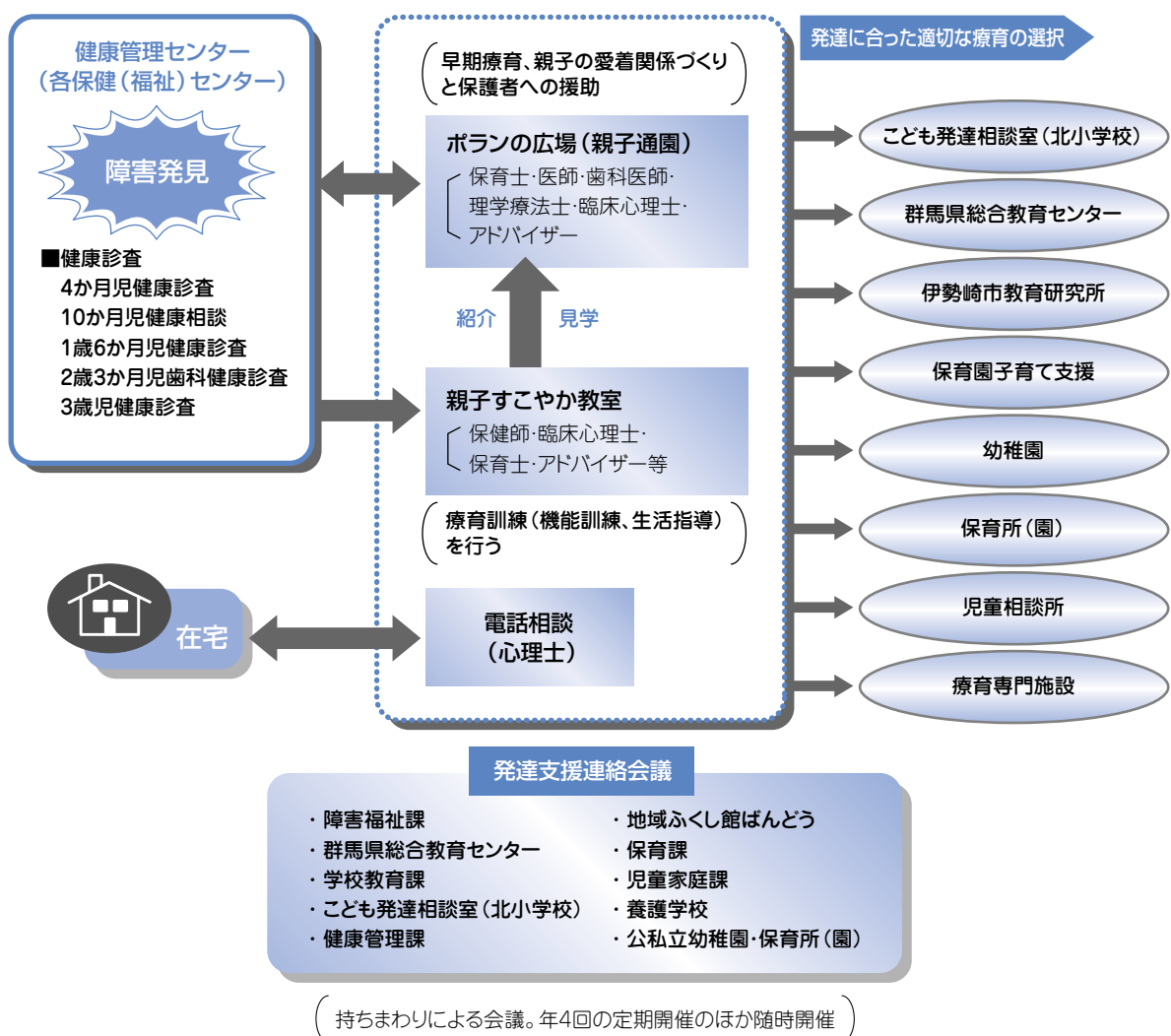
本市では在宅の心身障害児を対象に、地域ふくし館ばんどうで「伊勢崎市親子すこやか教室」(障害児親子すこやか教室開催事業)として、療育訓練(機能訓練、生活指導)を行っています。

親子すこやか教室は、乳幼児健診・相談等で発達にまずきや遅れがあると思われる子どもの早期支援、子どもの障害を保護者が受容するよう支援することや療育の支援、あるいは関係機関のネットワークによる支援のほかパンフレット、市の広報紙に定期掲載、市ホームページなどで障害児子育て情報も提供しています。このほか、「伊勢崎市教育研究所」では、教育に関する専門的・技術的研究、教育関係者の研修、教育相談、適応指導教室 教育に関する資料の収集・提供を行っています。また、本市には、県内各教育研究所の指導的役割を担う「群馬県総合教育センター」があります。



地域ふくし館ばんどう

図表14 障害の発見から支援までの流れ

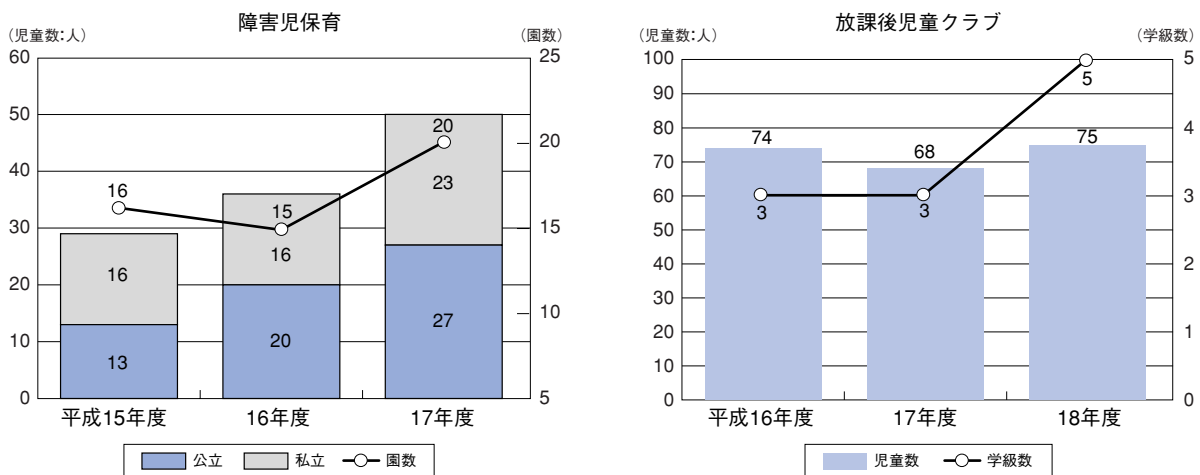


障害児保育の実施園は平成17年度現在20園を数え、入園者数は50人にのぼり、放課後児童クラブ数も平成18年度では5箇所、75名にのぼるなど障害のある子どもの保育ニーズは高まっています。また、本市では学齢期にある障害のある子どもの主体性・社会性を育成するため、放課後、集団活動や社会適応訓練を行う「心身障害児集団活動・訓練事業」を実施しており、平成17年度では年間延べ6,868人の利用となっています。

知的障害特殊学級は小学校24校、中学校11校のすべてに設置され、情緒障害児特殊学級は北・三郷・豊受・北第二・殖蓮第二・広瀬・坂東・宮郷第二・あずま南・境剛志の各小学校、第二・第三・宮郷の各中学校に、また、肢体不自由特殊学級は宮郷第二小学校に設置されています。

軽度の知的障害児は特殊学級に入級していますが、中度・重度あるいは知的障害を主障害とした重複障害のある子どもは、伊勢崎養護学校に入校しています。伊勢崎養護学校は昭和33年に知的障害の養護学校として、県内で初めて誕生した学校です。通学区域は市内全域のほか佐波郡玉村町も含まれており、スクールバス3台で送迎しています。市内に高等養護学校・養護学校高等部がないため、前橋市、太田市、渋川市や高崎市など隣接地域の学校に通学しているのが現状です。

図表15 障害児保育・放課後児童クラブの状況



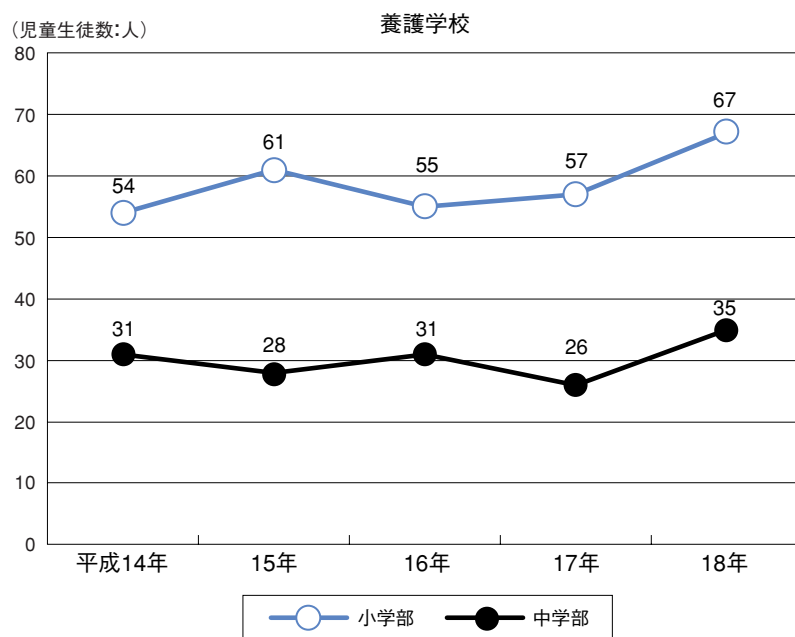
資料：保育課

図表16 小・中学校の児童生徒数及び学級数

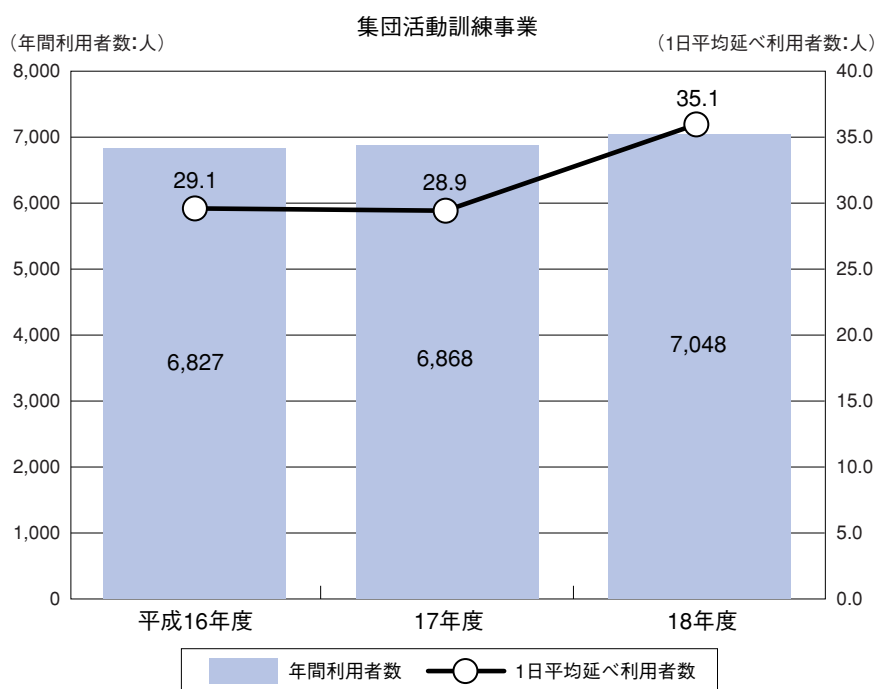
		知的障害		情緒障害		肢体不自由	
		平成17年	平成18年	平成17年	平成18年	平成17年	平成18年
小学校	学校数	24	24	8	10	1	1
	学級数	26	34	8	10	1	1
	児童数	76	69	20	26	3	5
中学校	学校数	11	11	3	4	0	0
	学級数	11	14	3	4	0	0
	生徒数	37	37	8	9	0	0

資料：教育部総務課各年5月1日

図表17 養護学校の児童生徒数



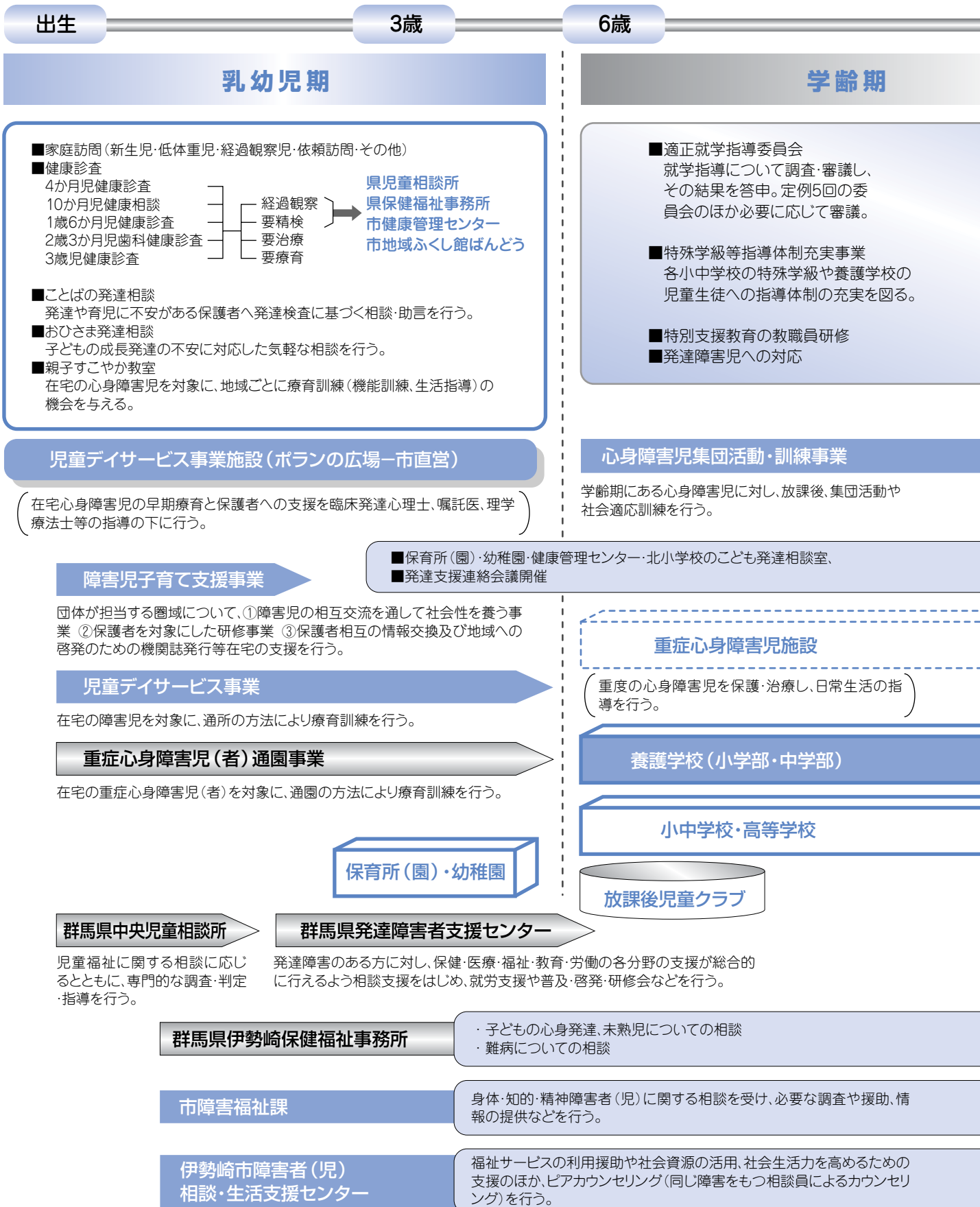
図表18 心身障害児集団活動・訓練事業の状況

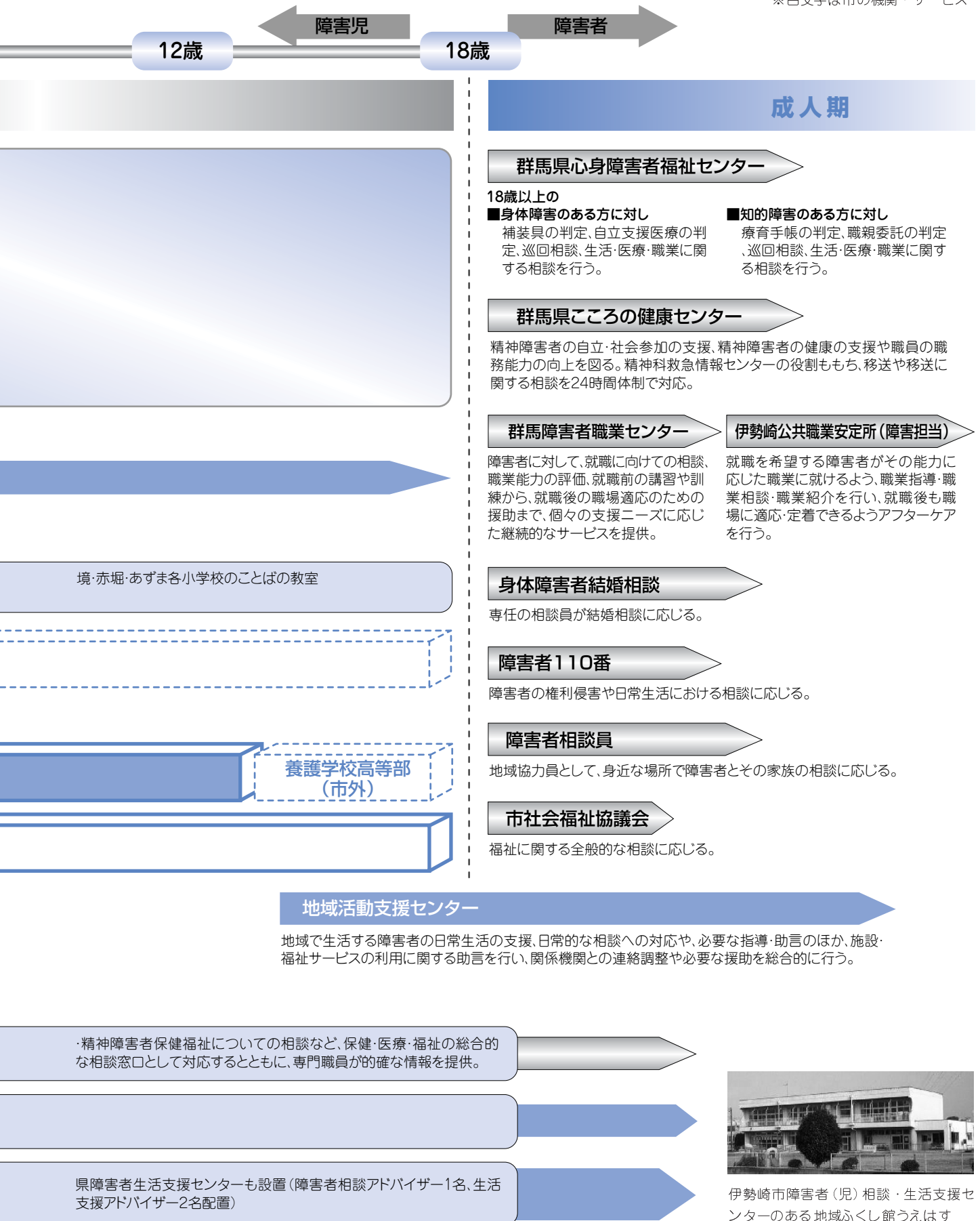


ポイント

- 発達障害児(者)を支援する様々な支援機関の情報が必要な人に伝わっていないようです。
- 地域の学校で教育を受けたいと希望する保護者が増えています。
- 県立高等養護学校がある市では地域で小中高の一貫した教育が可能ですが、本市内には高等養護学校がないため、中学卒業後は他市への通学となっています。

図表19 障害のある人のライフステージごとの支援機関・サービス





伊勢崎市障害者(児)相談・生活支援センターのある地域ふくし館うえはす

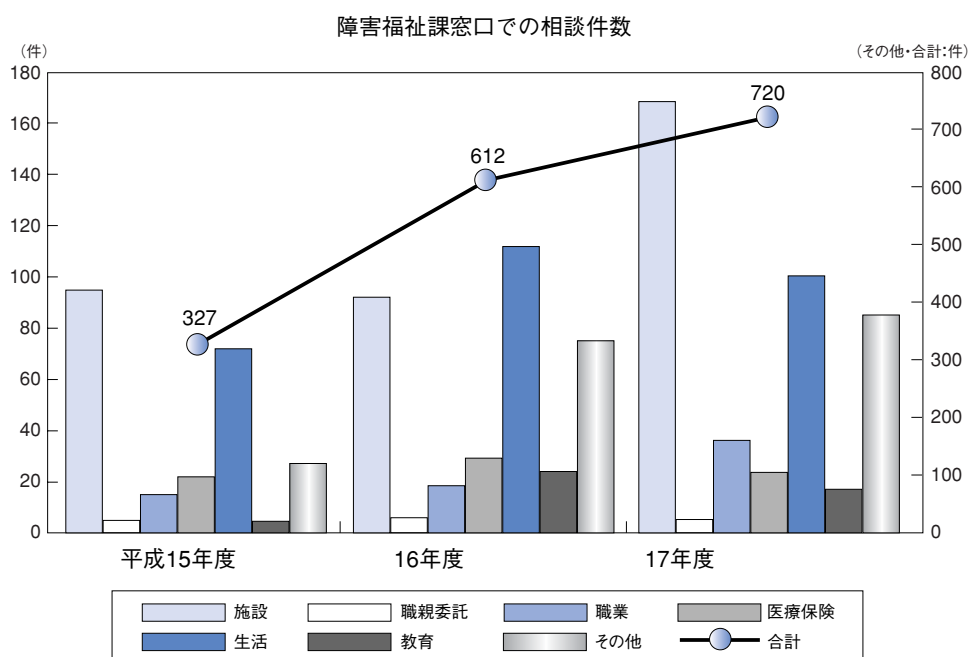
(6) 市の相談支援体制

本市の身体障害者・知的障害者の相談体制について、福祉サービスの利用援助や生活相談、ピアカウンセリング（同じ障害をもつ相談員によるカウンセリング）、生活訓練講座等の開催など障害者（児）やその家族の相談に応じる「障害者（児）相談・生活支援センター」、身体・知的障害者の相談や情報提供を行う市障害福祉課など、県の機関も含め、年齢、障害や支援内容によって様々な機関やサービスで対応しています（P22参照）。

精神障害者については、市が精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神）の申請の受付と交付事務を行っており、相談は窓口、電話、訪問で対応しています。

近年、障害福祉課における知的障害者の相談件数は増加傾向にあり、相談内容も「施設」や「生活」関連の相談が増加しているほか、「職業」「教育」「医療保健」など相談内容が多様化しています。

図表20 障害福祉課で対応した相談の推移と内容(知的障害者)



資料：障害福祉課

ポイント

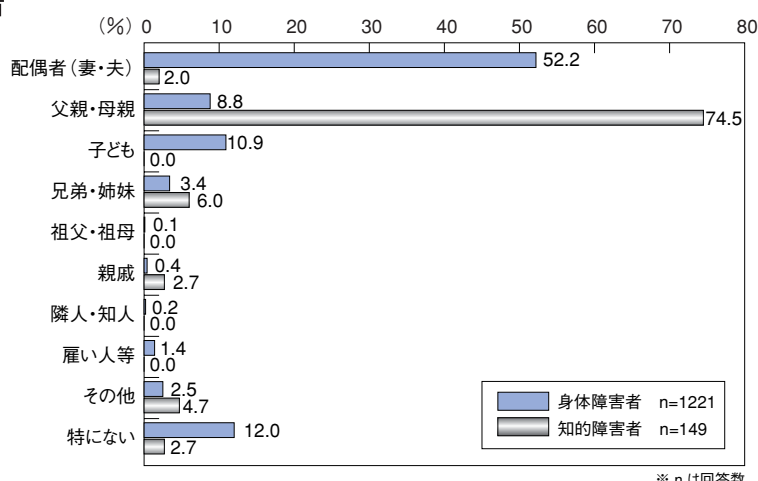
- 伊勢崎市にある相談機関は多様ですが、年齢や障害の種別によって市の機関、県の機関に分かれるなど、障害者や家族にとっては必ずしも利用しやすい状況にはありません。

(7) アンケート等から見てきた障害者の生活実態と求められている施策

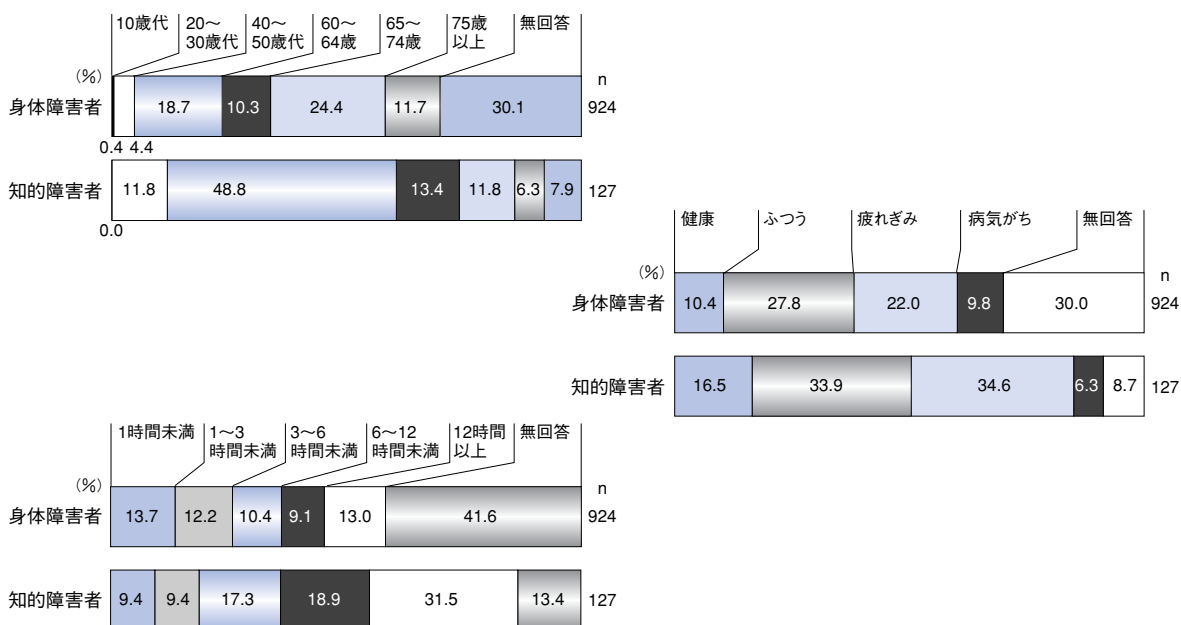
① 介助者

身体障害者の介助者は「配偶者(妻・夫)」が半数を超え、知的障害者では4分の3が「父親・母親」です。身体障害者の介助者は65歳以上の高齢者が3分の1にのぼり、女性の介助者が圧倒的に多く、年齢が高いほど健康上の問題が見受けられます。また、1日「6時間以上」介助している人は身体障害者で2割、知的障害者で半数を超えるほか「12時間以上」介助している人が3分の1近くを占めるなど、長時間に及ぶ介助の状況がうかがえます。

図表21 主な介助者



図表22 主な介助者の年齢と健康状態・介助時間



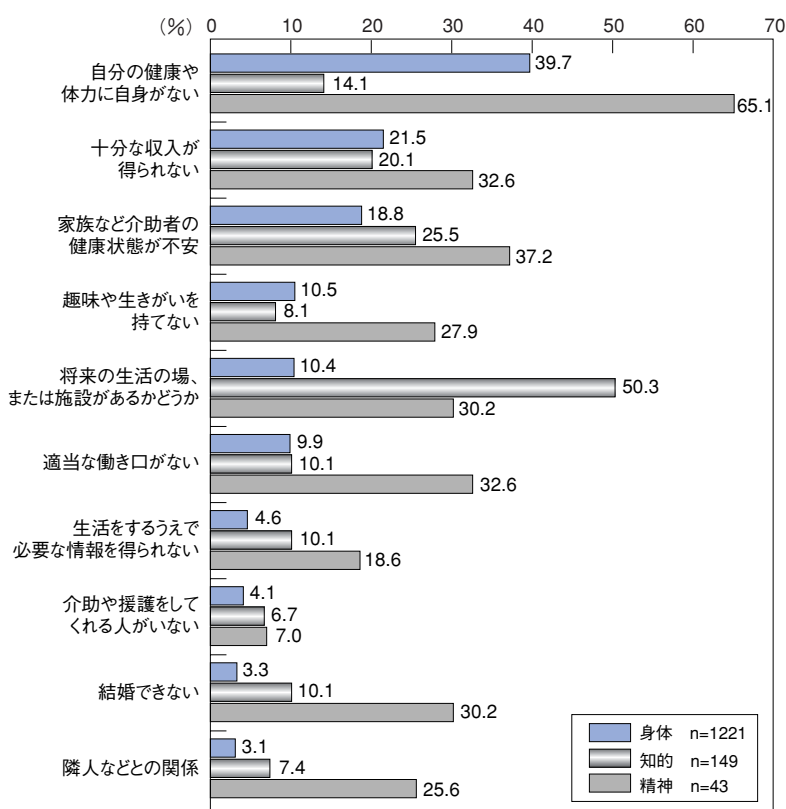
ポイント

■ 介助者の高齢化により、健康を害する人も見られます。また、特に知的障害者は長時間の介助です。

② 不安なこと

「健康や体力に自信がない」と答える身体障害者及び精神障害者が多く、特に精神障害者では3分の2近くにのぼります。このほか精神障害者は就労やこれからの生活に関する不安が大きいことがわかりました。知的障害者は「将来の生活の場、または施設があるかどうか」に半数以上が回答しており、介助者のほとんどが親であることを考えると、子どもの将来の生活として施設も含めた「住まい(暮らしの場)」の確保が大きな問題となっています。

図表23 現在の生活で困っていることや不安に思っていることは何ですか(上位)



資料：障害者アンケート

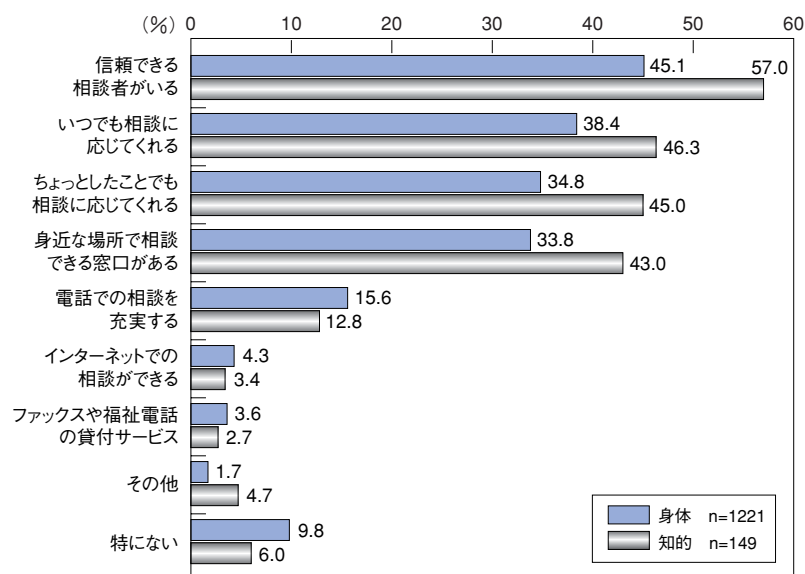
ポイント

- 身体障害者・精神障害者は健康に大きな不安を抱えています。精神障害者は就労も含めたこれからの生活が不安です。知的障害者(保護者)の最も大きな不安は施設も含めた将来の生活の場です。

③ 相談しやすい体制

相談体制で求められていることは、「信頼」「いつでも」「些細なことも対応してくれる」「身近な場所」などとなっています。

図表24 相談しやすい体制をつくるためにはどのようなことが必要ですか



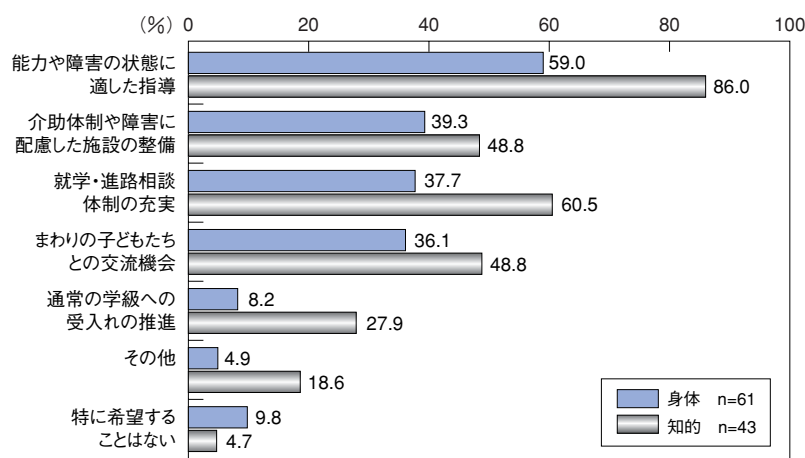
ポイント

■ 障害のある人や家族が求める相談体制のキーワードは、「信頼」「いつでも」「ちょっとしたことでも」「身近な場所で」。

④ 障害のある子どもの状況

学校教育への要望としては、「能力や障害の状態に適した指導」が最も多く、知的障害児により強く求められています。また知的障害児では「介助体制や障害に配慮した施設の整備」「就学・進路相談体制の充実」「まわりの子どもたちとの交流機会」などへの要望も高く、個々の障害の状態に合わせた指導とともに通常学級の受け入れや相談体制の充実などの強い要望が見られます。

図表25 学校教育への要望



資料：障害者アンケート

ポイント

■ 障害のある子ども一人ひとりの状況に適した指導が強く求められています。

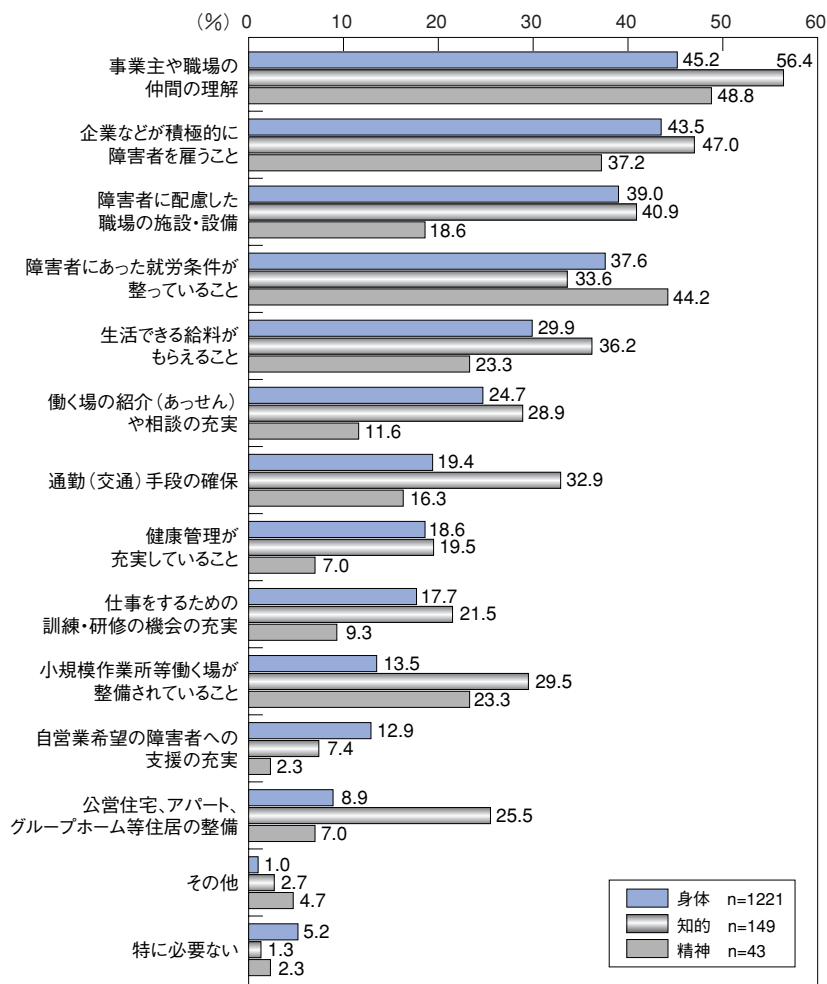
⑤ 就労の状況と意向

身体障害者は自営業や家業も含め約8割が一般就労をしています。知的障害者では半数を超える人が福祉的就労です。

現在仕事をしている人に仕事上の不安について聞いたところ、「収入が少ない」とする回答が4割にのびました。平成14年12月の同様の調査では「収入が少ない」との回答は身体障害者、知的障害者いずれも3割台であったことと比較すると、収入への関心や就労を通しての自立の意識が高まっているものと推測されます。

現在仕事をしていない人も含め、働くための条件として3障害で異なる点があるものの、共通しているのは「障害者に配慮した柔軟な就労形態」「事業主や職場の理解」「企業の積極的な雇用」であり、知的障害者では「小規模作業所等働く場の整備」に加え「交通手段・住まいの整備」など生活への支援が強く求められています。

図表26 働くための条件



資料：障害者アンケート

ポイント

- 障害のある人の自立意識は高まっています。就労にとどまらず住まいなど生活全般を含めた支援が必要です。

⑥ 障害のある人の社会参加を促進するための条件

障害のある人が積極的に社会参加できるようにするためには、「障害者自身が積極性をもつこと」が必要と感じている人が多数にのぼり、障害者の自立意識が確実に高まっていることを示していますが、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに「参加しやすいような配慮」や「利用しやすい施設への改善（バリアフリー化）」のほか、「移動しやすい交通機関や道路への改善」も求めています。障害者アンケートの結果からも障害者の外出機会が増えている状況がうかがわれ、週1回以上外出する身体障害者・知的障害者は8割を超えています。

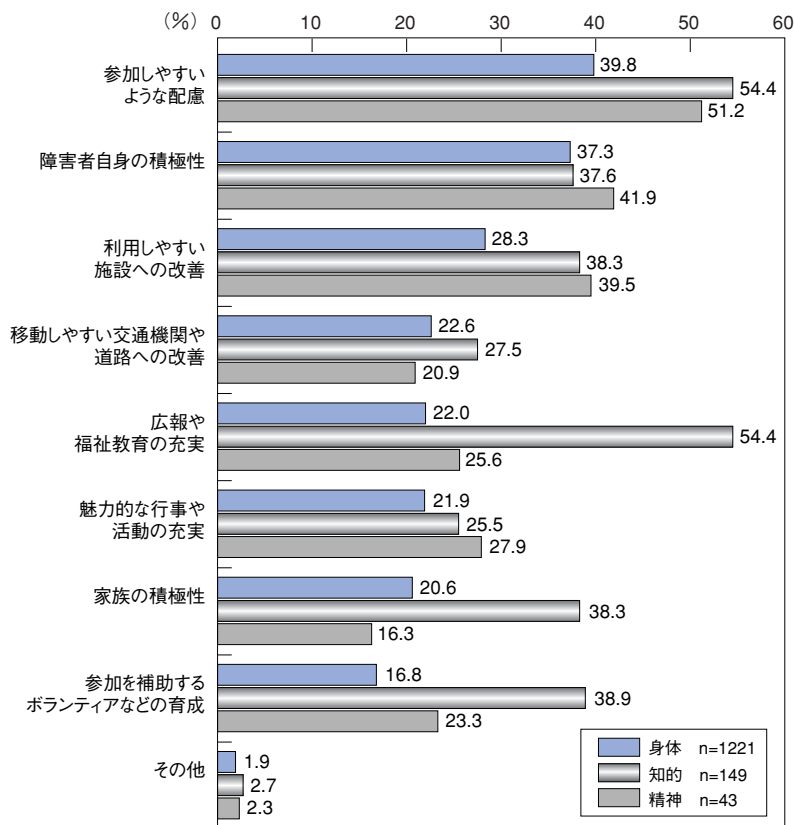
そのほか、知的障害者の社会参加の条件としては、「広報や福祉教育の充実」「参加を補助するボランティアなどの育成」を求める声も高くなっています。

一方、日常生活で差別や偏見などを感じる障害者や家族も少なくありません。一見して障害があるとは見受けられない当事者にとっては、辛い場面を少なからず経験しています。

こうした差別や偏見を感じる経験があっても、地域に支えられているかとの質問では、「支えられている」とする人が身体障害者・知的障害者・精神障害者いずれも半数を超えています。しかし、「支えられていない」と答える精神障害者も少なくないなど障害によって、また近所づきあいの程度によっても様々です。

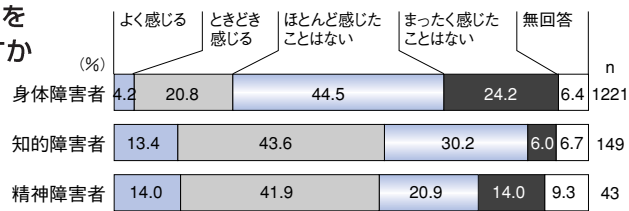
地域の人に声かけや見守り、話し相手、外出時の付き添いなどちょっとしたお手伝いを頼みたいという障害者や家族も見受けられます。障害への認識を高めるためにもこのような市民相互の日々の助け合い活動が大切です。

図表27 地域社会に積極的に参加するための条件

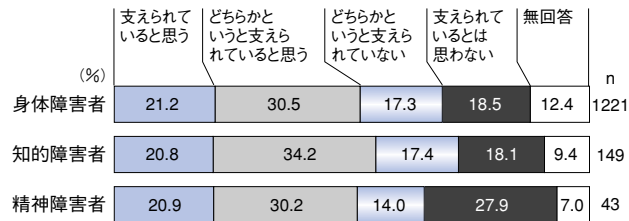


資料：障害者アンケート

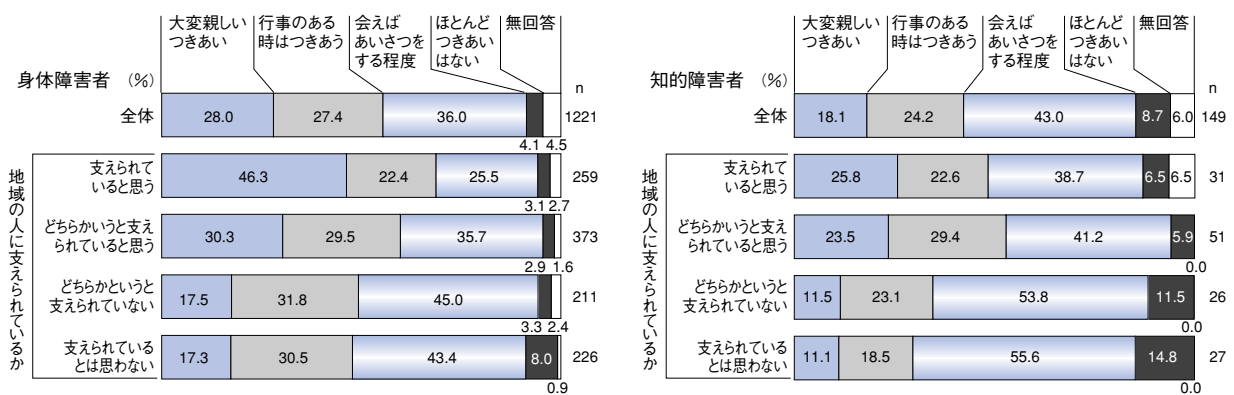
図表28 日常生活で差別や偏見を感じることはありますか



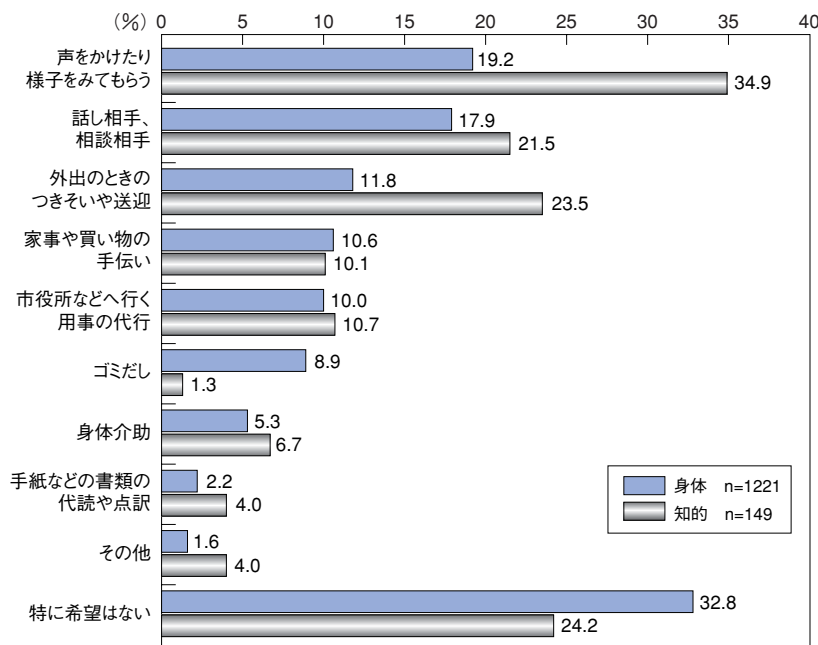
図表29 地域の人に支えられていると思いますか



図表30 地域に支えられていることと隣近所とのつきあいとの関係



図表31 地域の方にお手伝いを気軽に頼めるとしたら何を希望しますか



資料：障害者アンケート

ポイント

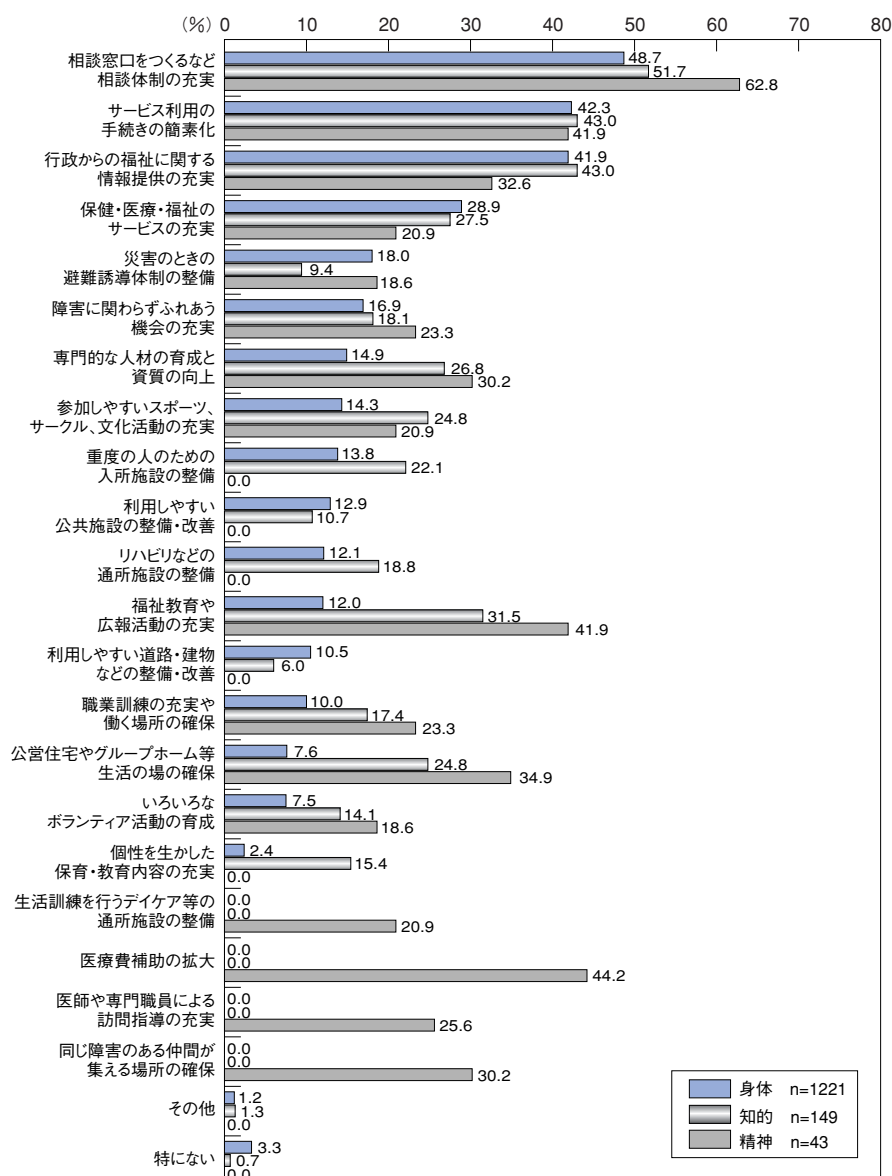
■ 障害のある人の社会参加の促進には、道路・施設などハード面の整備とともに市民との相互理解が必要です。

⑦ 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのための施策

障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのための施策としては、「相談窓口をつくるなど相談体制の充実」を求める人が最も多く、特に精神障害者の場合、6割を超えています。これに次いで、「サービス利用の手続きの簡素化」「行政からの福祉に関する情報提供の充実」も要望の高い項目です。

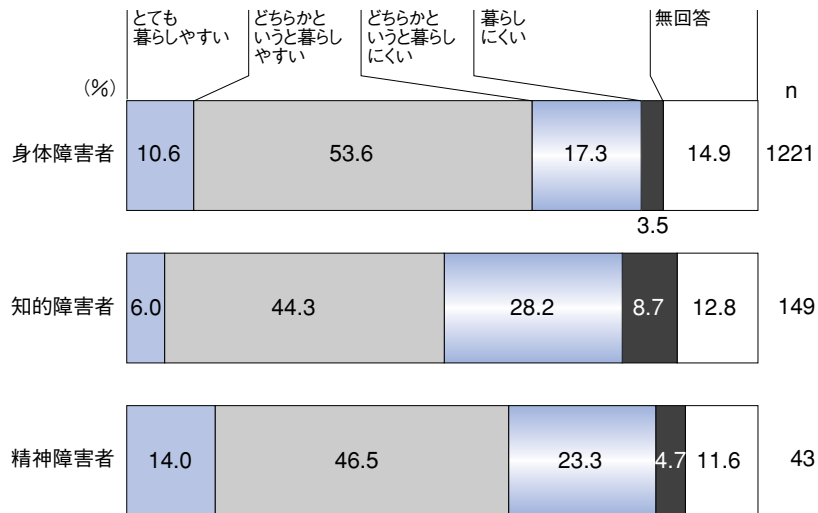
伊勢崎市は暮らしやすいまちが聞いたところ、「暮らしやすい」とするのは身体障害者及び精神障害者で6割を超えるものの、知的障害者では「暮らしにくい」とする回答も多く見られます。地域に支えられていると感じる人ほど「暮らしやすい」と答える傾向がうかがわれることから、障害者や家族にとって暮らしやすいまちづくりには、障害に対する市民の理解の促進と、市民相互の支え合いの仕組みの構築が不可欠と考えられます。

図表32 障害者にとって暮らしやすいまちの条件



資料：障害者アンケート

図表33 障害者にとって伊勢崎市は暮らしやすいまちですか



資料：障害者アンケート

ポイント

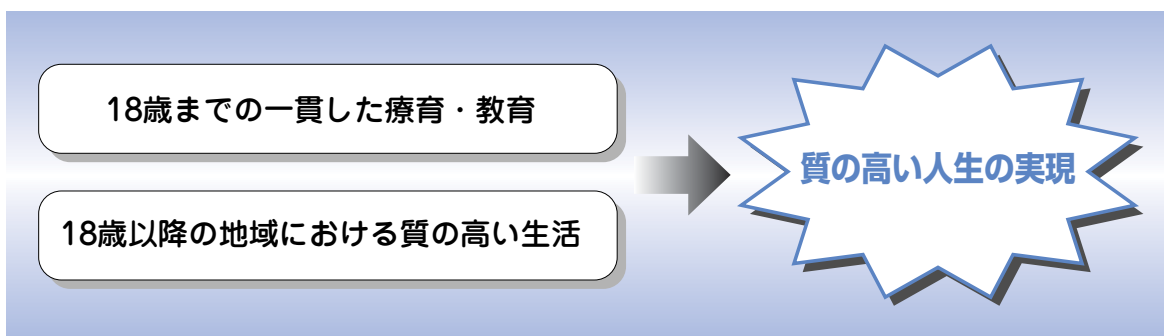
- 障害のある人が暮らしやすいまちの条件として、障害の種別を超えて、「相談体制の充実」が最も高い支持を得ています。これに「サービス利用手続きの簡素化」や「情報提供の充実」が続いていますが、「福祉教育や広報活動の充実」も精神障害者や知的障害者で要望が高くなっています。
- 行政サービスだけでなく、市民相互が助け合う地域社会が住みやすさの基本です。

4. 重点課題

障害のある人が働くということは、人生の質を高めるという点で重要な活動であるという基本認識に立ち、学齢期から職業的自立に向けた準備が始まり、学校から仕事への移行期を経て、就職後の職場や地域での生活の維持、職場内でのキャリアアップや地域生活の継続に至るまで、生涯のライフステージに応じた連続した支援が求められます。

また、地域において一人の市民として位置づけられ、自己の選択に基づき多様な社会活動への参加が保障されなければなりません。

この計画では、「自立に向けた18歳までの一貫した療育・教育」と「18歳以降の地域における質の高い生活」を重点課題とし、総合的な取り組みを行います。



重点課題1 “自立に向けた18歳までの一貫した療育・教育”

ノーマライゼーションの進展、医療・福祉の充実により、重度の障害であっても在宅生活を望み、高等部等への進学希望者が増加するなど障害のある子どものニーズは大きく変化しています。

一方、本市においては「障害のある人のライフステージごとの支援機関・サービス」(P22図表19)にあるように、乳幼児期では市直営の児童デイサービス事業施設が整備され、県下でも先進的であり、発達支援連絡会議によって学齢期との連携も進んでいます。

しかし、養護学校小学部・中学部の後に続く高等部等が市内にないため、18歳までの継続した療育・教育が実現できない現状です。市外の高等部等では地域とのつながりがとぎれてしまい、教育から就労への一貫したシステムを築くことができません。

地域での一貫した教育は、障害のある子どもの人間形成や社会性の向上を高めるばかりでなく、障害のない子どもや大人(市民)も含めたノーマライゼーションの理念の浸透が望めます。

少子化が進む今日、子ども一人ひとは明日につなぐ大切な財産です。

障害のない子どもと同じように、障害のある子どもが18歳になるまで、地域で一貫した療育・教育の実現を重点課題とします。

重点課題2 “18歳以降の地域における質の高い生活”

障害者自立支援法の大きな柱は、障害者が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくりを進める自立支援型システムへの転換です。

障害者が自己実現を図るうえで、あるいは社会の構成員としての役割を果たすうえで、職業生活において自立することの意義は大変大きく、障害者が自らの能力、可能性を最大限活かし、職業生活におけるキャリアを切りひらいていくよう、就労に至るまでのシステム構築が求められています。

このため、新たな分野への職域開拓、企業が求める人材の育成など障害のある人の就労支援を抜本的に強化していくことが必要ですが、障害のある人・家族が一般就労に対して消極的であることが多いのが実情です。

安定した就労生活を継続していくためには、アフターケアの充実や就労生活の支援なども重要であり、企業からも強く求められているところです。

精神障害者雇用に先進的に取り組む社会福祉法人のノウハウを活用し、障害者の就労支援システムを構築して、障害のある人が地域社会の一員として位置づけられ、その主体性を発揮できるよう、18歳以降の地域における質の高い生活の実現を重点課題とします。

5. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

平成17年1月に合併した本市は、総合計画における市民と市が共にめざすまちの姿(将来都市像)を、

『20万市民が健康で安心して暮らせる県央都市 いせさき』
に決めました。

この計画は、総合計画の基本政策5「子育てしやすく、誰もが自立して暮らせるまちをつくる」をめざす「障害者福祉サービスの充実」「社会参加・就労支援の充実」「ノーマライゼーション社会の推進」によって障害者の自立支援を具現化するものです。

ノーマライゼーション社会とは障害のある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域でお互いに人間として尊重し合いながら、共に生きるという社会です。

障害者アンケートの結果では、“障害者にとって、いせさきは暮らしやすいまち”という一定の評価は得たものの、日常生活の場面で偏見や差別を感じている人も少なくありません。「障害」や「障害のある人」への正しい理解を広めながら、互いに認め合い、交流を深めていく必要があります。

この計画は、新しい市のスタートにあたって、障害の壁を越えて新しい市民相互の“つながり”をつくっていく第一歩となります。

すべての市民がつながって、市と市民相互の知恵と行動によって、障害のある人が生涯を通じていきいきと暮らすことができるまち・誰にとってもやさしいまち—ユニバーサルデザインのまち—をめざし、この計画の基本理念を以下に定めます。

基本理念

**障害のある人が
生涯を通じて いきいき暮らせる
いせさきの実現**

ユニバーサル
デザインのまちを
めざして

(2) 基本施策

この計画では、基本理念を達成するため、次の7つの基本施策を定めます。

基本施策 1

教育・育成

18歳まで地域での一貫した教育を実現しよう

ノーマライゼーションの進展の中で、できるだけ地域の学校で教育を受けたいという希望が増えています。

本市は県下に先駆けて市立養護学校を整備するなど先進的な障害児施策に取り組んで来ました。しかし、市内には高等養護学校等がないため、近隣の市にある高等養護学校等に通学せざるを得ない状況です。

障害者自立支援法がめざす理念の一つは「働く意欲をもつ人が働ける社会づくり」ですが、障害のある人が就労することは、とても難しいのが現状です。

乳幼児期から学校卒業まで地域での一貫した教育・育成は、障害の特性に応じた一人ひとりの効果的な就労支援につながるほか、地元企業における職場体験などを通じて雇用の場の拡大、事業主の理解促進など大きな効果をもたらします。

また、一貫して地域で学校生活を送ることによって地域でのふれあいや交流が深まり、地域住民としての“つながり(きずな)”が生まれます。これは障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、人間形成や社会性の向上の観点から大切なことです。

“基本施策 1”では、地域の学校に通いたいと希望する障害のある子どもに適った進学体制の充実を図ります。

基本施策 2

雇用・就業

いせさき版障害者就労モデルをつくろう

地域で自立して生活するために「就労」は所得を得るという点でたいへん重要です。しかし、事業主や職場の人が障害の特性を理解できないことや企業の求める人材に障害のある人の実情が一致しないことなど、就労を希望する障害者を取り巻く環境は容易なものではありません。

学齢期から地域の社会資源を活用した職業訓練、職場実習を通して、働く意欲や自覚の喚起など、総合的な職業教育に取り組む必要があります。雇用後も継続した教育訓練が重要で

すが、企業の訓練・指導の負担が過度にならないよう企業への支援も大切です。加えて、就労後の生活を支援するために関係機関や施設が連携して一体的、総合的に取り組む必要があります。

関係機関との施策連携を強めることはもとより、団塊の世代の活用も視野に入れるなど市の地域特性を踏まえ、“基本施策 2”では、就労への一貫した支援システムの構築に取り組んでいきます。

基本施策 3

生活支援

障害の種別を超えた総合的な相談支援体制と 多様な資源のネットワークを確立しよう

障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の3障害に対するサービスが共通の制度のもとで実施され、障害の種別や障害程度により複雑であったこれまでのサービス体系が、利用者本位のサービス体系に再編されました。

新体系サービスを推進していくうえで、障害のある人からの要望が最も多い「相談体制の充実」に努め、情報提供体制や、ケアマネジメント機能の向上などの充実を図り、サービスの質の向上に取り組むことが大切です。

特に、精神障害の場合、「精神障害」や「精神障害者」に対する市民の理解を深めるとともに、精神障害者の社会復帰や地域生活への移行を支援するため、保健・医療・福祉などとの連携を強化し、総合的な生活支援に取り組んでいくことが必要です。

また、障害のある人を支援する人材は、まだごく一部の市民に限られています。

人材育成は長い時間を要しますが、豊富な経験と各分野での専門的な知識・技能を備えた団塊の世代に着目することは人材育成の近道といえます。

“基本施策 3”では、障害者自立支援法に基づく新体系サービスをはじめ、障害の多様化に対応したサービスを一元的に提供していくため、地域の社会資源を積極的に活用しながら計画的なサービス提供体制を確立し、障害のある人の生活自立の支援に取り組みます。

基本施策 4

質の高い生活

障害のある人が地域であたりまえの生活ができる 環境をつくろう

障害のある人が地域で生活するためには住環境を整備していく必要があります。また、生活支援が必要で判断力に欠ける障害のある人にとっては、金銭管理などのサポートや生活を支える体制が必要です。

障害のある人の社会参加は進んできており、外出機会も増えています。しかし、歩道の段差や障害物など安心して歩ける状況にはありません。

障害のある人も、高齢者も子ども連れでも誰もが安心して外出することができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったすべての人にやさしいまちづくりが求められています。

“基本施策 4”では、障害のある人が、地域の中に住まいを得て、一市民として公共交通機関を活用したり、地域で社会活動をしたり、住み慣れた地域であたりまえの生活ができるまちづくりに取り組みます。

基本施策 5

保健・医療

いのちと健康を守ろう

脳卒中や糖尿病などの生活習慣病を原因とする障害に代表されるように、予防が可能であったり、早期発見・早期治療が大きな効果をもたらす慢性疾患や障害は少なくありません。また、肢体機能などの障害のなかには適切なりハビリテーションにより、障害の軽減や機能回復ができることもあります。

“基本施策 5”では、障害の有無にかかわらず、すべての市民が安心して、健康に過ごすことができるまちづくりに取り組みます。

基本施策 6

情報・コミュニケーション

みんなでつながろう

障害のある人が地域での生活を送っていくうえで、福祉サービスや住環境、災害時の情報などは重要ですが、障害者それぞれがもつネットワークの大きさに得られる情報量が異なるのが現状です。

日常生活に必要な手話や点字などのコミュニケーションの確保とともに、誰もが必要な情報を無理なく、円滑に得られるよう情報提供のあり方が問われています。情報やコミュニケーションは、生活を送るうえで不可欠なものであり、生活の質の向上にもかかわってくるものであることから、福祉関連だけでなく広い分野にわたって情報提供ができるよう充実していく必要があります。また、携帯電話やIT等を活用した、提供方法も視野に入れる必要があります。

“基本施策 6”では、障害のある人に等しく情報が届くよう、情報提供の充実・強化に取り組むとともに、インターネットの活用をはじめ新しい情報提供に取り組みます。

心豊かな、安心・安全な地域生活を実現しよう

高齢者も若者も、障害のある人もない人も、誰もがふつうに生活できる社会にしようという「ノーマライゼーション」の考え方が普及してきているものの、障害者に対する差別や偏見は様々な場面で解消しておらず、障害者の社会参加を阻んでおり、人権侵害になることも心配されます。

また、障害者アンケートでは地域に支えられていると思う障害者は、いせさきは暮らしやすいと答える傾向が見られました。障害者が地域で暮らしていくためには、自立支援のための様々なサービスを充実していくことはもちろんですが、市民相互の支え合いを基本とするコミュニティづくりが不可欠です。

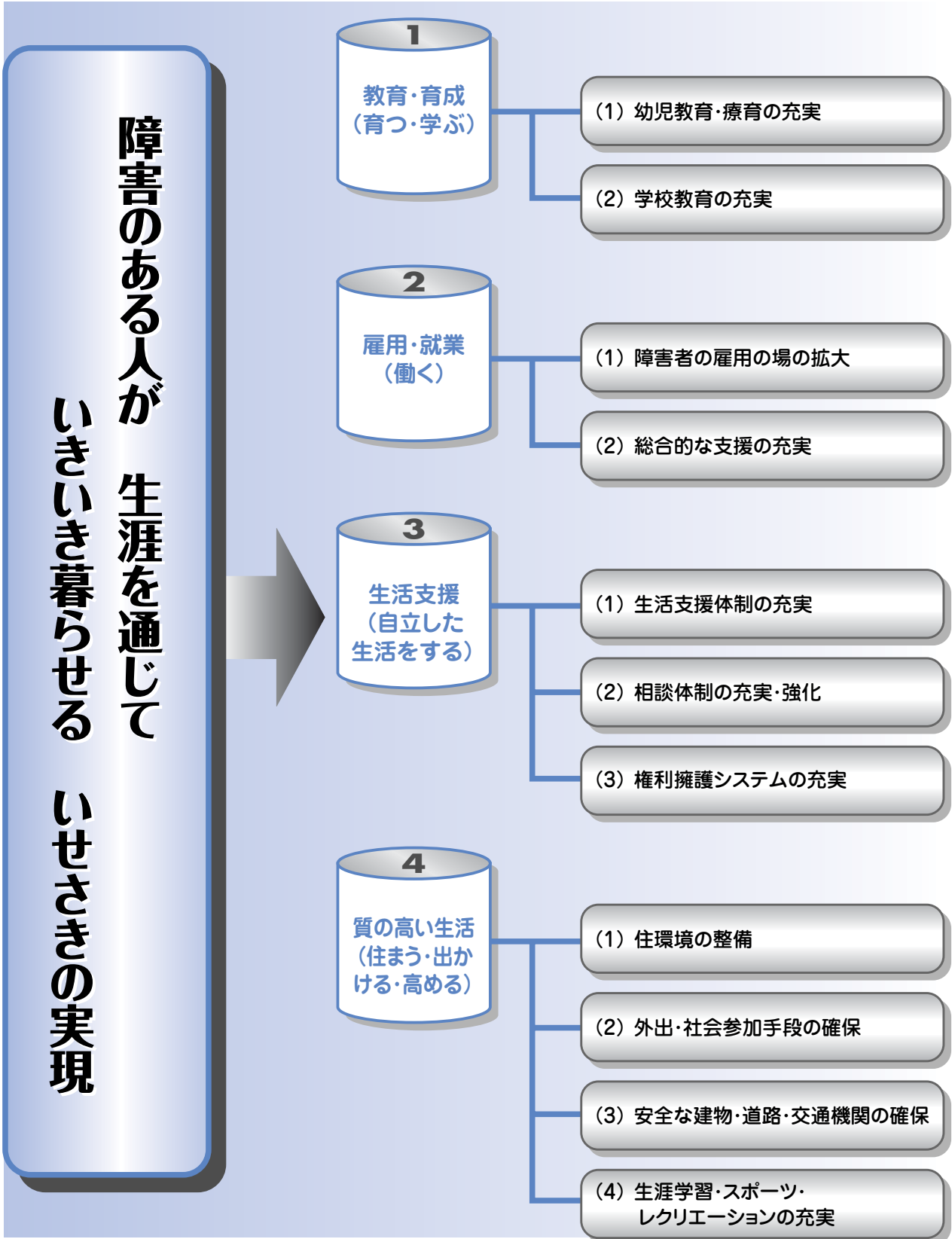
“基本施策 7”では、障害の有無にかかわらず、すべての市民が地域で差別や偏見を感じることなく、障害の有無を超えて安心・安全な暮らしを享受できるよう、交流のまちづくりと市民相互の支え合い活動の推進に取り組みます。

6. 施策の体系

【基本理念】

【基本施策】

【施策】



ユニバーサル
デザインのまちを
めざして

【基本施策】

【施策】

5
保健・医療
(すこやかに
生きる)

- (1) 疾病の予防と早期発見の推進
- (2) 健康の保持・増進施策の充実
- (3) 医療サービスの充実
- (4) 機能回復・維持訓練の充実

6
情報・コミュ
ニケーション
(つながる)

- (1) コミュニケーション手段の確保
- (2) 情報提供の充実

7
啓発・交流・
協働
(みんな一緒に)

- (1) 啓発・福祉教育・交流活動の推進
- (2) 防災・安全対策の充実
- (3) 外国人障害者施策の充実
- (4) 地域福祉活動の促進

7. 市民の声

ここでは、障害者アンケート、障害者団体等インタビュー、「伊勢崎市障害者計画策定委員会」における主な意見、要望や提案を掲載しています。

※ ■は特に重点的に取り組んで欲しい項目

18歳まで地域で一貫した教育を実現しよう

- 幼稚園・保育所(園)から小・中・高等学校に至るまでの連続性のある教育システムを構築するため、市内に高等養護学校を設置又は市立養護学校に高等部の創設、あるいは市立高等学校に養護学校の併設など積極的な検討をお願いします。
- 個別の教育支援計画の策定や特別支援教育相談コーディネーターの設置をして下さい。
- 教育現場・保育現場での職員の意識の向上・資質の向上を図る研修を強化して下さい。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒への指導の充実を図るため看護資格をもつ養護教諭の配置を継続的に要請していく必要があります。

いせさき版障害者就労モデルをつくろう

- 障害者の雇用の場の拡大を実現するため、職場開拓・生活支援・職業訓練・フォローの4つの機能を併せたワンストップの障害者就労支援センターの整備が必要です。これには現行のシルバー人材センターを障害者版に拡大した仕組みが最も近道です。市が中心となって障害者就労支援センターを設立し、センターが地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事(受託事業)を受注して、会員の中から適任者を選びその仕事に充当するといった障害に応じた臨時的・短期的な雇用・就業も含めた就業機会の提供や在宅就労を開拓するものです。この仕組みを実現化するため「障害者雇用促進協議会」を設置して下さい。
- 障害者就労支援センターの設立や仕事の開拓、就業継続支援の人材として団塊の世代を中心とした地域の人材活用を提案します。
- 障害者団体との連携で、障害者雇用促進に向けた事業者への研修に取り組んで下さい。
- 市役所をはじめとする公的機関の積極的な雇用や業務委託をお願いします。

障害の種別を超えた総合的な相談支援体制と多様な資源のネットワークを確立しよう

- サービスの新しい体系について普及と定着を図り、円滑な制度運営に取り組んで下さい。
- 父子・母子家庭など病後児や緊急時の預かり等支援を考えて下さい。
- 障害者や家族の生活全般にわたる多様な相談ができ、フォーマル・インフォーマルサービスの利用につなぐことができるよう相談体制の充実が必要です。
- 24時間体制の相談、携帯メールの活用等による気軽に便利な相談や権利を擁護するための援助も必要です。
- 福祉施設等の経験等一定の基準の実績を積んだ人材育成講座受講者に、市独自のライセンスの付与など、研修と認定をセットにしたボランティア育成システムが必要です。人材育成・活用の評価も視野に入れた、「実働型ボランティアセンター」にして下さい。
- 相談窓口は障害の種別を超えて様々な人が気軽に集い、交流できる、地域に開かれたセンターとするよう既存の社会資源を活用して下さい。

- 雇用も含めた生活の支援体制には多くの専門的な人材が必要です。団塊の世代の活用を視野に入れた「地域人材登録バンク制度」に専門的な人材の育成と活用を位置づけて下さい。
- 障害者（家族）に総合受付相談員を配置し、障害者のワンストップサービスを検討して下さい。
- 障害者を取り巻く公的機関の職員（教職員含む）の障害への正しい認識と資質の向上を図るよう研修を強化して下さい。

障害のある人が地域であたりまえの生活ができる環境をつくろう

- 公共施設をはじめとする市内のバリアフリー化の促進を図りながら、子どもから高齢者まで年齢にかかわらず、障害のある人もない人もすべての人に公平なユニバーサルデザインのまちづくりを推進して下さい。障害者専用駐車場の確保対策の強化をお願いします。
- 市外の養護学校に通学する児童生徒に経済的な支援又は通学への支援をお願いします。
- 障害者の地域生活への移行を視野に入れ、市営住宅のグループホーム転用を検討して下さい。また地域生活を支えるための支援団体、ボランティア団体と連携した支援ネットワークも必要です。あわせて障害者の自立した生活を支援する成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進も大切です。
- 障害者の余暇や生きがいをサポートするボランティアの育成をお願いします。
- 公民館活動等社会教育で障害者が継続的に学べる機会を確保して下さい。

いのちと健康を守ろう

- 医療費の軽減など医療が必要な障害者（児）のサービスを充実して下さい。
- 小児科、産婦人科の医師が不足しています。地域医療の充実をお願いします。
- 障害児の救急医療体制をしっかりとして下さい。
- 日常的な医療が必要な児童生徒には、看護資格をもった養護教諭の配置を要請していく必要があります。

みんなでつながろう

- 「地域人材登録バンク制度」と連携し、手話通訳者の育成と活用などコミュニケーション事業の充実・強化をお願いします。
- 手話通訳のできる職員を育成して下さい。
- 障害者の声を反映した効果的な情報提供をめざし、市の広報紙やホームページなど媒体について障害者団体や家族会、事業者等の意見を聴いて下さい。

心豊かな、安心・安全な地域生活を実現しよう

- 障害の有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう機会を充実して下さい。
- 障害者への正しい理解を地域で普及するため、区長など地域の代表者に向けた啓発事業を障害者団体と連携して取り組むことを提案します。
- 災害発生時の障害者への対応として、公共施設へ電光掲示板等情報機器等を整備して下さい。
- 災害情報をメール配信する仕組みの構築を検討して下さい。
- 外国人障害者やその家族への支援が必要です。

障害者計画編

○各主要施策・事業については、以下の区分により実施時期を明記するとともに、実施主体を明らかにしています

○■印は最重点施策です。

施策・事業の実施の区分	
A	現在実行している施策・事業であり、今後さらに充実し継続するもの
B	新規事業として、平成23年度までに実施することを目標とするもの
C	新規事業として、平成25年度までに実施することを目標とするもの
D	新規事業として、実施に向けた検討を行うもの

1. 施策の推進

基本施策1 教育・育成(育つ・学ぶ)

(1) 幼児教育・療育の充実

(2) 学校教育の充実

【目標】

◆ 18歳まで地域での一貫した教育を実現しよう

(1) 幼児教育・療育の充実

障害のある子どもに対しては、できる限り早い段階、特に発達期にある乳幼児に適切な治療や指導訓練を行うことが障害の軽減や基本的な生活能力の向上につながります。

保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携のもと、幼児期からの早期療育体制を充実し、障害のある子どものもつ様々な可能性を育むよう取り組みます。また、障害のある子どもとない子どもがともに遊び、学ぶ機会の創出に努めます。



施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①妊産婦健診や母子保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦と胎児の健康のための母子手帳交付時健康相談、妊婦健診受診券発行時の窓口健康相談、両親学級、家庭訪問の推進 ○乳幼児期における成長発達への不安に対する対応、障害の早期発見のための各種健康診査、相談、指導 	A A	健康管理課
②早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○4か月児健康診査、10か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、2歳3か月児歯科健康診査、3歳児健康診査など子どもの発達の節目における健診を通じた障害の早期発見、早期治療・療育 ○早期療育のための児童デイサービス事業（「ポランの広場」）での軽度発達障害児等に対する相談援助機能の強化も含めた療育内容の充実 ○「こども発達相談室」（北小学校）、「ことばの教室」（境・赤堀・あずま各小学校）における相談活動の実施、全体調整・連携 ○「発達支援連絡会議」の開催による障害の早期療育・早期相談の円滑化 	A A A	健康管理課 障害福祉課 学校教育課 幼稚園・保育所(園)
③健康診査などの適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児の発達検査と保護者・家族のカウンセリング、日常生活指導の充実と必要に応じた関係機関への紹介の充実 	A	健康管理課 障害福祉課
④保育の場の確保・介助員の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの円滑な保育所(園)入所に努めるとともに、保育士人件費等の助成による障害児保育の充実 ○軽度発達障害及び重度障害のある子どもの受入円滑化を図るとともに、保育士人件費等の助成による障害児保育の充実 	A A	保育課
⑤児童デイサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法に基づく心身に障害のある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他必要な指導を行う児童デイサービス事業の充実 	A	障害福祉課

(2) 学校教育の充実

近年、障害のある子どもの高等教育への要望が高く、また、幼児期から成人期に至るまで一貫した教育を求める声も一層高まっています。今後は保健・医療・福祉など様々な機関がネットワークをつくり、教育の課題にも取り組む必要があります。

障害のある子どもたちの成長の各過程において、障害の特性に配慮した教育機会を提供するとともに、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症などに対する関心が高まり、学校においてもこれらを含めた特別支援教育の推進など障害に対応した支援が求められています。

一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ機会の拡充に努めるとともに、教職員の障害に対する正しい理解を浸透させ、各学校における障害のある子どもの教育の充実に取り組みます。

また、就学相談においては十分な情報提供と説明責任を果たしながら、障害のある子どもとその保護者の意見が尊重されるよう努めていきます。

加えて、自らの選択に基づき、障害のある子どもの自立した生活に向けて、教育内容、進路指導、職場体験の充実を図ります。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
■①障害のある子どもの教育の向上	○「地域自立支援協議会」において、障害のある子どもへのこれからの教育のあり方についてのワーキンググループを設置して広い見地から具体的な検討の実施	B	障害福祉課 学校教育課
	○ワーキンググループによる具体的な施策の展開	C	
②就学・教育相談体制の充実	○小中学校特別支援学級、養護学校における障害のある子どもへの指導体制の充実	A	健康管理課 障害福祉課 学校教育課 幼稚園・ 保育所(園) 教育研究所
	○対象児童の増加に対応した適正就学指導委員会の就学指導の充実	A	
	○保健・福祉や幼稚園、保育所(園)、学校、教育研究所等における就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化	A	
	○個別の教育支援計画の策定	B	

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
③障害のある子どもに対する適切な教育機会の提供	○小中学校特別支援学級・養護学校における指導内容の充実 ○通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の配慮 ○学校のバリアフリー化の推進	A C D	(教)総務課 学校教育課
④医療ケア体制の推進	○医療的ケアが必要な障害のある子どもに対して適切な対応ができる体制の推進	D	学校教育課 保健給食課
⑤特別支援教育の推進	○通常の学校に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障害により特別な教育的支援が必要な子どもに対し、養護学校と連携し、特別支援教育コーディネーターの設置をはじめとする支援体制の整備	A	障害福祉課 学校教育課 保健福祉事務所
⑥学校教育における障害者理解の推進	○障害の有無にかかわらず地域で暮らす子どもの連帯意識を育み、障害のある人に対する理解を深める、養護学校などの児童生徒との交流教育の推進 ○副読本の活用やボランティア体験など、学校教育における障害者問題に関する学習機会の充実	A A	学校教育課
⑦進路指導の充実	○教育・福祉・雇用分野の連携を密にし、本人の意向や能力、障害の状況を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できる進路指導 ○在学中から働くことの意義や喜び、希望を体験させるよう職場体験の推進	A A	障害福祉課 学校教育課
■⑧職業教育の充実	○ワーキンググループによる市内での職場実習等を含む職業教育の実現化	B	障害福祉課
⑨「障害」に関する教職員研修の充実	○特別支援教育の経験1～3年の教職員を対象とした障害に対する理解を深めるための教職員研修の実施 ○発達障害を含めた多様な障害に対する理解を深めるための教職員研修の実施（全教職員を対象）	A A	学校教育課
⑩障害のある児童の放課後対策等の充実	○障害のある児童の放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくり	A	保育課 障害福祉課

特別支援学校の
状況

名 称	対 象 年 齢	寄 宿 舎	所 在 地
県立盲学校	幼稚部・小学部・中学部・高等部・重複障害学級	○	前橋市
県立聾学校	幼稚部・小学部・中学部・高等部	○	前橋市
県立前橋高等養護学校	高等部		前橋市
県立赤城養護学校	小学部・中学部・高等部		前橋市
伊勢崎分校	(市民病院内)		伊勢崎市
県立高崎高等養護学校	高等部		高崎市
県立二葉高等養護学校	高等部	○	高崎市
県立みやま養護学校	小学部・中学部・高等部	○	高崎市
県立あさひ養護学校	小学部・中学部・高等部		桐生市
県立太田高等養護学校	高等部		太田市
県立榛名養護学校	小学部・中学部・高等部	○	渋川市
県立二葉養護学校	小学部・中学部	○	高崎市
県立渡良瀬養護学校	小学部・中学部・高等部		みどり市
しろがね分校	平成16年4月より高等部に地域から受け入れ		前橋市
前橋市立養護学校	小学部・中学部		前橋市
高崎市立養護学校	小学部・中学部		高崎市
桐生市立養護学校	小学部・中学部		桐生市
伊勢崎市立伊勢崎養護学校	小学部・中学部		伊勢崎市
太田市立太田養護学校	小学部・中学部		太田市
館林市立養護学校	小学部・中学部		館林市
群馬大学附属養護学校	小学部・中学部・高等部		前橋市
若葉養護学校(私立)	高等部	○	前橋市

資料：障害福祉課

市民・団体・事業者等に期待すること

- * 妊産婦やその家族は健診や教室に積極的に参加し、妊娠・出産に関する情報を把握しましょう。
- * 地域の関係機関や行政の協力を得ながら、同じ不安や悩みをもつ仲間同士で助け合いましょう。
- * 障害のある子ども及びその家族に対する理解を深め、障害のある子どもとない子どもの交流に積極的に取り組みましょう。
- * 教育に不安を感じたら、教育相談や指導を積極的に利用しましょう。
- * サービス事業者によるサービスの充実と職員の資質の向上に取り組みましょう。
- * 幼稚園による障害のある子どもの保護者を対象とした教育相談、専門機関の紹介、専門機関との情報交換等を実施しましょう。

基本施策2 雇用・就業(働く)

(1) 障害者の雇用の場の拡大

(2) 総合的な支援の充実

【目標】

◆いせさき版障害者就労モデルをつくろう

(1) 障害者の雇用の場の拡大

障害のある人の就労については、これまで多くが小規模作業所や授産施設において福祉的就労の場を確保してきました。しかし、小規模作業所では生産能力の問題や販路の問題などにより工賃の向上を達成するのが困難なため、福祉的就労の域を越えることができませんでした。

また、一般就労を推進するためには、受け入れ側の意識啓発や継続的な勤務を可能とする環境の整備など、改善していかなければならない点が多いのが実情です。

障害者アンケートの結果においても、生活上の問題として障害のある人の雇用拡大は大きな問題となっており、就労へのニーズも高く、今後、障害者雇用拡大に対し積極的な取り組みが求められています。

この計画では、障害のある人がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるように、「いせさき版障害者就労モデル」の構築をめざします。

このため障害のある人の就労の実現に向けて、「地域自立支援協議会」の課題に障害者の就労支援を掲げ、関係機関による特定課題会議(ワーキンググループ)を設置します。

あわせて、引き続き、障害者の雇用問題について一般市民や民間企業への情報提供・啓発を図り、企業の障害者雇用への取り組みを支援します。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
■①障害者就労支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○職場開拓・生活支援・職業訓練・フォローの4つの機能を併せ持ったワンストップ型の障害者就労支援システムの構築 ○「地域自立支援協議会」において障害のある人の就労についてワーキンググループを設置し、広い見地から具体的な施策の検討 	B B	地域包括支援センター 健康管理課 障害福祉課 商工労働課 学校教育課
■②障害者雇用を推進する人材の育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事の開拓、就業継続支援の人材として、団塊の世代を中心としたジョブコーチ等の就労支援人材の育成と活用 	B	市民活動課 障害福祉課 商工労働課
③障害者雇用の拡大のための事業所等に対する情報提供と啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やパンフレットによる市内の民間企業や事業主等に対する障害者雇用に関する法律の一部改正、各種助成制度等の周知、障害者雇用の情報提供・助言の実施 ○障害者雇用促進に向けた事業主研修の実施 ○公共職業安定所や県、産業団体等との連携による知的障害や精神障害を含めた障害のある人の雇用拡大のための事業主や従業員への啓発の推進 	A B A	障害福祉課 商工労働課 学校教育課
④知的障害者職親委託事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域生活支援事業」として、知的障害者の更生に熱意のある事業経営者等への委託による、職親としての生活指導や技能習得訓練等の実施 	A	障害福祉課
⑤精神障害者社会適応訓練事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○回復途上の精神障害がある人を対象とした、企業等への委託による就労の場の提供と生活訓練の実施 	A	障害福祉課 保健福祉事務所
⑥公的機関における雇用拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園清掃・除草等業務の委託 ○公的機関における委託等障害のある人の職域の開拓 	A C	障害福祉課 公園緑地課 関連課

(2) 総合的な支援の充実

就労による自立をめざすためには養護学校での在学中からの取り組みが必要ですが、就労への支援だけでなく、生活の場の確保、金銭、健康の管理など相談事業も含めた総合的な支援が求められています。また、自宅でインターネットの活用等在宅ワークも障害のある人の就労形態として視野に入れる必要があります。

就労継続支援を推進していくとともに、就労への一貫した支援と総合的な相談体制の充実に取り組めます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①小規模作業所の新体系サービスへの円滑な移行の促進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模作業所について、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援」「就労継続支援（A型＝雇用型）」「就労継続支援（B型＝非雇用型）」「地域活動支援センター」等の新たなサービス体系への円滑な移行の促進 ○新体制に基づく「地域活動支援センター」の充実 	<p>A</p> <p>B</p>	障害福祉課
②総合的な就労相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の充実 ○在宅ワークへの支援 	<p>A</p> <p>D</p>	障害福祉課 商工労働課 ハローワーク
■③職業教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーキンググループによる市内での職場実習等を含む職業教育の実現化 	B	障害福祉課

市民・団体・事業者等に期待すること

- * 就労に関する相談の場に積極的に参加し、職場実習など体験してみましょう。
- * 地域や職場で障害者の雇用について考えてみましょう。
- * 民間企業（常用労働者56人以上の規模）における障害者の法定雇用率（1.8%）を遵守しましょう。
- * 民間企業における障害者雇用の助成制度を活用しましょう。

基本施策3 生活支援(自立した生活をする)

(1) 生活支援体制の充実

(2) 相談体制の充実・強化

(3) 権利擁護システムの充実

【目標】

◆ 障害の種別を超えた総合的な相談支援体制と多様な資源のネットワークを確立しよう

(1) 生活支援体制の充実

在宅サービスについては、平成15年度に導入された支援費制度により提供されてきましたが、平成18年度からの障害者自立支援法の施行に伴って、障害程度区分に応じ新体系に再編されたサービスを利用者自らが事業者との契約関係で利用していくこととなりました。

また、障害者関連施設は「日中活動の場」と「居住の場」に機能区分されています。「日中活動の場」として、平成18年10月からは原則として新たなサービス体系である「療養介護」「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」のほか、地域生活支援事業である「地域活動支援センター」等を利用することができます。

新制度について障害のある人やその家族への周知を図っていくとともに、それぞれの状態に応じた適切なサービス利用を促進していきます。

また、障害者の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要であることから、各種年金や手当制度の周知を図ります。

発達障害者支援法の施行に伴い、ライフステージに応じた総合的な支援策が検討されています。国・県の動向に対応しながら本市としての取り組みを進めます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①障害者自立支援法に基づく「介護給付」の提供	○障害者自立支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「重度訪問介護」「行動援護」「療養介護」の障害程度区分に応じたサービスの提供	A	障害福祉課
②障害者自立支援法に基づく「訓練等給付」の提供	○障害者自立支援法に基づく日中活動系サービスとして新たに位置づけられた「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」及び「共同生活援助（グループホーム）」の提供	A	障害福祉課
③障害者自立支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	○障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業※について、障害のある人の利用ニーズなどを踏まえた事業実施 ※「相談支援」「コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記等）」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」及びその他任意事業	A	障害福祉課
④障害者自立支援法に基づく日中活動の場の確保	○障害者自立支援法に基づく日中活動の場を確保するため、事業者による新たなサービス体系への円滑な移行の促進	A	障害福祉課
⑤日中一時の支援	○障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の「日中一時支援事業」の実施	A	障害福祉課
⑥生活福祉資金貸付の推進	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人の属する世帯に対する生活福祉資金の貸付け	A	社会福祉協議会
⑦心身障害者扶養共済制度への加入促進	○心身障害児・者の保護者が亡くなったり、重度障害になった場合に、障害者に年金が支給される「心身障害者扶養共済制度」への加入促進	A	障害福祉課
⑧各種減免制度の周知と利用促進	○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR旅客・バス・航空運賃、タクシー料金、有料道路料金、NHK放送受信料、携帯電話基本使用料などの各種割引・減免制度の周知	A	障害福祉課

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
⑨発達障害のある人への総合的な生活支援策の検討	○「発達障害者支援法」を踏まえ、国・県との連携による発達障害のある人への支援策の実施	C	障害福祉課 学校教育課

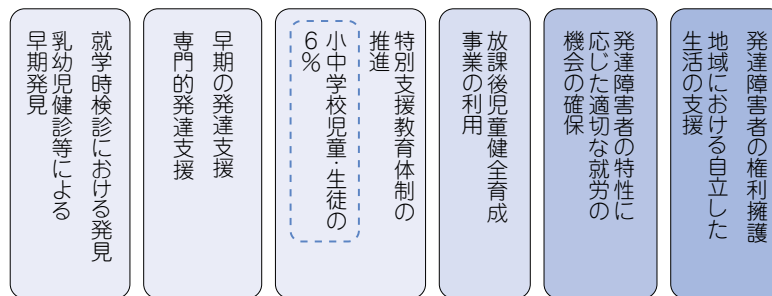
発達障害者支援法の概要

I ねらい

- 発達障害の定義と法的な位置づけの確立
- 乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進
- 専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
- 子育てに関する国民の不安の軽減

II 概要

定義:発達障害とは、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの、通常低年齢で発現する脳機能の障害



発達障害者支援センター 特定医療機関(都道府県)

専門的知識を有する人材確保 調査研究(国)

資料：厚生労働省

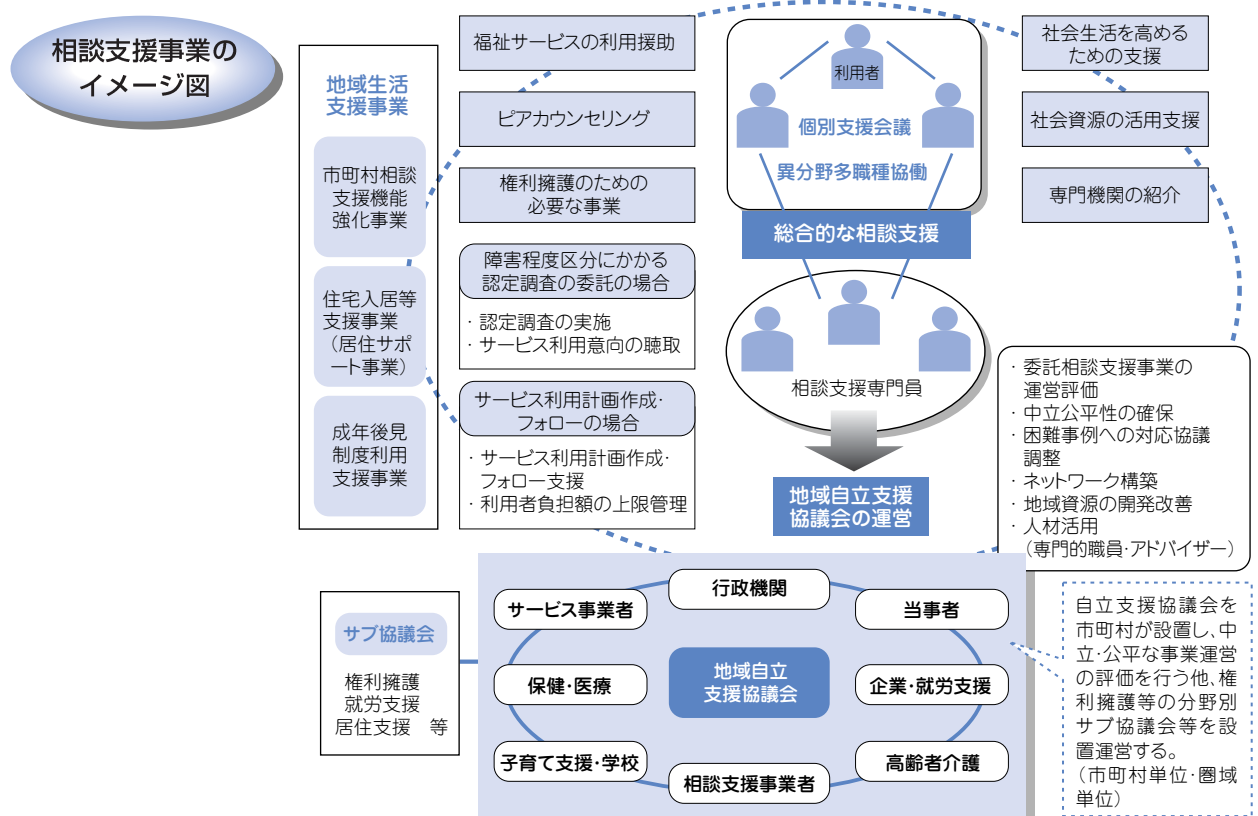
(2) 相談体制の充実・強化

障害のある人やその家族が抱える様々な問題についての相談体制を整えることは、地域生活を支援するうえで最も重要なこととしてあげられています。

信頼して相談できる、また気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①ワンストップサービスの推進	○多岐にわたる障害者の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課の連携体制の確保 ○障害者(児)相談・生活支援センターによる各種手続きの支援	A A	障害福祉課 関連課

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
②重層的な相談支援ネットワークの構築	○身近な場所での一次的相談から相談支援事業者等を活用した専門的な相談まで重層的な相談支援のネットワークの構築	A	障害福祉課 関連課
③障害者自立支援法に基づく相談支援事業の推進	○障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の「相談支援事業」について、障害者の利用ニーズなどを踏まえた事業の実施	A	障害福祉課
④民生委員・児童委員の相談活動の充実	○障害のある人など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実	A	社会福祉課 障害福祉課
⑤24時間・いつでも便利な相談の推進	○メールで相談などITを活用した気軽な相談体制の構築 ○24時間対応の事業者への相談事業の委託	A A	障害福祉課
⑥専門的な相談の体制強化	○精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の新たなニーズや困難事例に対する専門的な相談に対応できる人材の活用	A	障害福祉課



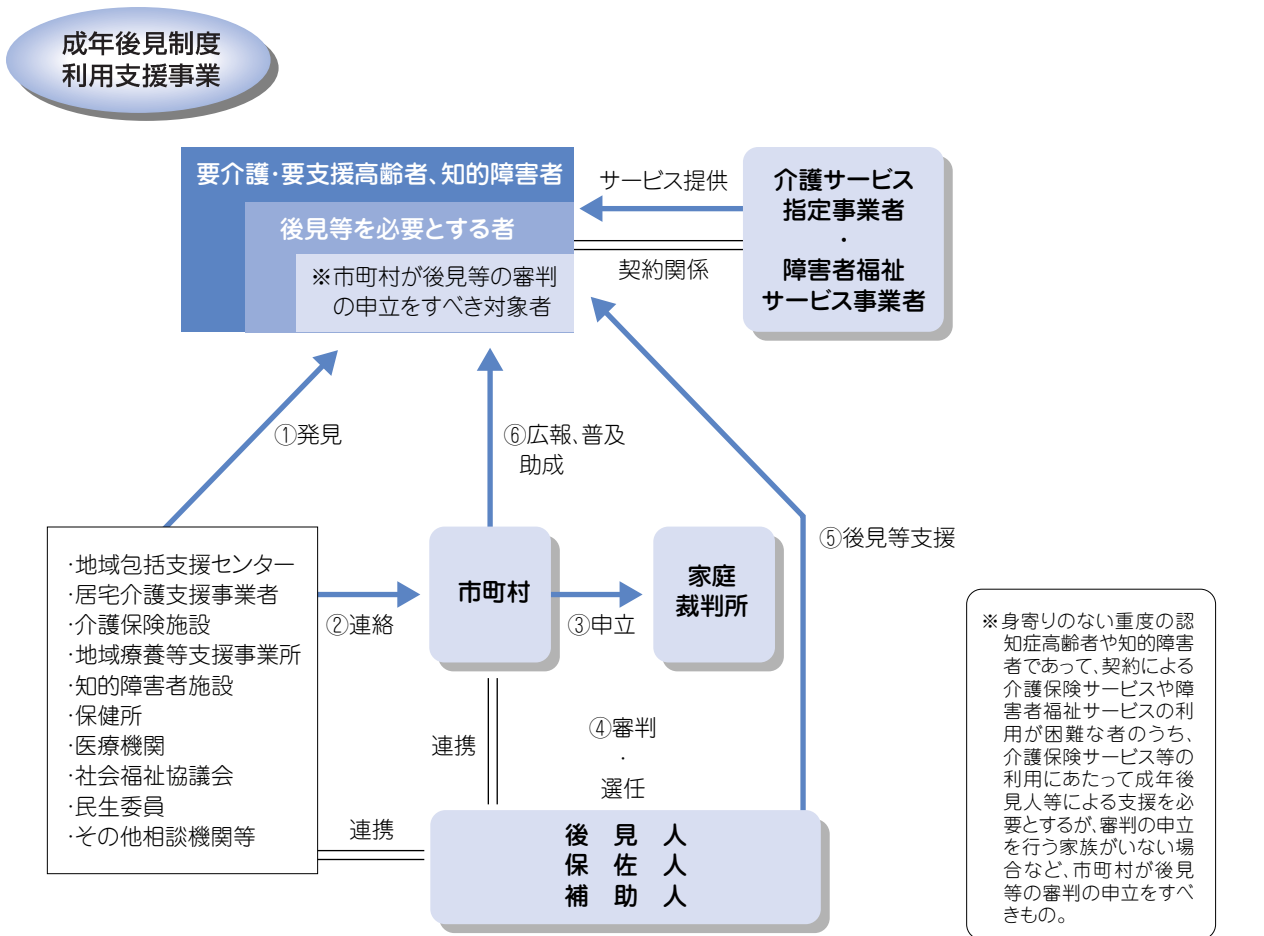
(3) 権利擁護システムの充実

障害のある人が、施設内や家庭などで虐待を受けている事例が全国的に発生しています。虐待行為は当事者には体罰という認識が少なく、多くは密室で行われているのが実態です。特に知的障害の場合、虐待そのものが当事者にも理解されず、また親が施設への遠慮から虐待を黙視する場合があるといわれています。

このような中で、「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」に続き、障害者虐待防止法の制定が急がれており、法案では“障害者への虐待の禁止や発見者の通告義務、通告者の秘密保持など”が盛り込まれる見込みです。

本市においてはこのような認識の下に、国・県と連携しながら虐待防止の啓発を充実し、虐待の予防を図るとともに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立をめざします。

また、精神上的障害により判断能力が不十分なため契約等の法律行為における意思決定の困難な人が、地域の中で自立した生活を送ることができるようにするためには、保護・支援する体制づくりが重要です。財産の保全管理や各種申請など、障害のある人が地域で自立した生活を続けられるよう、県や社会福祉協議会などと連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの推進をめざします。



資料：厚生労働省

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①虐待防止など人権に関する啓発の推進	○障害のある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発	A	人権課 障害福祉課
②虐待等への的確な対応のための体制整備	○虐待の早期発見のために警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との速やかな連絡・連携体制の確立	A	地域包括支援センター 社会福祉課 児童家庭課 高齢福祉課 障害福祉課
③地域福祉権利擁護事業の推進	○知的障害など判断能力が十分でない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う地域福祉権利擁護事業の推進	A	障害福祉課 社会福祉協議会
④権利擁護体制の確立	○障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」の周知	A	障害福祉課 社会福祉協議会

市民・団体・事業者等に期待すること

- * サービスの積極的な活用とサービスへの要望をしっかりと主張しましょう。
- * 家族を含め、権利擁護に関する制度を学び、活用しましょう。
- * 同じ障害のある人の相談に対応するピアカウンセリングに参加してみましょう。
- * 障害福祉に関心をもち、ボランティアとして活動してみませんか。
- * 虐待と感じたら速やかに児童相談所、警察のほか、市役所の障害福祉課など身近な機関に連絡しましょう。

基本施策4 質の高い生活（住まう・出かける・高める）

(1) 住環境の整備

(2) 外出・社会参加手段の確保

(3) 安全な建物・道路・交通機関の確保

(4) 生涯学習・スポーツ・
レクリエーションの充実

【目標】

◆ 障害のある人が地域であたりまえの生活ができる
環境をつくろう

(1) 住環境の整備

障害のある人が、ケア付き住宅やグループホームも含め、在宅での生活を希望する傾向が強くなっていることは、障害者アンケートの結果にも端的に示されています。地域での自立生活を支援するために、住まいの場の提供が重要です。

それぞれ障害程度区分や家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるよう、社会資源を活用した「グループホーム（共同生活援助）」、「ケアホーム（共同生活介護）」の整備に取り組むとともに、障害者自立支援法に基づく「施設入所支援」などの必要量の確保をめざします。

市営住宅への入居など、本市の住宅施策との調整の中で、障害のある人の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援するため暮らしの場の確保をめざすとともに、市営住宅のグループホームとしての活用等住宅確保に向けた検討も行っていきます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①障害者自立支援法に基づく施設入所支援等の充実	○障害者自立支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、ケアホーム及び地域生活支援事業の「福祉ホーム」など障害のある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保	A	障害福祉課
②住宅の確保の支援	○民間借家などの一般住宅への入居希望に対応した、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の「住宅入居等支援事業」(居住サポート事業)の取り組み ○市営住宅における目的別分散入居制度による障害者世帯の確保による優先入居の実施	A A	障害福祉課 住宅課
③住宅改造の支援	○障害のある人が暮らしやすいよう住宅改造にあたっての相談の充実 ○費用負担への支援	A A	障害福祉課

(2) 外出・社会参加手段の確保

障害のある人の外出機会は増えており、障害者や高齢者など移動に支援が必要な人のために、バリアフリー化を進める必要があります。

また、自家用車による移動が中心であることから、障害者用駐車スペース不足の解消や、障害者用駐車場に障害のない人が駐車しないなどの意識付けにしっかりと取り組む必要があります。

障害のある人が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくため、市民の理解を求めながら、バスなどの公共交通機関の充実とバリアフリー化の促進をめざします。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①障害者自立支援法に基づく移動支援の充実	○移動に支障のある障害のある人が安心して利用できるよう、障害者自立支援法に基づく「行動援護」「重度訪問介護」のほか、地域生活支援事業の「移動支援事業」の推進	A	障害福祉課
②障害のある人の社会参加に寄与する事業の推進	○障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」の実施	A	障害福祉課
③障害のある人の活動に配慮したバス交通機能等の配置	○障害者や高齢者の活動に配慮した市民バス（コミュニティバス・ふくしバス・スクールバス）の配置	C	交通政策課 高齢福祉課 （教）総務課
④公共交通機関のバリアフリー化の促進	○「伊勢崎市交通バリアフリー基本構想」に基づく障害のある人をはじめ、誰もが利用しやすいまちづくりの推進 ○鉄道やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化の促進	B D	交通政策課 障害福祉課 都市計画課
⑤障害のある人のための駐車場確保の促進	○公共施設にとどまらずスーパー等民間施設に至るまでの障害者用駐車場の確保と適正利用について、強化キャンペーンの実施 ○市役所の障害者用駐車場の適正利用を推進するため啓発強化	A A	管財課 障害福祉課

(3) 安全な建物・道路・交通機関の確保

障害のある人の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、公園等の憩いや交流の場の利用しやすさに配慮するなど、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

また、これからは単に改善にとどまらず、利用者のニーズなどを踏まえたユニバーサルデザインを取り込みながら、計画的、効率的な施設整備を進める必要があります。

交通バリアフリー法やハートビル法、県「人にやさしい福祉のまちづくり条例」など福祉のまちづくりに関連する考え方について、庁内関係部署との施策連携のもと、障害のある人への配慮はもとより、障害の有無を問わず子どもから高齢者に至るまで誰もが安心して暮らすことができる安心・安全のまちづくりの視点に立って、計画的なバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の導入に取り組みます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公的施設のバリアフリー化の推進及び障害者の状態に配慮した市営住宅の対応 ○計画段階からのユニバーサルデザイン化の推進 ○障害のある人のための「バリアフリーマップ」の作成 	<p>A</p> <p>A</p> <p>C</p>	<p>障害福祉課</p> <p>住宅課</p> <p>建築課</p>
②安心・安全の道路交通環境や公園整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の歩行の安全確保と事故防止のため、歩道のセミフラット化による歩車道の段差解消及び側溝の暗きょ化による歩道の有効幅員の確保等、安全な道路交通環境の推進 ○公園や観光施設のバリアフリー化の推進と障害のある人が利用しやすいトイレの設置等、障害に配慮した整備の推進 ○障害の有無にかかわらず誰もが自然とふれあうことができるユニバーサルデザインに配慮した公園整備の推進 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>土木課</p> <p>道路維持課</p> <p>公園緑地課</p>
③民間建築物の整備改善の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の市民が利用する商業施設や金融機関、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の促進 	<p>A</p>	<p>建築指導課</p>

(4) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実

障害のある人が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実し、これらを通じて気のおけない仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援していくことが大切です。

障害の有無にかかわらず、生活のゆとりやうるおいを高めるための生涯学習機会の充実、スポーツ・レクリエーション活動の促進、芸術・文化活動の推進を図ります。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の社会参加を促すための生涯学習機会の充実 ○芸術・文化活動に関する情報提供の充実 ○公民館活動等で継続的に学べる機会の充実 	A A A	文化観光課 生涯学習課
②障害のある人に配慮したスポーツ・レクリエーション活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善やスポーツ指導者の育成・確保、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供 ○障害者自立支援法に基づく地域支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」「芸術・文化講座開催等事業」の実施 ○健康の保持や障害の有無にかかわらず交流を広げることができるよう、障害のある人を対象とした競技スポーツやニュースポーツなど生涯スポーツの振興 	A A A	スポーツ振興課 障害福祉課
③障害のある人への生涯学習関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○録音図書や大活字本など、障害に配慮した図書の収集と利用促進 	A	図書館
④障害のある人の生きがい活動をサポートするボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害のある人の社会参加活動を支援する「本人活動支援事業」の充実 ○障害のある人の講演会、観劇、音楽会、公民館活動など様々な文化活動への参加が広がるようサポートするボランティアの育成 	A A	障害福祉課

市民・団体・事業者等に期待すること

- * スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動など趣味の活動や生きがい活動を見つけましょう。
- * 同じ障害のある仲間同士などで趣味の活動や生きがい活動をしてみましょう。
- * ちょっとの間なら、車を止めてもいいと思っていませんか。あなたが駐車している間に困っている障害者がいるかも知れません。障害のある人のための専用駐車場のルールを守りましょう。
- * 障害のある人の社会参加をサポートする人材が不足しています。あなたの力を必要としている人のために、ボランティアになってみませんか。
- * 障害のある人を見かけたら、“思いやり”を形にしてさりげないお手伝いをしましょう。

基本施策5 保健・医療（すこやかに生きる）

(1) 疾病の予防と早期発見の推進

(2) 健康の保持・増進施策の充実

(3) 医療サービスの充実

(4) 機能回復・維持訓練の充実

【目標】

◆ いのちと健康を守ろう

(1) 疾病の予防と早期発見の推進

障害の早期発見のためには、母子保健事業の周知を図り、受診を勧奨していくとともに、発達障害の正しい知識の普及啓発を行うことが大切です。

近年、顕著となっている脳血管疾患や心疾患、がんなどの生活習慣病による障害の発生は、その予防、あるいは疾病の早期発見と早期治療が可能であることから、総合的な生活習慣病予防対策を推進する必要があります。

また、医療機関にかかっていない人や精神障害の発症は、本人や家族等が障害に気づきにくいのが現状です。

心と体の健康づくりを支援し、疾病の予防に取り組むとともに、障害の早期発見・早期治療につなげるための正しい知識の普及に努めます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①生活習慣病の 予防強化	○障害の原因となる生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実及び診査結果に基づく予防活動の充実	A	国民健康 保険課 健康管理課
	○特定健康診査実施計画の策定と推進による生活習慣病の予防強化	B	

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
②家庭訪問による 保健指導の充実	○障害のために日常生活等に困難を感じている精神障害者や重度身体障害者に対する家庭訪問等による保健指導	A	健康管理課
③精神保健福祉事業 の推進	○こころの健康講演会をはじめとする市民に対する心の健康の保持・増進のための啓発	A	健康管理課 障害福祉課
	○思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業の推進	A	

(2) 健康の保持・増進施策の充実

障害のある人の健康に対する不安は障害者アンケートの結果にも強く現れており、その健康の保持・増進のための支援策の充実が必要です。

メタボリック・シンドローム^{※7}の概念が注目され、平成20年度から40歳以上の生活習慣病の予防に主眼を置いた「特定健康診査」及び「特定保健指導」が必須となりますが、これらの新しい制度にも対応した各種相談や指導を実施するとともに、若年期からの健康づくりにも重点を置き、健康の保持・増進を支援するサービスを計画的に提供します。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①健康の保持・増進 への支援	○基本健診の実施	A	国民健康 保険課 地域包括支 援センター 健康管理課
	○各種健診の受診拡大と要指導者の事後指導の実施	A	
	○「特定健康診査等実施計画」(平成19年度中)の策定による生活習慣病予防の強化(40歳以上)	B	
	○訪問指導の実施	A	
	○高齢障害の人に対する地域支援事業(介護保険制度)を通じた介護予防の推進	A	

※7 メタボリック・シンドローム：

生活習慣病有病者やその一歩手前の状態の者(予備群)は、内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧の状態が重複している場合も多く、そのような人は虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症リスクが大きくなることが明らかになっています。このため、これらの重複状態の重要性が注目され、内臓脂肪を減少させることで、それらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本とするのが「メタボリック・シンドローム(内臓脂肪症候群)」です。国においては平成18年度の生活習慣病予防の重点課題としています。

(3) 医療サービスの充実

障害のある人にとって、医療・リハビリテーションの充実は、障害の軽減を図り、自立を促進するうえで不可欠です。また、特に障害のある子どもにとって医療との関係は重大な問題となっています。

本市は比較的病院や開業医が多いなど、他市に比べ充実した医療環境にあるといえます。救急医療について、初期救急体制は伊勢崎佐波医師会病院の休日夜間診療所で、重症救急患者に対する第二次救急医療は病院群輪番制で対応しています。

しかし、全国的な小児科医不足は本市にも影響しており、小児救急医療体制の充実が求められています。関係機関との連携を強め、人材の確保を図る必要があります。

家族も含め、かかりつけ医をもつよう引き続き啓発を行うとともに、身近な診療所と病院が連携し、急性期から在宅に至るまで継続した医療ニーズに応えていきます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①障害のある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	○障害のある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発	A	健康管理課 障害福祉課 市民病院 保健福祉事務所
	○大学病院との密接な連携を図り、小児科や産婦人科などの医師及び高度・専門医療を行える人材の確保・育成の努力	D	
	○小児救急や救命救急センターの機能の充実	D	
	○災害時医療体制の連携推進	D	
②医療費の給付	○障害者自立支援法に基づく「自立支援医療」費の支給	A	年金医療課 障害福祉課
	○福祉医療制度による障害のある人の医療費の自己負担分の支給	A	

(4) 機能回復・維持訓練の充実

神経性の障害など乳幼児期からの麻痺・拘縮には、ライフステージや状態に応じた機能訓練が必要です。また、脳血管障害後遺症等による中途障害には、医療機関による急性期の機能訓練終了後の継続した訓練が求められています。

障害の程度を軽減し自立生活を促進するよう、障害の特性に合った適切な医療やリハビリテーションの提供ができる地域医療の充実をめざします。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①在宅療養生活の支援	○障害及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化 ○在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化	A A	介護保険課 地域包括支援センター 健康管理課
②リハビリテーション体制の充実	○障害により身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための機能訓練の実施	A	健康管理課 高齢福祉課

市民・団体・事業者等に期待すること

- * 健康診査や人間ドックを定期的を受診しましょう。
- * 自分の適正体重の計算方法“BMI”を知っていますか。
$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$
- * 病気になる前から、身近なかかりつけ医をもつよう心がけましょう。
- * 悩みやストレスを感じたら、こころの健康相談など相談窓口を活用したり、信頼できる相談相手を見つけましょう。

基本施策6 情報・コミュニケーション（つながる）

(1) コミュニケーション手段の確保

(2) 情報提供の充実

【目標】

◆ みんなでつながろう

(1) コミュニケーション手段の確保

これからの情報提供・コミュニケーション支援は、情報化社会の急速な進展に対応しながら、必要な情報の収集力を高めていくとともに、これまでの手話・要約筆記等による直接会話支援の充実からインターネット、メールによる双方向通信など新たなメディアへの取り組みなどが求められています。

情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障害や視覚障害のある人に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①障害者自立支援法に基づく「コミュニケーション支援事業」の実施	○障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として「コミュニケーション支援事業（手話通訳派遣・要約筆記派遣・手話通訳者設置）」の実施	A	障害福祉課
②障害のある人のIT活用の推進	○障害者を対象としたIT講習の充実	A	障害福祉課

(2) 情報提供の充実

地域社会の一員として社会資源を活用して暮らしていくためには、様々な情報を把握し、自由に交換できることが必要です。しかし、障害の種類によっては、情報を即時に取得することや、意見を交換することが困難な場合があります。

本市では、障害者施策を含め市政の解説、動向及び行事案内などを中心に市民の市政への関心を高めるため、毎月2回、「広報いせさき」を発行しているほか、「議会だより」「社会福祉協議会だより」「図書館だより」など視覚障害のある人にはボランティアの協力を得て広報の音声版を作成し、希望者へ配布しています。また、市民生活に密着したサービスやイベント、市政などに関する情報については、インターネットのホームページを通じた情報発信を行っています。

一方、障害のある人の情報量はその人のネットワークによって制約されますが、町内会や障害者団体に加入しない人が増えており、情報の格差が拡大する恐れがあります。

多様な情報提供に対する障害者やその家族からの要望は強く、今後とも、障害者団体や家族会、事業者等の意見を収集し、必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供・表示などの方法の充実に努めていきます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①「声の広報」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害のある人に配慮した障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の「声の広報等発行事業」の実施 ○行政情報にとどまらず、生活情報の声の広報の推進 ○重要度の高い文書や案内文書などの音声化など障害の特性に配慮した広報伝達 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>広報課</p> <p>障害福祉課</p>
②市ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫などホームページによる情報提供の充実・強化 	B	広報課
③窓口サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳のできる職員の配置による、障害のある方への市民サービスの充実 ○窓口案内に「耳マーク」を表示し、筆談サービスを実施するなど、それぞれ障害の特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実 	<p>A</p> <p>A</p>	<p>障害福祉課</p> <p>関連課</p>



耳マーク

市民・団体・事業者等に期待すること

- * 障害のある人への情報伝達やコミュニケーション支援のための多様なボランティア活動へ参加しましょう。
- * 市のホームページにアクセスしてみませんか。なお、市のホームページは平成20年度から、ウェブアクセシビリティ^{※8}の確保など障害のある人に配慮したホームページになります。

※8 ウェブアクセシビリティ (webaccessibility) :

「高齢者や障害者など、心身の機能に制約のある人でもインターネット等で提供されている情報に問題なくアクセスし利用できる」よう配慮することをいいます。具体的には音声による読み上げ機能に配慮した情報内容の整備などです。

総務省では高齢者や障害者を含む誰もが公共分野のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、平成16年11月から「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、「みんなの公共サイト運用モデル」を策定しています。

基本施策7 啓発・交流・協働（みんな一緒に）

(1) 啓発・福祉教育・交流活動の推進

(2) 防災・安全対策の充実

(3) 外国人障害者施策の充実

(4) 地域福祉活動の促進

【目標】

◆ 心豊かな、安心・安全な地域生活を実現しよう

(1) 啓発・福祉教育・交流活動の推進

障害のある人が、地域のなかでその構成員として対等に暮らすことができるようにするためには、市民一人ひとりに対し、多様化する「障害」のことや「障害者」への理解を深め、共に暮らすことが自然であるという「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させていくとともに、差別意識や偏見をなくす人権意識や福祉意識を高めることが何よりも重要です。

このような啓発活動はこれまで多くの機会を捉えながら実施してきたところです。

しかし障害者アンケートの結果を見ると、「差別や偏見を感じた経験がある」人が少なくなることから、引き続き、市職員・教職員はもとよりサービス事業者を含め、すべての市民に対する理解啓発・広報活動を進めるとともに、人権教育や福祉教育の充実に取り組むことが必要です。

「障害」や「障害者」への理解を深めていく取り組みを充実し、障害のある人の地域での自立生活を支え、社会参加活動を促進できるような風土づくりをめざします。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
① 広報等による障害者施策に関する効果的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○市民がわかりやすく、親しみやすい「広報紙」づくりを通じた「障害」や「障害者」に関する市民各層への啓発 ○市のホームページ(インターネット)を活用した障害者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発 	A A	広報課 障害福祉課 社会福祉協議会
② 啓発資料の収集・作成	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害」や「障害者問題」に関する啓発資料の収集と作成 	A	人権課 障害福祉課
③ 「障害者週間」などの啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者週間」(12月3日～12月9日)や「人権週間」(12月4日～12月10日)などを通じた人権教育、啓発活動の推進 	A	人権課 障害福祉課 学校教育課
④ 地域活動における日常的なふれあい事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域単位での障害のある人との日常的なふれあい活動の推進 ○障害者関係団体の協力による、区長など地区代表者への啓発活動の推進 	A A	障害福祉課
⑤ 交流活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○開催場所の提供や開催にかかるアドバイスなど障害者団体や地域などによる交流活動への支援 	A	障害福祉課 社会福祉協議会
⑥ 学校・地域等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のない子どもが体験学習の機会を通じて日常生活の中で社会福祉への関心を高めるよう、市内の小学校(2校)の社会福祉協力校の指定 ○総合的な学習の時間や地域のボランティア・市民活動団体等の研修・活動の一環として、車いす・手話・ブラインドウォーク・点字等体験学習を通じた福祉を理解する機会の充実 ○学校や幼稚園・保育所(園)などにおける福祉教育の推進 ○学校教職員に対する福祉体験学習会等による意識啓発機会の充実 	A A A A	保育課 障害福祉課 学校教育課 社会福祉協議会

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
⑦生涯学習を通じた人権や障害者問題の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習を通じた人権や障害者問題に関する学習機会の充実 ○人権啓発事業の充実 ○障害のある人の支援に必要な基本的知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> A A A 	<ul style="list-style-type: none"> 人権課 障害福祉課 生涯学習課

(2) 防災・安全対策の充実

本市は比較的大規模な自然災害が少ない地域ですが、障害者アンケートの結果では、災害時に支援を受けるための登録制度の利用意向は3障害いずれも70～80%台にのぼり、災害への不安が高いことを示している結果といえます。

平成16年7月の新潟・福島豪雨、福井豪雨では逃げ遅れなどから多くの高齢者が犠牲になりましたが、これを契機に内閣府は同年10月、「集中豪雨時における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を設置し、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」をとりまとめています。ガイドラインでは、市町村は要援護者支援にかかる全体的な考え方と、要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成される「避難支援プラン」を策定する必要があるとしており、地域の広い本市にあっては避難支援プランを実行するために地域住民の活動が不可欠になっています。

防災担当部門と障害福祉課が連携し、地域防災計画に従い、災害時要援護者の安否確認体制に取り組む必要があります。

また、障害者アンケートでは、避難所生活の困難さや災害時の服薬管理も含めた医療体制等についても不安が強いことが把握されました。避難生活における保健・医療・福祉の総合的体制も求められています。

加えて、障害者や高齢者等を狙った犯罪の増加や犯罪手口が巧妙化していることから、障害のある人に対し、犯罪や災害に対する自己認識を高めていくとともに、「伊勢崎市安心・安全まちづくり条例」(平成17年9月制定)に基づき、地域住民による防犯活動への支援を充実し、安心・安全なまちづくりを推進します。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①地域防災計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「伊勢崎市地域防災計画」に基づく、障害のある人に対する災害時の情報伝達、避難誘導體制及び避難所における生活の困難性の軽減などに配慮した対策の充実 ○災害時要援護者避難支援計画の策定 	A D	行政課 障害福祉課
②緊急通信システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための関係機関との連携強化 ○障害のある希望者に対し、メールにより防災情報を配信するシステムの構築 ○公共施設への電光掲示板等情報機器の設置 	A D D	行政課 管財課 障害福祉課 消防本部
③地域防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○「災害時における要配慮者支援のためのガイドライン」に基づく災害時要援護者への安否確認体制の確立 	D	行政課 社会福祉課 障害福祉課
④地域防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害のある人に対する防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動の推進 	A	市民活動課 障害福祉課

(3) 外国人障害者施策の充実

年々増加する外国籍の市民に対応し、平成16年6月、県内で初めて外国籍市民を中心とする「外国人共生会議」を設置するなど、本市は多文化共生社会づくりに取り組んでいるところです。

しかし、外国籍市民の集住化が進むに連れ、言語・文化・生活習慣の違いによる問題の発生も見られ、障害がある外国籍市民への支援のあり方も明確にしておく必要があります。

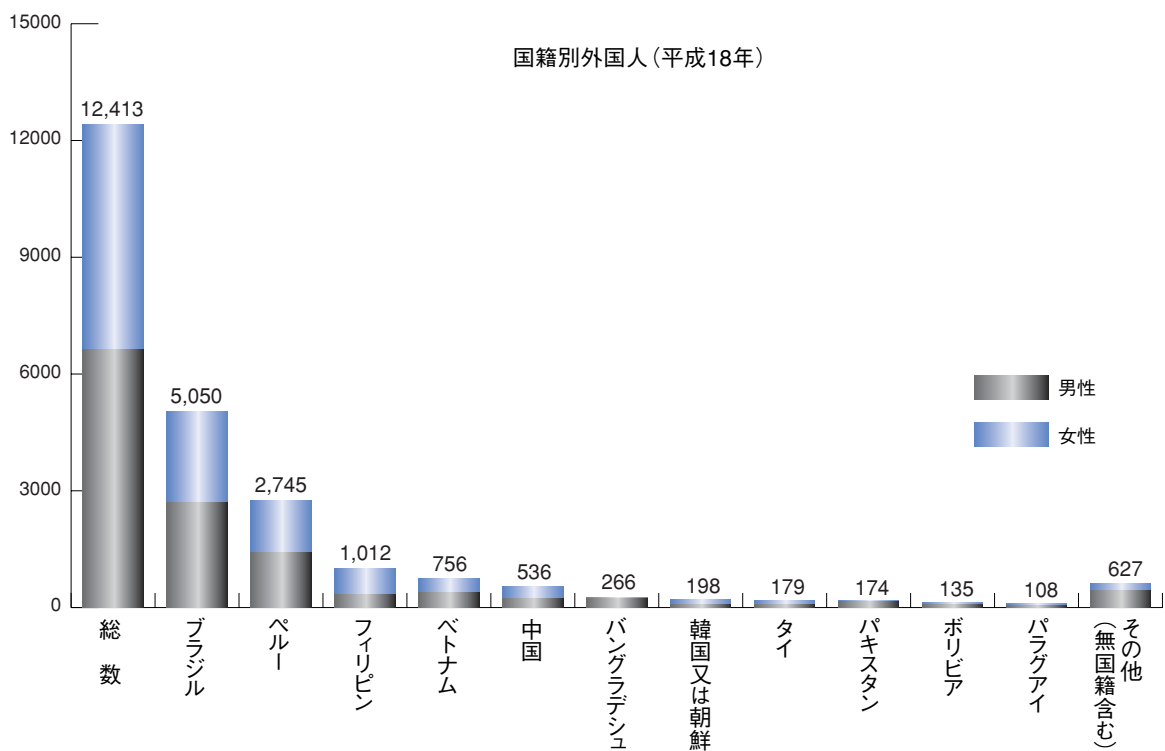
外国籍の市民は、市から、いつどのような情報が発信されているか、どこに行けば必要な情報が入手できるかわからない場合が多いといわれています。また、仲間からの口コミによる情報収集も多く、正確な情報が伝達されていないこともあります。

障害がある外国籍市民の支援として、まず第一に、行政情報や生活情報を迅速・確実に伝えることが大切です。

地域での自立した生活に向けて、外国籍市民の利用できるサービス情報を一人ひとりに適した手法による提供とともに、相談体制の充実に取り組めます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①外国籍の障害のある人への情報提供・相談体制の充実	○「多文化共生伝言版」による各国語での情報提供 ○外国語相談員による相談及び通訳の実施	A A	国際課 障害福祉課
②外国籍の障害のある人への支援の充実	○外国人登録を行っている市民への手帳の交付をはじめとする障害福祉サービスの提供	A	障害福祉課

外国人登録人口



資料：市民課

(4) 地域福祉活動の促進

障害のある人やその家族介護者の生活支援に対するニーズは、制度に基づく公的なサービスの提供以外にも幅広い領域にわたり、きめ細かな支援を行うためにはボランティア活動やNPO活動などの「力」が不可欠です。

本市の社会福祉協議会では「ボランティア・市民活動センター」を運営しており、平成17年(8～11月)現在、個人44人、92団体(うち防犯関係1団体)、8,088人(うち防犯関係3,663人)の方が登録していますが、その活用については今後課題を残す状況となっています。

一方、本市では1万人を超える団塊の世代(1947年～49年生まれ)が人口の大きな割合を占めているため、「2007年問題対策会議」を設置し、平成18年3月、「2007年問題対策指針」を策定しました。

指針では、現行のシルバー人材センターの会員拡大や新たな分野のサービス開拓などにより活性化を図るほか、地域密着型の支援活動を中心とする「地域人材バンク」の創設を推進することとしています。この制度の中に障害者の地域生活を支援する人材育成を位置づける必要があります。

また、障害者(家族)は身近なところで信頼がおける相談を求めています。市域の広さと交通事情も踏まえ、可能な限り身近な地域で様々な障害者の問題に対応するよう、社会資源の有効活用を視野に入れた機能配備が求められます。

障害のある人が支援を受ける側となるだけでなく、同じ障害をもつ立場に立って、支援を必要とする人のニーズを把握し、必要なボランティア活動、NPO活動の調整役などを担えるよう、当事者のボランティア活動への参加もめざしていきます。

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
①ボランティア活動に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用したボランティア活動に関する市民への情報提供の充実 ○ボランティア・市民活動団体等情報交換会などボランティア相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化の促進 	<p>A</p> <p>A</p>	<p>市民活動課 障害福祉課 社会福祉協議会</p>

施策・事業	施策の概要	実施時期	関係課
■②ボランティアの育成	<p>○ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実の促進</p> <p>○団塊の世代や専業主婦をターゲットとし、今後ニーズが高まるIT訓練など専門的な人材の育成</p> <p>○今後、特に支援が求められる知的障害や精神障害のある人の支援のためのボランティアの育成・支援</p>	A C B	社会福祉協議会
③障害のある人のボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進	<p>○障害のある人自らが同じ立場から障害のある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）の支援</p>	C	障害福祉課 社会福祉協議会
④地域の見守り・支え合い活動の促進	<p>○地域の市民、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、地域レベルの福祉活動の充実とネットワーク化</p>	A	市民活動課 社会福祉課 社会福祉協議会
⑤市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化	<p>○市民、事業者、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動の推進</p>	B	市民活動課 社会福祉課 社会福祉協議会
⑥地域の様々な社会資源の有効活用	<p>○市内各地域の様々な公共施設や空き店舗・空き施設など、障害のある人やボランティア・NPOの活動拠点としての社会資源の有効活用</p> <p>○専門的知識をもつ地元大学の協力による福祉人材の育成と確保</p> <p>○地域に住む有資格者や知識・経験を有する市民の活用など福祉人材の確保</p>	C A A	市民活動課 障害福祉課 社会福祉協議会

市民・団体・事業者等に期待すること

- * 障害のある人とない人の交流イベントに参加し、「障害」について、また、障害を持ちながら生活することについて理解しましょう。
- * 地域の自主防災組織や防犯団体への関心を高めましょう。

2. 計画の推進体制

(1) 総合的な推進体制

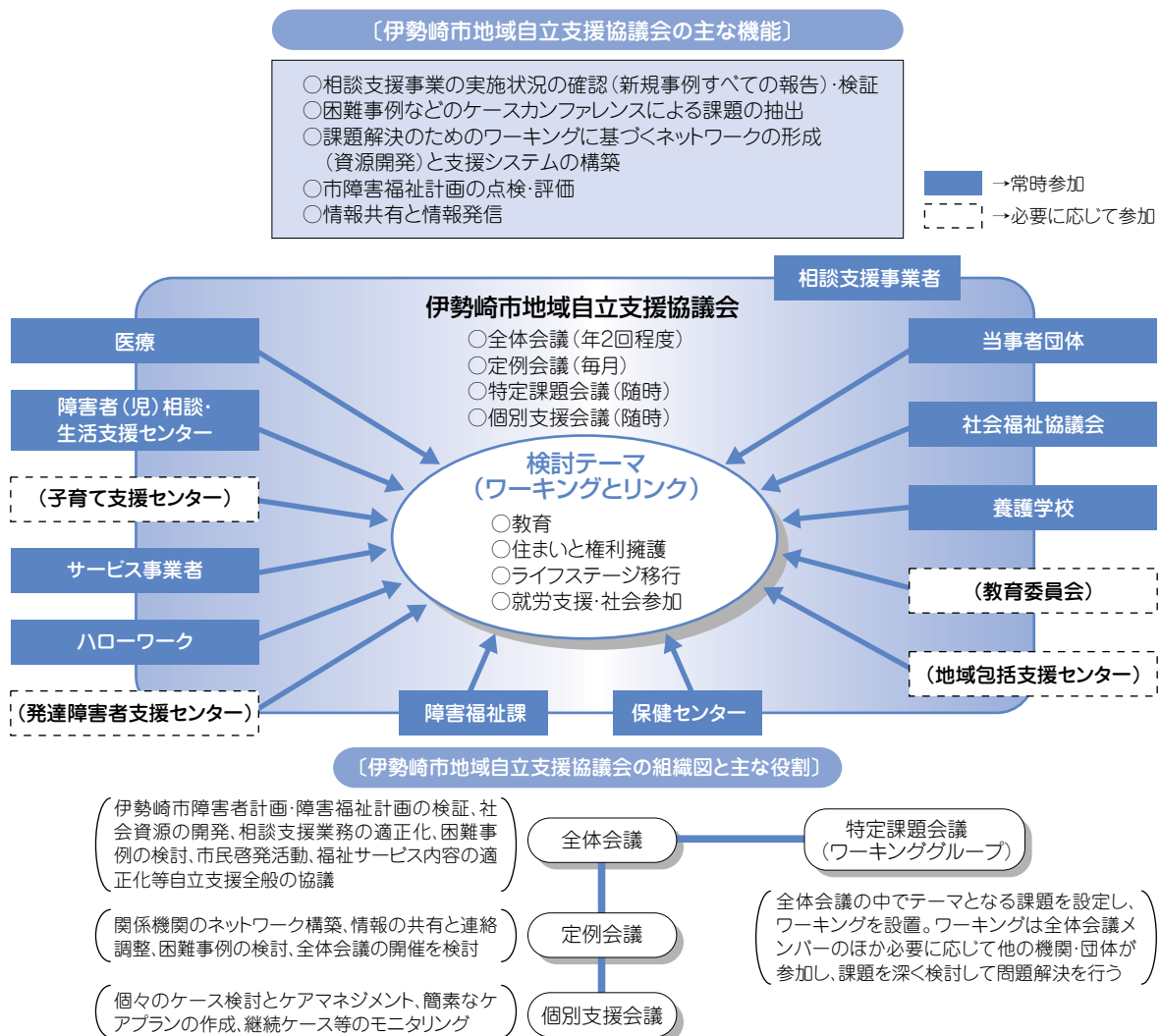
この計画は、就労・医療・住宅・生活一般など幅広い分野にまたがった施策となっています。このため、新たな制度に対応し、庁内各課との連携、加えて、関係機関との連携の強化、市民（地域）との協働関係の構築に取り組みます。

(2) 進行管理

計画の着実な目標実現に向けて、進捗状況の把握、点検を行い、「伊勢崎市地域自立支援協議会」に報告し、評価、提言を受けるとともに、その結果を公表します。

また、市民ニーズへの的確な対応、社会・経済情勢や国の動向の変化に適格かつ柔軟に対応するよう、効果的な施策の展開など先進事例の研究などに取り組みます。

図表34 伊勢崎市地域自立支援協議会イメージ図





障害福祉計画編

1. 計画の目的

(1) 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づく障害福祉計画であり、国の基本指針にそって、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

【主な定める事項】

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービスの量と提供体制を確保するための実施計画です。

(3) 他計画との関係

本計画は、伊勢崎市総合計画との整合を図るとともに、伊勢崎市障害者計画と調和が保たれた内容としています。

(4) 計画の期間

第1期障害福祉計画は平成19年度から20年度までの2年間の計画としますが、平成23年度の数値目標も設定します。平成20年度末までに第1期計画の必要な見直しを行ったうえで、第2期計画（平成21～23年度）を策定します。

平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度

伊勢崎市障害者計画（平成19～25年度）

伊勢崎市障害福祉計画
（第1期）
（平成19～20年度）

伊勢崎市障害福祉計画
（第2期）
（平成21～23年度）

2. 計画の目標

(1) 基本的な方針

① 障害福祉サービスに関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、次に掲げる点に配慮し、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

○訪問系サービスの充実

精神障害のある人に対し、立ち後れている訪問系サービスの利用を促進するとともに、障害のある人が必要な訪問系サービスを受けることができるよう、その充実を図ります。

○日中活動系サービスの充実

いわゆる小規模作業所の利用者が、法に基づくサービスへの移行等ができるよう推進するとともに、希望する障害のある人に対し日中活動系サービスの充実を図ります。

○グループホーム・ケアホームの充実と地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を図ります。

○福祉施設から一般就労への移行等

就労移行を支援する事業等を充実することにより、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設において働く場の拡大を図ります。

② 相談支援に関する基本的な考え方

障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、地域の実情に応じ、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる「伊勢崎市地域自立支援協議会」を設け、ネットワークを構築します。

(2) 平成23年度の目標値の設定

障害のある人の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応するため、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月現在で、福祉施設に入所している障害のある人の地域生活への移行をめざすとともに、平成23年度末の施設入所者数を現在の施設入所者数から削減することをめざします。

項目	数値	考え方
現在の入所者数(A)	226人	平成17年10月1日の福祉施設入所者数
【目標値】(B) 地域生活移行数	23人 (10.2%)	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
平成23年度末の入所者数(C)	210人	平成23年度末の福祉施設入所者の見込数
【目標値】 削減見込	16人 (7.1%)	差引減少見込数 (A-C)
新たな施設入所 支援利用者	40人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用 人員の見込数

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することをめざし、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を次の通り設定します。

項目	数値	考え方
現在の退院可能精神障害者数	120人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	23人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

③ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を次の通り設定します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労者数	5人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数

3. 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成20年度までの各年度及び平成23年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込み量（月間）は、次の通りです。

サービス名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	2,208	3,090	3,090	3,700
生活介護	人日分	70	200	1,430	5,260
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	180
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0	420
就労移行支援	人日分	290	550	925	1,035
就労継続支援（A型＝雇用型）	人日分	0	0	0	25
就労継続支援（B型＝非雇用型）	人日分	420	485	1,540	2,380
療養介護	人分	1	1	10	24
児童デイサービス	人日分	530	580	640	850
短期入所	人日分	235	260	285	380
共同生活援助 共同生活介護	人分	36	40	45	85
施設入所支援	人分	4	8	25	210
相談支援	人分	15	20	20	30

※時間分…月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める

※人日分…月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める

※人分…月間の利用人員を推計

（相談支援は、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して量の見込を定める）

(2) 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となります。今後の新サービス体系に基づく提供体制の整備状況の把握に努めていきます。

特に、精神障害のある人に対する訪問系サービスについては、身体障害・知的障害分野に比べ、サービス提供事業者が少ない現状となっています。そのため、身体障害・知的障害のある人又は高齢者への訪問系サービスを実施している事業者等との協議を重ね、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めます。

② 日中活動系サービス

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせる必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需用への対応が必要となってきます。

サービス提供体制については、これからサービス提供事業者が利用者の意向などを踏まえながら新体系へ移行することになります。サービス提供事業者の新体系への移行の状況やサービス需要の動向の把握に努めていきます。

特に、精神障害のある人に対する日中活動系のサービスは、従来、主に精神障害者共同作業所（小規模作業所）、精神障害者地域生活支援センター、病院デイケア、保健所ソーシャルクラブ、精神障害者社会適応訓練事業者等により提供されてきています。これまでに培われたノウハウを生かしたうえで、新体系によるサービスが円滑に提供できるよう、関係機関の連携を強め、情報の共有化等に努めていきます。

③ 居住系サービス

入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助及び共同生活介護事業の計画的な推進が必要となります。今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービス量を見込んでいきます。

また、公営住宅の活用や居宅介護・訪問看護等の事業によるソフト面での支援充実を図ることにより、より多様な住居確保の支援を検討していきます。

④ その他のサービス

新サービス事業体系への移行が進むにつれて、相談支援サービスの需要の高まりが予測されます。今後のサービス事業者の新体系への移行の状況やサービス利用対象者の状況等の把握に努め、適切なサービス量を見込んでいきます。

ケアマネジメントの実施においては、個々のサービス利用対象者の生活の質の向上を図るほか、地域における必要なサービスの種類や量を明らかにする効果も期待されます。相談支援事業の効果的な実施を図るため、「伊勢崎市地域自立支援協議会」において関係機関による連携強化の推進などについて協議を進めていきます。

4. 地域生活支援事業

本市は、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

(1) 目的

本市に住む障害のある人が、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本市の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、もって、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 基本的な考え方

目的の実現に向けて、障害者自立支援給付と合わせ、市民が必要とするサービスを提供するものとします。

本市の障害のある人の状況、社会資源の状況、地域的なニーズの特性などに応じて、柔軟で効果的なサービスを提供します。

(3) 事業実施の考え方

本市に住む障害のある人が地域で自立生活を進めるにあたって必要な事業として、自立支援法施行前に実施していた事業の継続を図りつつ、障害者や家族のニーズに沿って新たな事業を行います。地域生活支援事業には、障害者自立支援法第77条第1項事業（市が実施しなければならない事業）、障害者自立支援法第77条第3項事業（任意の事業）があります。

(4) 利用者負担

制度を安定的にかつ継続的に運営するため、基本的に「利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担」の考え方を尊重し、原則として利用サービス額の1割を利用者負担とします。

ただし、利用者負担になじまない、又は困難な事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、社会参加促進事業等）については、全額公費負担とし、利用者負担は無料とします。

(5) 事業内容

サービス	事業の内容	対象者
相談支援事業 障害のある人、障害のある子どもの保護者、障害のある人の介護を行う者等からの相談に応じ必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行う。		
相談支援機能強化事業	専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図る。	身・知・精・児
障害者（児）相談・生活支援センター	身体・知的・精神の各障害の特性に応じた専門相談員を配置した総合的な障害者（児）生活・相談支援センターを設置。（従来の障害者生活支援センター）	身・知・精・児
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通じて障害者の地域生活を支援する。	知・精
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害のある人等の権利擁護を図る。	知・精
コミュニケーション支援事業 聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人（以下「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行う。		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う。	聴覚障害者
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、市役所障害福祉課等に手話通訳者を設置する。	聴覚障害者
日常生活用具給付事業 重度障害者等に対し、日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。		
移動支援事業 屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。		
地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センターを通じて、障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行う。		

サービス	事業の内容	対象者
福祉ホーム事業 現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で居室その他の設備の利用を支援する。		身・知・精
訪問入浴サービス事業 地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図る。		身(重度)
知的障害者職親委託事業 知的障害のある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う。		知
生活支援事業 介護給付費等の支給決定を受けられない人に対し、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行う。		
生活訓練等事業	障害のある人の生活の質的向上を図り、社会復帰を促進するよう日常生活上必要な訓練・指導等を行う。	身・知・精
日中一時支援事業 障害のある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。		身・知・精・児
社会参加事業 障害のある人の能力や適正に応じた日常生活、社会生活を営むための必要な事業を行う。		
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する。	身・知・精
声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、広報いせさきをはじめ障害のある人等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを障害のある人等に定期的に提供する。	身 (視覚障害者)
奉仕員養成研修事業	聴覚、視覚障害者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、ふくしプラザ等において、手話通訳、要約筆記、音訳などの各種養成講座を実施する。	市民
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害のある人に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進する。	身

(6) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

地域生活支援事業の実施に当たっては、障害のある人等の障害程度認定区分、心身の障害の状態、障害のある人等の介助者の状況などを総合的に勘案しつつ、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスのほか、地域生活支援に関し、必要なサービスを受けられるよう配慮します。

事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成23年度
相談支援事業				
相談支援機能強化事業(相談員数)	6	6	6	6
成年後見制度利用支援事業(申立件数/年)	2	2	2	3
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者派遣事業(派遣件数/年)	100	110	115	120
要約筆記者派遣事業(派遣件数/年)	8	12	12	12
手話通訳者設置事業(対応件数/年)	500	510	515	520
日常生活用具給付事業(給付件数/年)	2,040	2,140	2,250	2,470
移動支援事業(決定時間/月)	1,600	1,720	1,840	1,960
地域活動支援センター機能強化事業(箇所数)	5	5	5	7
福祉ホーム事業(延べ利用人数/年)	24	24	24	24
訪問入浴サービス事業(延べ利用人数/年)	576	576	576	576
知的障害者職親委託事業(延べ利用人数/年)	24	24	24	24
生活支援事業(延べ利用人数/年)	100	110	115	120
日中一時支援事業(支給決定人数/月)	150	155	160	170
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(延べ参加人数/年)	15	20	25	35
声の広報等発行事業(延べ利用人数/年)	40	45	50	60
奉仕員養成研修事業(受講人数/年)	23	25	26	27
自動車運転免許取得・改造助成事業(件数/年)	10	10	10	10

(7) 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策

① 相談支援事業の拡充

総合的な障害者（児）生活・相談支援センターを設置するとともに、「伊勢崎市地域自立支援協議会」のネットワークを活用するなど相談支援体制の整備を図ります。

② 地域活動支援センターの拡充

障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、障害福祉サービスの事業所のほか、小規模作業所やNPO法人等による地域活動支援センターの設置を支援するとともに、適切な運営と質の向上を促します。

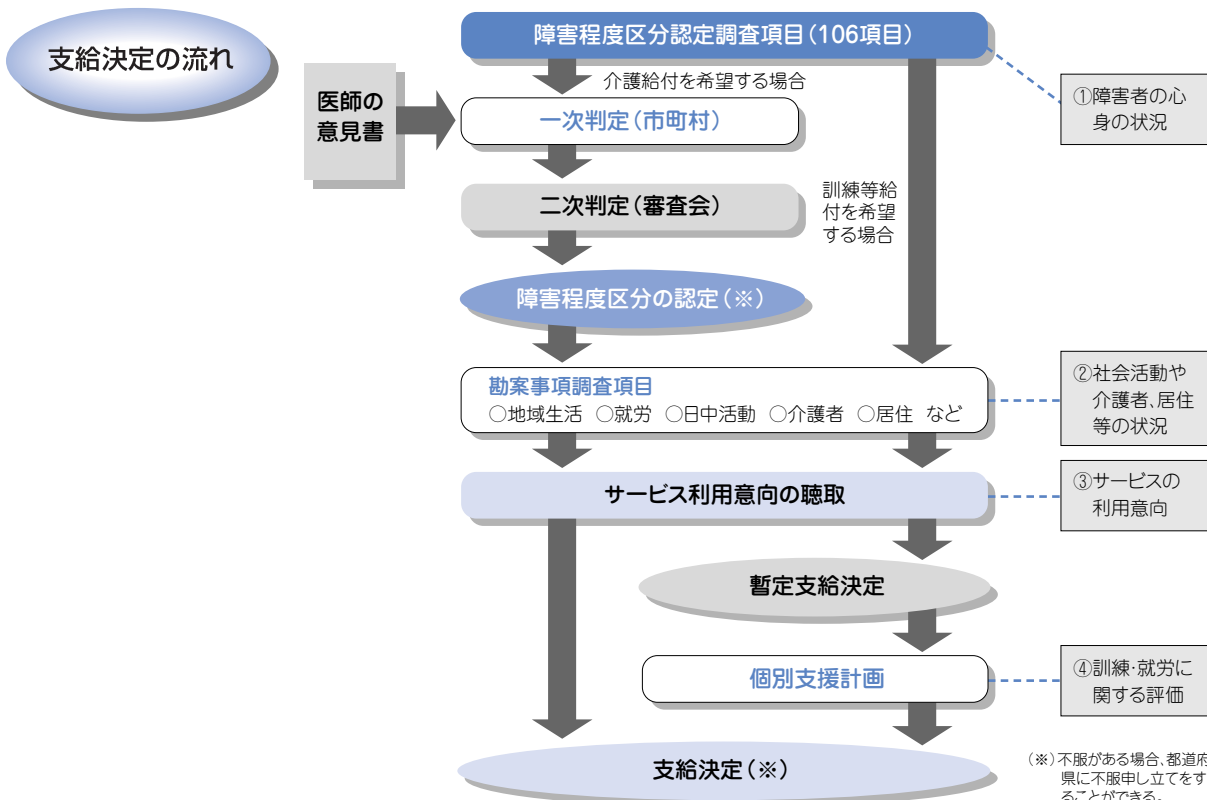
5. 制度の円滑運営の仕組み

(1) 障害福祉サービス等の支給決定に関する基準

支給決定は本市が定める基準（支給決定基準という。）に基づき行います。

その際、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するために、支給決定の各段階において、「障害者の心身の状況（障害程度区分）」「社会活動や介護者、居住等の状況」「サービスの利用意向」など以下の①～⑨の事項を把握、勘案します。

- ① 障害程度区分又は障害の種類及び程度その他心身の状況
- ② 介護を行う者の状況
- ③ 介護給付費等の受給状況
- ④ 障害児施設等の利用状況
- ⑤ 介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況
- ⑥ 保健医療又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦ 障害のある人の利用意向の具体的内容
- ⑧ 障害のある人の置かれている環境
- ⑨ 障害福祉サービスの提供体制の整備状況



(2) 公平・公正な認定審査

認定調査員や認定審査会委員のスキルアップを図るため、「市町村審査会委員研修」等継続的な研修とともに、調査研究を重ね、調査及び審査の均質化を図り、正確・公平な認定に努めます。障害のある人やその家族には、訪問調査や認定の仕組みなど障害福祉サービスの支給決定手続きの透明化・公平化への理解を求め、適正な障害程度区分認定をめざします。また、認定の円滑化を図り、効率的な認定事務に努めます。

(3) サービスの質の確保

サービスの質の確保の観点から、県との連携によりサービスの適正化を図ります。

また、「伊勢崎市地域自立支援協議会」を活用しながら、サービスの質的向上や医療との連携を強化するとともに、地域のインフォーマルサービスなども組み入れた総合的なサービス提供に取り組めます。

さらに、県の研修のほか市独自の研修により、相談支援専門員のスキルアップを図りながら、「伊勢崎市地域自立支援協議会」による困難ケースへの対応にも取り組めます。

(4) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の達成状況について、「伊勢崎市地域自立支援協議会」による点検及び評価を受けるものとします。



資料編

1. 障害のある人を取り巻く本市の状況

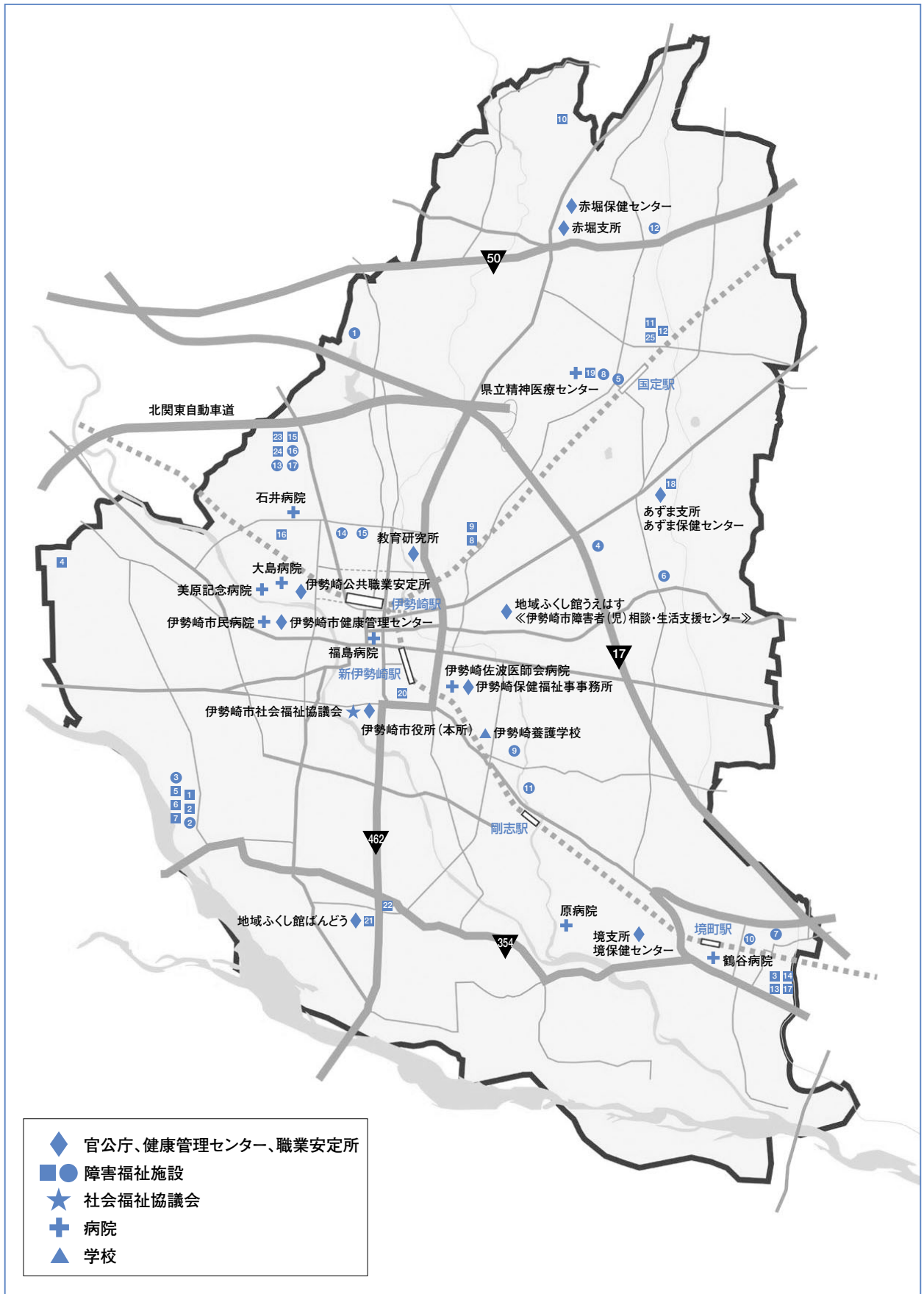
(1) 福祉施設の状況

	施設名	定員	主たる障害		施設種別	所在地	運営主体
1	天啓園	70	知的	日 中 活 動 系	更生	柴町	(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
2	第二天啓園(通所部)	7	知的		更生	柴町	(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
3	くわのみ	30	知的		授産	境女塚	(社福)桑の実福祉会
4	ともいせさき	20	知的		授産	稻荷町	(社福)しのめ会
5	伊勢崎市福祉作業所	15	身体/知的		小規模作業所	柴町	※(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
6	デイサービスセンターなわ	6	身体/知的		在宅重度心身障害者等デイサービス	柴町	※(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
7	しば福祉作業所	5	身体/知的a		小規模作業所	柴町	※(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
8	うえはす福祉作業所	15	身体/知的		小規模作業所	上植木本町	※(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
9	デイサービスセンターうえはす	6	身体/知的		在宅重度心身障害者等デイサービス	上植木本町	※(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
10	あかねの館福祉作業所	10	身体/知的		小規模作業所	磯町	※(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
11	あずま福祉作業所(H19年4月移転予定)		身体/知的		小規模作業所	国定町二丁目	※(社福)桑の実福祉会
12	デイサービスセンターあずま(H19年4月開所予定)	6	身体/知的		在宅重度心身障害者等デイサービス	国定町二丁目	※(社福)桑の実福祉会
13	桑の実福祉作業所	10	身体/知的		小規模作業所	境女塚	※(社福)桑の実福祉会
14	ディアクティビティーセンターまゆ	6	身体/知的		在宅重度心身障害者等デイサービス	境女塚	※(社福)桑の実福祉会
15	ベルガモット	20	精神		就労移行支援/就労継続支援(B型)	波志江町	(社福)明清会
16	ガーデンタイム	10	精神		小規模通所授産	安堀町	(社福)明清会
17	やよい	15	精神		小規模通所授産	境女塚	(社福)やよい福祉会
18	あゆみ作業所(H19年4月地域活動支援センター移行予定)	12	精神		小規模作業所	東町	あゆみ会(家族会)
19	のびる作業所(H19年4月地域活動支援センター移行予定)	12	精神		小規模作業所	国定町二丁目	のびる会(家族会)
20	ピノキオ	10	障害児		児童デイサービス	八坂町	(特非)榎の木ネットワーク
21	ボランの広場	10	障害児		児童デイサービス	除ヶ町	伊勢崎市
22	ぶどうの木(H19年4月開所予定)	20	知的		就労移行支援/就労継続支援(B型)	大正寺町	(社福)キャッチジャパン
23	伊勢崎地域活動支援センター	25	精神		I型	波志江町	(社福)明清会
24	地域活動支援センター春	15	精神		III型	波志江町	(社福)明清会
25	地域活動支援センター(H19年3月開所予定)	15	身体/知的		II型	国定町二丁目	※(社福)桑の実福祉会
①	県立身体障害者リハビリテーションセンター	252	身体	居 住 系	療護/更生/授産	波志江町	(社福)群馬県社会福祉事業団
②	第二天啓園	50	知的		更生	柴町	(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
③	はぐるま寮	5	知的		地域ホーム	柴町	(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
④	あずまホーム	4	知的		地域ホーム	東小保方町	(特非) 諸葛寮
⑤	佐波ホーム	3	知的		地域ホーム	国定町二丁目	(特非) 諸葛寮
⑥	ホームからっ風	4	知的		地域ホーム	東小保方町	(特非) 諸葛寮
⑦	西今井ホーム	3	知的		地域ホーム	境西今井	(社福)桑の実福祉会
⑧	群馬県精神障害者支援施設はばたき	20	精神		生活訓練施設	国定町二丁目	群馬県
	グループホーム事業所名	定員	主たる障害		住居名	住所	運営主体
⑨	あさひホーム	4	知的	住 居 系	あさひホーム	境伊与久	(社福)伊勢崎市愛のはぐるま会
⑩	さくら	4	知的		さくらんぼホーム	境新栄	(社福)桑の実福祉会
⑪		5	知的		まつぼっくり	境伊与久	(社福)桑の実福祉会
⑫	つつじヶ丘	4	知的		きくちホーム	曲沢町	(社福)三和会
⑬		10	精神		波志江	波志江町	(社福)明清会
⑭		4	精神		メソンド・グレコ	末広町	(社福)明清会
⑮		4	精神		つつみ	堤下町	(社福)明清会
⑯		4	精神		ハイツなかの	波志江町	(社福)明清会
⑰		6	精神		ハイツなかの2	波志江町	(社福)明清会

※…伊勢崎市の指定管理者による運営

平成19年2月末現在

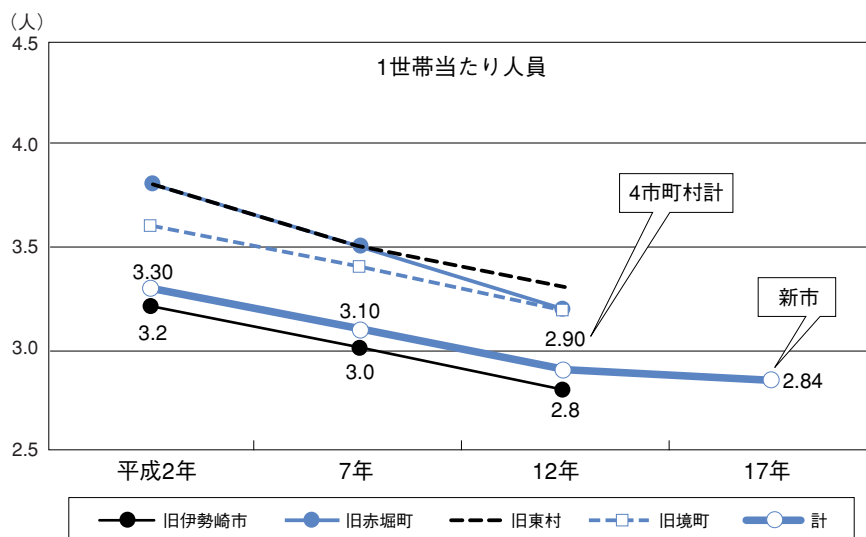
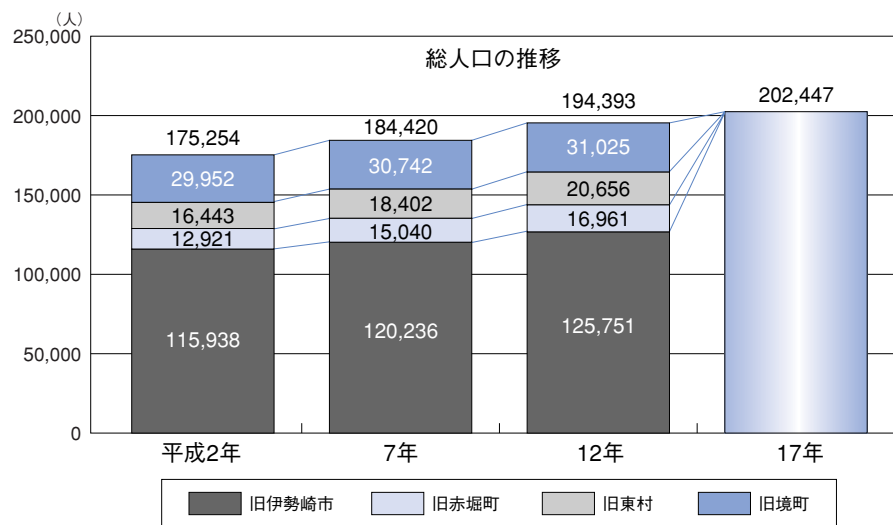
(2) 社会資源マップ(障害福祉関係)



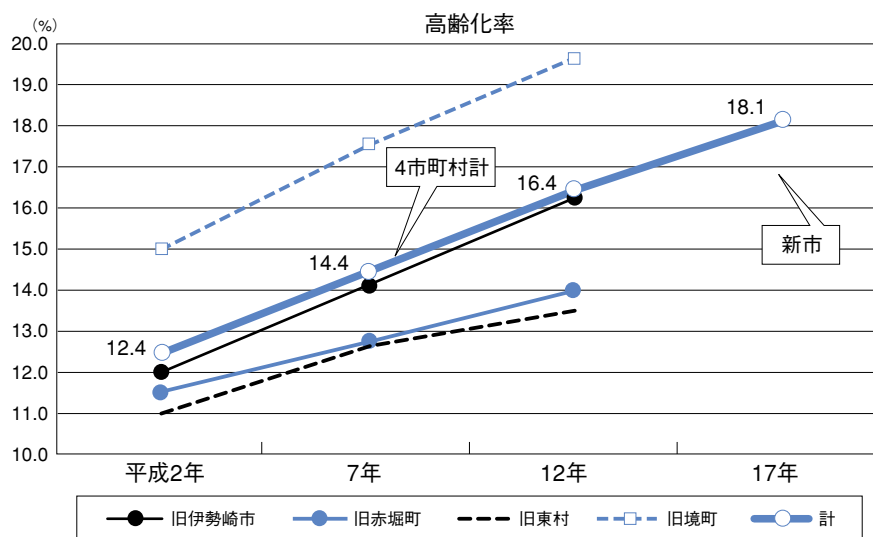
平成19年2月末現在

(3) 本市の概況関連資料

人口の推移

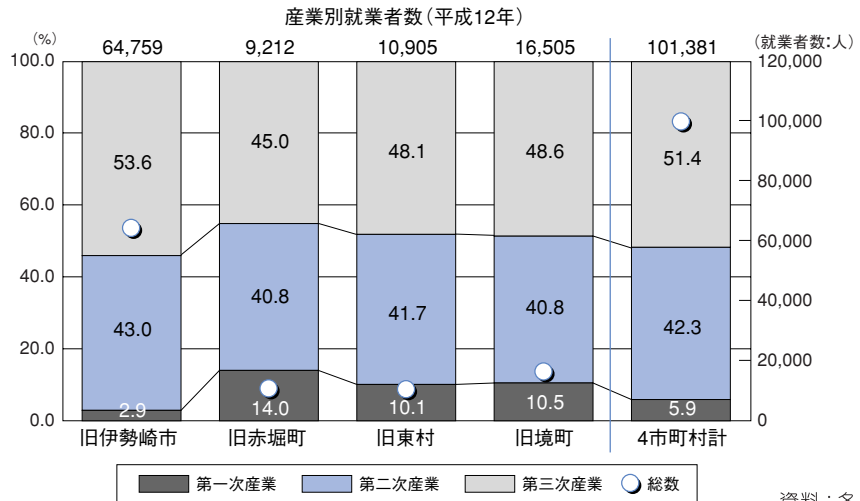


高齢化率の推移



資料：各年国勢調査

産業別就業者数



資料：各年国勢調査

産業大分類別事業所及び事業者数

	総数		農林漁業		鉱業		建設業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
旧伊勢崎市	6,576	63,412	7	93	—	—	593	3,695
旧赤堀町	776	9,930	1	41	—	—	108	679
旧東村	862	9,040	—	—	—	—	124	606
旧境町	1,291	11,594	4	16	1	6	150	565
合計	9,505	93,976	19	243	1	6	975	5,545

	製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		運輸・通信業	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
旧伊勢崎市	1,019	20,120	7	195	137	2,508
旧赤堀町	242	4,564	1	6	46	1,355
旧東村	216	2,794	1	6	52	1,781
旧境町	253	4,816	1	10	29	479
合計	1,730	32,294	10	217	264	6,123

資料：事業所・企業統計調査
(平成13年)

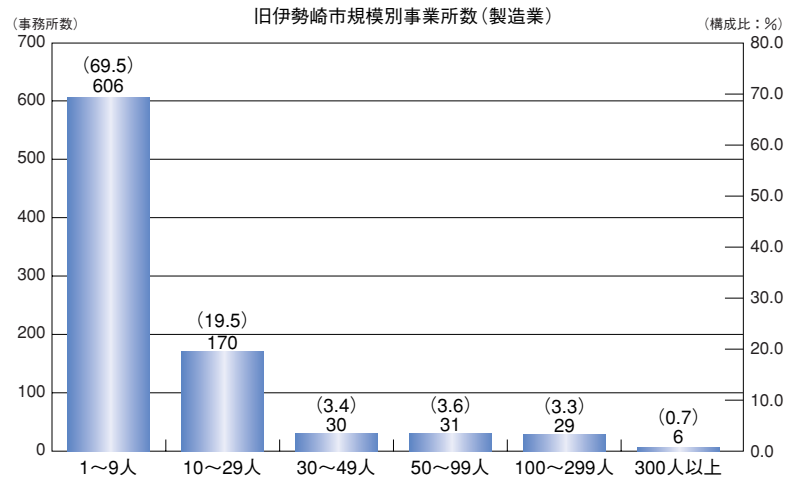
旧4市町村及び 県下主要な市の製造 品出荷額等

製造品出荷額等(従業員4人以上)(単位：万円)

旧伊勢崎市	62,163,443
旧赤堀町	9,843,984
旧東村	5,749,397
旧境町	17,449,478
計 (県内構成比)	95,206,302 (13.07%)
前橋市	51,460,116
高崎市	56,795,113
太田市	126,678,792

資料：平成15年工業統計調査

旧伊勢崎市の規模 別事業所数



資料：工業統計調査(旧伊勢崎市のみ)平成15年12月末

2. 策定に関する資料

(1) 策定経過

開催日	項目	内容
平成18年 6月15日	委嘱状交付式・ 第1回策定委員会	現在の状況、確認 問題点の洗い出し アンケート調査結果報告
6月 9日 く 6月23日	庁内の現状把握	障害者関連事業の実施状況調査
6月27日	団体インタビュー	ニーズ調査
7月18日	第2回策定委員会	問題点の洗い出し 伊勢崎市の福祉に対する施策の状況について報告
8月29日	第3回策定委員会	第1回、第2回の委員会で明らかになった現状と 課題を中間とりまとめ案として検討
10月16日	第4回策定委員会	障害者計画骨格案の検討
11月28日	第1回庁内検討委員会	策定委員会による障害者計画骨格案の検討
11月28日	ワーキンググループ会議	〃
12月11日	ワーキンググループ会議	〃
12月12日	第5回策定委員会	障害福祉計画の検討 庁内検討委員会の意見を受けた障害者計画素案の検討
平成19年2月5日	第6回策定委員会	障害者計画及び障害福祉計画の最終精査 (提言書の作成)
2月15日	提言書提出	伊勢崎市障害者計画・障害福祉計画(第1期)
2月20日	第2回庁内検討委員会	提言書を受けて伊勢崎市障害者計画・ 障害福祉計画(第1期)最終検討

(2) 伊勢崎市障害者計画策定委員会委員

No.	種別	氏名	所属団体	職名	
1	市民各界	松為 信雄	学校法人 東京福祉大学	委員長	
2		大澤 誠	社団法人 伊勢崎佐波医師会		
3		磯 高幸	伊勢崎市区長会		
4		渋澤 一良	伊勢崎商工会議所		
5		松沢 郁雄	伊勢崎市校長会		
6		平田 さつき	伊勢崎市PTA連合会		
7	障害者福祉関係	身体	小島 博久	伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会	副委員長
8			矢島 晴美	伊勢崎市聴覚障害者福祉協会	
9			長岡 実	伊勢崎市視覚障害者協会	
10		知的	安藝 みどり	伊勢崎市手をつなぐ育成会	
11			岡部 眞砂美	伊勢崎市障害児者親の会ネットワーク	
12			高木 恵一郎	社会福祉法人 伊勢崎市愛のはぐるま会	
13			中塚 美子	社会福祉法人 桑の実福祉会	
14		精神	小暮 明彦	社会福祉法人 明清会	
15			滝沢 友次	社会福祉法人 やよい福祉会	
16			渡辺 絹江	精神保健福祉ボランティアグループかんらんしゃ	
17	その他	品川 忠弥	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会		
18		関根 勇	社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会		
19	公募	野澤 好文	市民公募		
20		鈴木 なつ江	市民公募		

(3) 伊勢崎市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく伊勢崎市障害者計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民と行政の連携による計画案の検討を行うため、市民が主体で組織する伊勢崎市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 伊勢崎市障害者計画庁内検討委員会との連携による計画案に関する調査、研究及び検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者及び福祉関係機関の代表者
- (2) 市民各界の代表者
- (3) 公募の市民のうちから市長が認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から計画案を市長へ提言する日までとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委嘱後最初に招集される委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は必要に応じて随時開催するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

(4) 伊勢崎市障害者計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊勢崎市障害者計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、伊勢崎市障害者計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)との連携による計画案の検討及び全庁的な関係課の連携を図るため、伊勢崎市障害者計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 策定委員会との連携による計画案に関する調査、研究及び検討に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には福祉部長の職にある者を、副委員長には障害福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了する日までとする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(ワーキンググループ)

第7条 検討委員会にワーキンググループを置き、第2条に規定する事項の調査、研究、資料収集等を行い、策定委員会との連携を行わせるものとする。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる課の職員をもって組織する。
- 3 ワーキンググループにリーダーを置き、障害福祉課長の職にある者をもって充てる。

(関係者の出席)

第8条 委員長又はリーダーが必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会及びワーキンググループの庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

福祉部長
総務部広報課長
企画部企画調整課長
財政部財政課長
市民部人権課長
環境部交通政策課長
健康推進部年金医療課長
健康推進部健康管理課長
福祉部社会福祉課長
福祉部児童家庭課長
福祉部保育課長
福祉部高齢福祉課長
福祉部障害福祉課長
経済部商工労働課長
建設部道路維持課長
建設部建築指導課長
建設部住宅課長
都市計画部都市計画課長
都市計画部公園緑地課長
教育部総務課長
教育部学校教育課長

別表2 (第7条関係)

総務部広報課
企画部企画調整課
財政部財政課
市民部人権課
環境部交通政策課
健康推進部年金医療課
健康推進部健康管理課
福祉部社会福祉課
福祉部児童家庭課
福祉部保育課
福祉部高齢福祉課
福祉部障害福祉課
経済部商工労働課
建設部道路維持課
建設部建築指導課
建設部住宅課
都市計画部都市計画課
都市計画部公園緑地課
教育部総務課
教育部学校教育課

障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現

伊勢崎市 障害者計画

平成19年3月

- 発 行：伊勢崎市 福祉部 障害福祉課
〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410
電話 0270-24-5111
FAX 0270-26-1808
- ホームページ： <http://www.city.isesaki.lg.jp/>

表紙写真：伊勢崎市西部公園

この公園は、高齢者、障害者等をはじめだれもがいきいきと心豊かに日常生活を営み、又は社会活動を行うことができる社会の実現に寄与することを目的とした、群馬県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の第一号適合施設です。